

# I 原始・古代

## 第一章 原始社会

### 1、日本民族の形成

#### 日本史の原点

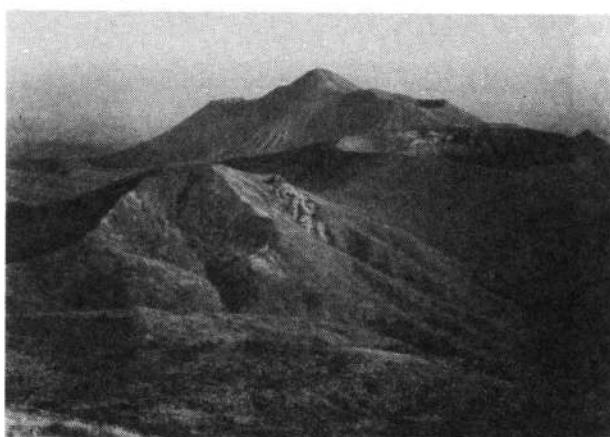
日本人の過去の生活と文化の状態が明白に知られるのはかなり新しく、すでに国家が成立してからのことである。現在のわれわれの生活には、國家の発生以前の過去につながる面もすくなくない。その出発点は日本民族が形成された時期に原点がおかれ、原始時代の状態から見てゆくことが必要である。

古事記や日本書記に書かれている神話・伝説は、その材料を六世紀ころに集大成したものと考えられ、日本列島にはぐくまれた日本民族の歴史は、この列島以外の地で成長したいつそう古い文化を過去に背負っていることも事実である。

#### 白き神神の座

神代史の舞台となつた霧島の全貌をみてみよう。川内川の河口にある月屋山（川内市水引）こここの石灰岩の中にフズリナ（紡錘虫）という小動物の化石がでてくる。この小動物は米粒大で海生の原生動物で、やく二億五千万年まえに生きていた生物である。奄美大島と阿久根市倉津海岸の一部にもこの地層がのこつていて、爬虫類がのし歩いていた時代が約一億年ぐらい前になる。信州の山の中からクジラの骨がでたり、ヒマヤラの高山から貝がらを拾つたという話はあっても、爬虫類やアンモナイト（頭足類）の化石は未発見である。数十億年という長い長い年月には、海が陸になつたり、陸が海になつたことも、また幾度かであつたろう。

地球上に大規模な氷河がしばしば発達した第三紀の後半から第四紀の洪積世にわたる期間に原始人類が出現して、最後の氷河期とともに絶滅した。同時代の地層は川内



霧島連山



## む む 望 を 島 桜

や志布志、青島、種子島などに散見される。洪積世から沖積世（現世）に移り、最後の氷河が退いたのちの時期に、水陸の分布および生物界がほぼ現在と同一の時代となつた。海の退却は絶頂に達し、陸地は大小の火山群から噴火した火成岩で埋つてしまふ、地質時代の一つのクライマックスが展開された。火山がまだ地の底にうごめいていたころ、すなわち五千万年くらいまえに地下深くから噴出した火成岩に、紫尾、高隈、肝属の各山塊や屋久島、大島にあらわに肌をさらしている花崗岩がある。長い年月に表土が洗われて露出している。この火成岩の置きみやげに、谷山の錫、屋久島のタンクステン、高隈の銅、錫、タンクステン、モリブデン、ウランなどの貴重な地下資源がある。

林立する火山、霧島は二十三の小火山のあつまりだし、そのふもとの姶良、出水郡境にも二十をこえる小火山があつた。その野山に蜂の巣のようにトロイデ型のかつこうのいい山が火山として活動していた。大小無数の火山、その火山から噴出する熔岩、野山は大火事になり、海中にも、大音響とともにしきりに火柱があがつて地獄の形相そのものであつただろう。私達の郷土、その名を姶良カルデラ火山という。火口の広さ四二九平方キロ、その裾野に鹿児島県がすっぽり入つてしまふ火山だつた。今日その原型をとどめないが、鹿児島市吉野台東部の断崖を両壁として加治木、敷根、福山、袴腰を結ぶ南北一七キロ、東西二三キロがその火口の原型という。県下の四九パーセントを埋めてしまつた莫大なシラス層は厚さ二〇〇メートル以上に達する。カルデラといふ名の陥没火口は、火山の高さより噴火口の大きいのを特長としている。霧島火山帶には南から鬼界（硫黄島）、阿多（指宿）、姶良、阿蘇の四カルデラがあつて、姶良カルデラは、世界一の定評ある阿蘇カルデラよりさらに五〇平方キロ広いという大規模なものである。その姶良火山の熔岩だまりに空洞ができ、それが陥没して今のが鹿児島湾ができた。はじめ海水はひたひたと霧島のあたりまで満ちていたらしい。この地溝に新しい火山が噴出した。霧島火山、蘭芋田池火山、桜島、開聞岳火山などがすべてそうである。桜島も現在島ではないし、霧島も島ではない。錦江湾の方は加久藤越の下に達していたという。また桜島は大正

熔岩、約三十億トンの噴出により島の東側、幅五〇〇メートルの海峡を埋め、桜島と大隅半島を陸続きにしてしまった。人類以前の、壮大な天地創造のドラマであった。

### 旧石器時代

旧石器時代、そのころの生活状態は、きわめてわずかに発見される道具類などから想像されているが、実際に手がかりとなるものが残存しない。極めて簡単な打製石器を用い、植物を採集し狩猟や漁獲を行っていた。大正九年出水市沖田の出水貝塚から三千年くらいまでの馬の骨が出た。東北大学の長谷部言人教授は馬の弥生時代渡來說を新石器後期渡來說に訂正した。昭和二十八年と二十九年に男女五体の人骨が掘り出された。遺体は完全な形でのこり、しかも狩猟時代前後期のもので五千年くらいと推定された。約一萬年から二万年前に日本の地形が現在の離島的形になつたと考えられる。(洪積世約二〇〇万年前) 最後の第四氷期(ブルム氷期)から後氷期(沖積世)にはいった時点である。

わが国の旧石器・無土器文化は、古い順に、握槌やチヨツバーなどの敲打器文化  
↓刃器文化↓尖頭器文化↓細石器文化と変遷していった。故に洪積世後半は日本の  
陸地が大陸と地続きであり、日本の洪積世文化は当然シベリア・中国・東南アジア  
諸地域の洪積世文化と関連があるとされる。

無土器文化後期の細石器文化は、シベリア・蒙古・ゴビ砂漠方面に近似している  
ともいわれる。

一万年前の火山の噴火、堆積する火山灰層、その環境の中で人々の生活の痕跡は  
無いとされていた定説を破つて、昭和21年・同24年に群馬県岩宿貝塚が発見され、  
獨学の考古学青年であった相沢忠洋(大正15年生)によって洪積世人類の生活の存  
在が確認された。

切通し(関東ローム層)の中についた黒曜石の細片がそれまでの縄文時代上限説  
を訂正した。現在全国で三千カ所、鹿児島県で三十七カ所を数える。

鹿児島県では昭和37年池水寛治(故人)の出水市の上場遺跡の発見が最初である。



先土器時代遺物、礫器(下)、尖頭器(右端)  
(九州歴史資料館蔵)

付近は標高五〇〇メートルの台地で旧石器時代の遺跡が次々に発掘された。

### 縄文文化



天降川から小島を望む

土器も押型文とよばれる縄文式土器が出土した。大口、伊佐、知覧、西之表に出土する曾烟式（日勝山式）といわれる土器である。縄文早期に属するもので從来南九州にはすくないとされていたが、水俣、八代あたりとの交易が判明してきた。あるいは土器をもたない石器だけにたよつたさらに古い種族がいたのかもしれない。南九州や北海道の縄文文化を東日本に対し周辺文化とよび、当時全国の人口を三十万人と推定しているから、南九州には二、三万人も住んでいただろうか。伊佐、大口の山岳地帯、知覧の高原地帯、大隅の山間部がおもな生棲地であつただろう。ところがこの狩獵民族を征圧する優秀な農耕文化をもつた種族が出現し、大隅の高山平野と薩摩の川内平野がその二大中心地となつた。食糧の安定度と人口の増加はおそるべき速さで先住民をその支配下に治めてしまつた。これはおよそ一世紀ぐらいの間であつたろう。日本の国土は、アジア大陸と地つづきで現在の日本海のあたりは海になつていた。ほぼ沖積世にはいるころ、つまり今から約一萬年ほど前に大変動があり、日本海、東シナ海が陥没して日本列島が形成された。熱帶性の野獸などが棲息していたことが、マンモスの化石が発見されたことなどから知られるが、人類が住むようになつたのは、この大変動以前からだつたのかも知れない。その人々は最初は非常に幼稚な剥片石器を使用し、土器はまだもつていなかつた。そののち縄文文化とよばれる、土器をもつ文化が列島全体にひろがり、それが数千年の長い間つづいた。そのころ列島は原始林におおわれていて猪、鹿、猿などの野生の動物が多く、海岸線は今よりもかなり高く、現在低地になつている場所で、その当時は海面下だつたところが多いようである。気候も現在とかなり違つてゐたようであるが、正確なことはわからない。この時代の文化は紀元前七〇〇〇年頃（河口貞徳は縄文早期と前期の境を八千年前に設定）から紀元前三〇〇〇年までと推定される。

明治時代には、無土器文化はもちろん弥生文化の存在も確定されず、石器と貝塚発見の土器を主体に先史時代（石器時代・縄文



縄文式土器〈注口土器、鉢、深鉢〉

(九州歴史資料館蔵)

文化)、古墳を標識とする歴史時代(金属器時代・古墳文化)に分類され、弥生式土器(最初東京本郷弥生町向ヶ岡の貝塚で発見・明治17年)も縄文式の中の土器群の一部として理解され、標識土器とは認定しなかつた。やがて発見地の地名が、その時代の名称として確定される。明治10年、東大講師として来日したアメリカの動物学者モーゲスの大森貝塚発見が、日本ではじめての学術的貝塚発掘でもあつた。

鹿児島県の考古学を確立したのは河口貞徳(県考古学会長)である。河口貞徳のライフケークである縄文・弥生時代の考古編年表は不動の標識である。

縄文時代の草創期・早期・前期・中期・後期・晩期の年代順に、その地方独自の土器型式を設定するという実証方式である。

その編年表では、南九州系統の場合、草創期(隆帶文)、早期(連点鋸齒文・石坂式・吉田式・円筒形条痕文)、前期(手向山式・平梅式・塞ノ神式・轟式・曾畠式・阿多式・深浦式・春日式)、中期(並木式・阿高式・岩崎下層式・南福寺式)、後期(出水式・松山式・市来式・草野式)に分類配列されている。

昭和56年10月刊行の隼人塚团地埋蔵文化財報告書「小田遺跡」の中に、「第一層表層(耕作土)約30cm、第二層黒色火山灰土層約15~20cm(遺物包含層)、第三層褐色輕石砂層約15~30cm、第四層砂層となる。深さ約1mで湧水が始まつた」とある。隼人町周辺地区の縄文式土器の出土地をあげれば次のとおりである。



高千穗宮址

地名	器形	石器
姶良郡姶良町鍋倉	西平、市来	
加治木町日木山	日本山	
加治木町小山田屋所	押型 御領、市来、指宿	
福山町小廻	阿高	石斧、石鎌、輕石、石偶
横川町中野谷口	阿高	石斧
溝辺町有川麦田	阿高、塞神 押型、塞神	
溝辺町有川木佐賀原	阿高、塞神	
溝辺町有川竹山	阿高、市来	石鉗、攔石
国分市上之段	市来、阿高	
隼人町小田	繩文式土器(前期)	
隼人町土井平椿	阿高、市来	
隼人町鹿児島神宮貝塚	繩文式土器(前期)	

## 第二章 国家の発生と成長

### 1、弥生文化の出現

日本列島の住民は何千年かの間、狩猟と漁撈の生活を送り、縄文文化がつづいたが、紀元前三世紀のころ、急に性質の違う新しい文化があらわれた。農耕文化をもつたすぐれた種族の出現を、よく示してくれるのが弥生式土器である。この土器を含む新しい文化が日本列島をすさまじい勢いで席卷していった。

古事記や日本書紀にある、アマテラスオオミカミの孫のニニギノミコトが神々を従えて日向（宮崎県）の高千穂の峰に天から降り、その曾孫のカムヤマトイワレヒコノミコト（のちの神武天皇）が舟軍を率いて瀬戸内海を大和へ向った。この神話、伝説を事実らしく説明しているが、この天孫降臨の神話を弥生文化の伝来と結びつけ、神武天皇東遷の説話であろう。弥生文化が南九州に最初にあらわれたという根拠はないし、東西両文化圏ははつきり分れている。つまり銅剣と銅鐸は北九州を中心としていて近畿地方には及ばず、銅鐸は大和を中心としていて北九州までには達していないからである。皇室の祖先は非常に古くから大和におり、それよりさらに古いことは何もわかつていないという結論になる。しかし記紀に銅鐸の記事がない事も疑問がのくる。弥生土器の

編年順でいえば薩摩式土器は後期に位置づけられている。弥生式土器は縄文式土器にくらべて一般に文様が退化・減少している。貝殻やヘラで描かれた弧文や直線文様がなくなり凸帯をめぐらす程度になり、後期になると絡線凸帯や幅の広い斜線文、竹管文、格子文、などを施したものが多くみられる。隼人町で弥生式土器の出土地の主な地名は次のとおりである。

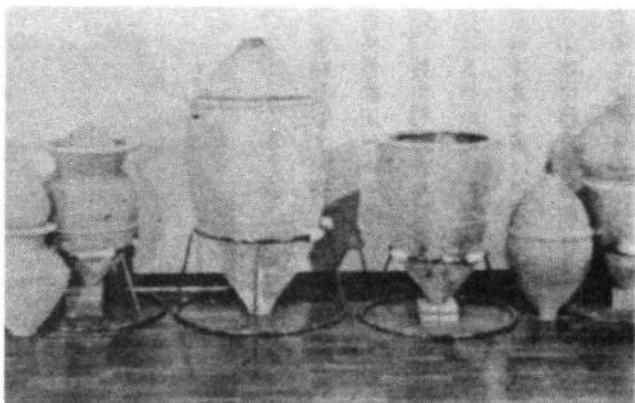
弥生式土器（九州歴史資料館蔵）

- 1、弓削丘遺跡（溝辺町弓削山）散布地
- 3、小田遺跡（隼人塚団地B地点）特殊遺構  
住居址・弥生式土器
- 4、津曲遺跡（隼人町松永字津曲）散布地
- 5、妙見遺跡（隼人町および牧園町宿窪田葉切）散布地

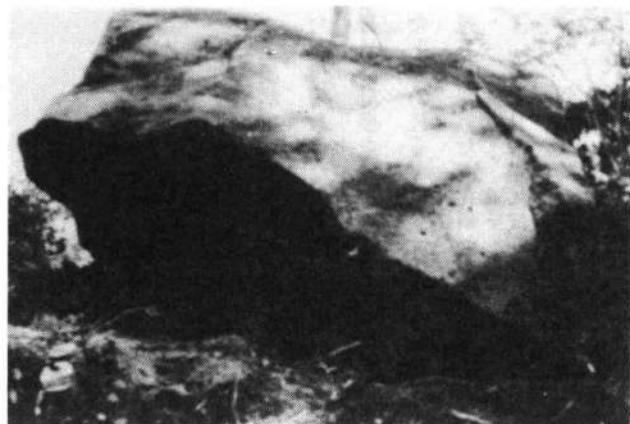
### 古墳文化

弥生時代に継続される時代を古墳時代とよぶ。

農耕生活と鉄器の普及によって生産力の拡大をはかり、経済力が飛躍的に上昇した時代であった。当時豪族達の連合体で構成されていた大和朝廷が、連合全体の力で畿外に発展をはじめた。四世紀の前半までは関東と東北地方を除いてはほぼ完了したと思われる。弥生文化の地域がまず統一され、つぎに当時、非農耕民的生活故に蔑視されていた南九州の熊襲や東国の蝦夷が征伐されたが、あまりはげしい戦が行われず、かなり急速に統一が完了したらしい。年代や戦いの具体的な内容は正確に知りえないが、倭王武の上表文により、統一と、熊襲・蝦夷の征服と、朝鮮進出とがつぎつぎに行われたことがわかる。結論として朝廷の成立とそれ以後の国土統一とは別の段階で考えたほうがよく、また朝廷と皇室とははつきり区別して考えたほうがよい。また



弥生式土器（松永津曲出土）



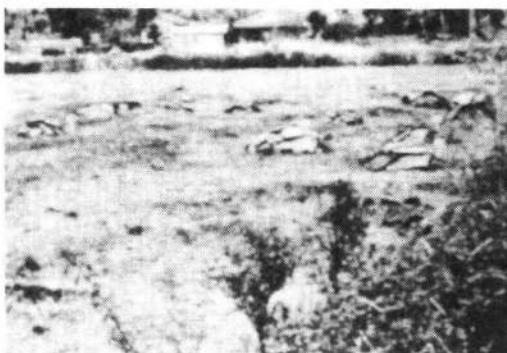
巨石遺構（鹿児島神宮神体山）

景行天皇とその皇子の日本武尊（ヤマトタケルノミコト）の征服物語がつくり上げられている。これはおそらく朝廷によつて幾度も行われた征服事業を、そのうちの顯著な一人物を主人公として、一つの物語にまとめ上げたものであろう。当時の朝廷に英雄物語にふさわしい活発な雰囲気があつたと思われる。

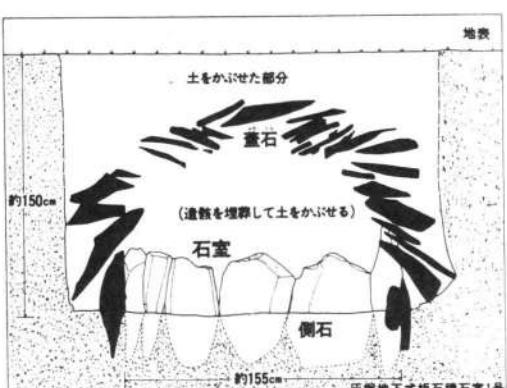
隼人町より北上すると地下式板石積石室が多く見られる。吉松町永山古墳もその一つである。直径一メートルの円型墳で、とくに10号墳をとりまく円形周溝は注目に値する。昭和48年8月寺師見国の大塚陶を受けた林昭男グループの発掘調査である。

古墳時代は上限を三、四世紀とし下限を

七世紀とします。この時代に国の統一という画期的事業が完成された。ゆえに主祭者の首長と農民という階級に分化はじめ、この首長の壮大な墳墓が築造されはじめた。畿内に発生した古墳文化は大隅半島の南端部、北薩地方を南限としている。この文化の受容はきわめてローカル化していることも特色である。伊佐郡、轟畠郡、肝付郡に分布する地下式土塙は地表下に入口となる直口を設けず、一定の深さで屈曲して横穴を設け、その中に輕石製の組合せ石棺を設置してある。地表入口（たて塙とせん道）は粘土塊等をもちいて完全に遮断密閉している。玄室は家形、舟形、箱形、不正形の四つに分けら



地下式板石積石室(永山遺跡史跡公園)

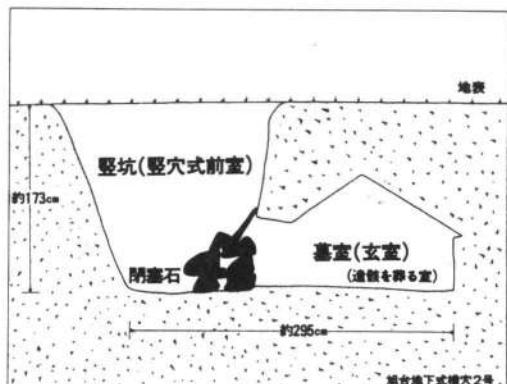


地下式板石積石室の構造模式図  
〔『灰塚遺跡』より、一部修正〕（浜松市博物館）

れる。川内川にそつて大口市、薩摩町、川内市、出水市などに分布する地下式板石積石室は地下に埋葬のための石室を設け、この上に板石を多量にふき、土を覆うたもので、地表になんらの標識ものこさない。鹿児島神宮の裏に神体山があり、巨大な遺構が残存している。隼人町内宇宮坂二間沢の地である。

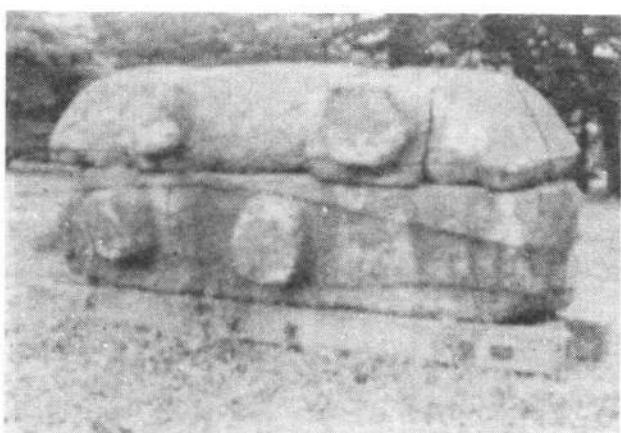
ここ古墳の型式は自然の山上を利用したもので、積石室である。肝属川をはさんで北と南、唐仁（東串良町）と塚崎（高山町）とに古墳群百八十五基があるが、最も大きい大塚神社の古墳と同じ形式といえる。ただ一基でなく、多くの古墳が付属している点が異っている。副葬品その他は未発掘であり不明である。県立坊野間公園の野間岳南側中腹にある宮ノ山ドルメン（昭和五年、鳥居龍藏博士調査）と似ている。しかしこの古墓がはたしてドルメンという範ちゆうにはいるかは疑問である。神宮の壮大な墓の表土近くの凝灰岩のまあたらしい肌は歴史の古さを忘れさせる位である。

## 2、大和国家の発展



地下式横穴の構造模式図(浜松市博物館)  
〔『宮崎県文化財調査報告書』より、一部修正〕

記紀に有名な神功皇后の新羅征伐の物語がある。神功皇后は応神天皇の生母に当り、大体この時代に当つており、日本出兵は一度だけでなく、書紀の記述の重要な部分は中国の文章をそのまま使つて書かれている。また書紀では神功皇后を「魏志倭人伝」の卑弥呼と同一人らしく思われるため、年代を三世紀のはじめになるようにしてあり、蘇我氏との関係もあって、ことさら重要な人物に仕立ててある。当時、朝鮮半島に進出し、任那を勢力下において根拠地とし、百濟と新羅とを問にはさ



長持形石棺（東京国立博物館蔵）



鹿児島神宮

んで、おもに強盛な高句麗と争った。四世紀の末から五世紀のはじめにかけて、しきりに高句麗と争った。高句麗王である広開土王の一代の功業を記念するため、その子の長寿王が鴨緑江岸通溝に建立した碑によると、「三九一年を以て來りて海を渡り。

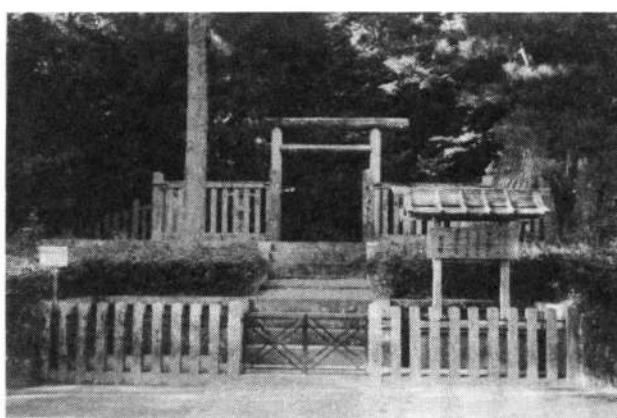
三九九年新羅、誓に違ひ倭と和通す、倭人國境に満ち、城池を潰破し。四〇〇年、歩騎五万を遣して、往きて新羅を救わしむ。官兵まさに至り、倭賊退く。四〇四年、倭不軌にして帶方の界に侵入す」という文があり、中国の南朝の東晉や宋の皇帝に使を遣つたこと、王武が五世紀後半、宋の皇帝に送つた上表文などが中国の史書によつて、国土の統一から半島進出に至る事情をよくしることができます。天皇の称号は、七世紀にならぬと出てこない。五世紀から七世紀の初めまでは、大王である。日本という名称も七世紀の末の作成である。当時はすべて倭であらわす。宋の順帝の新しい即位をしらないし、代がわりの挨拶の使者を四七八年に出した倭王武は、倭の五王の最初の済の時代にくらべ、興の時代には国際的な評価も後退していたので、それを一気に挽回しようとして努力をつけた。どの倭王も朝鮮半島南半の軍事権の所有と安東大將軍の称号の獲得を宋に執ように要求しているが、倭の五王の中で最後の武にいたつて全力をもつて訴えた。その上表文に「私の封ぜられた国は遠い土地のきわみにあつて、私の政府でもつて皇帝陛下の領土の外側を固めています。思いますのに私の祖先の禰は自ら甲冑をきて、山川を跋渉し、少しの休む間もありませんでした。かくして東の方は毛人の国を征服すること五十五国、西の方は多くの夷を征すること六十六国……」とある。この国数は実数ではあるまい。五世紀の国際・国内のゆれうごく情勢の一端を知ることができる。ここで話を三世紀に戻してみよう。「魏志倭人伝」の「倭の女王卑弥呼、狗奴王卑弥弓呼ともとより和せず」とある。男王ひみくこの統治するといふ狗奴国は、どこにもとめたらよいか。狗奴国の所在は、邪馬台国所在論の一環として、古くから議論の焦点になつていていた。九州説では肥後の球磨川流域、薩摩などがあり、畿内説では紀伊の熊野、毛野（柄木・群馬県）の地にもとめる説がある。結論からいえば、三世紀の日本で邪馬台国（土台をゆさぶるような勢力）が南九州にあつたとは思えない。邪馬台国（命運にかかる）こととい

えは、ひとつは本拠地に異変がおこった場合か、あるいは朝鮮・中国へつながる幹線ルート（瀬戸内海—北九州）に危険がせまつたときかの二つであろう。このような時代の流れのなかで、隼人町の夜明けを眺めてみよう。

### 統一国家への黎明

“雲にそびゆる高千穂の”紀元節の歌詞にはじまる日向国霧島山中に源を発し、国分・隼人両平野を流れる事、延々三六、九五糸、錦江の入江にそぞこの川は神代史の舞台といわれる。建国神話には日向（宮崎県）の高千穂の宮を出発した神武天皇は、途中、豊前（大分県）宇佐、築紫（福岡県）、安芸（広島県）、吉備（岡山県）などをへて、難波（大阪府）へついた。河内（大阪府）や紀伊（和歌山県）でまつろわぬ賊を討ち、さらに大和地方（奈良県）一帯を平定して、橿原の宮で第一代の天皇位についた。ときに辛酉年の春正月庚辰朔であつた。戦前の教科書では、この建国神話の前に、日本本の国土を神がつくつたという国生み神話があり、日本列島へ神々が天からくだつてきただといふ、いわゆる天孫降臨の神話がついていた。国家のなりたちの歴史は、まったく神話一色でぬりつぶされていたわけになる。

伊弉諾尊に蛭児という御子あり、三歳になつてもなお脚が不自由であった。尊はこの蛭児を天岩樟船に乗せて流してしまつた。その船が漂着した場所が隼人町内にある蛭児神社である。この蛭児漂着説は隣接町の加治木でも同型である。柳田国男著「うつぼ船」の一文を引用してみよう。「美しい少女が龍宮から人界にとついてきて、子をもうけてのちふたたび水界に帰る。豊玉姫以来の龍宮女房型の説話、また水の神の贈物としての小童の思想と相通する。この伝説には九州の原田一族・伊予の河野氏・備前の宇喜田氏等の古い移住者の家筋を語るものが多く、この信仰自体西南の海上より、わが列島に流れてきたらしい。大隅正八幡の本縁として古く記録された物語りは、七歳の少女が父を知らない男児と「うつぼ船」に入れられて、唐から流れついたものを神に祭り、北方の八幡縁起とは異つたものである。母神の名を大比留女といい、のちに築前若狭山に飛び入つて、香椎の聖母大菩薩と顕われたまい、王子は大隅にとど



高屋山上陵（姶良郡溝辺町麓）



蛭兒神社（隼人町内）

まつて正八幡宮にいつかれた。大比留女の名はすでに男山社においても記録され、朝家の認定と両立せざるを憚つて、次第にこれを南端の一社におしつけたのであろう。故に記紀に伝える応神天皇や神功皇后の事蹟は後世に附会されたものであることは、ほぼ疑の余地がない」とある。蛭兒神社は正八幡について大隅二之宮と呼ばれ、境内には珍らしい金筋竹と大楠がある。竹は茎に金の筋があり、蛭兒の釣竿とか水桿といい、大楠は漂着した天岩樟船の活着したもので、加治木（舵木）・梶木の由来と同例である。享保十三年八月、国分地頭であった樺山主計久初（墓は松原山実性院の東南卯塔井垣の内にある）が「神代楠が朽倒したので、稚樟を代植させた」としるされている。この享保十三年（一七二八）に植樹された楠が朽倒した神代楠をかばうかのようにそびえている。楠の後方肥薩線の線路をはさむようにして神代古跡がある。ここを開墾しているときに古鏡が数面出土している。一面は海獸葡萄鏡である。古墳時代に属する漢式鏡よりも、奈良時代に属する唐式鏡が絶対多数をしめている。他の鏡は中国製でなくして、和製（倣製）であると云う。蛭兒神社の海獸葡萄鏡在銘は『明物代代汎傳』で、現在鹿児島神宮に寄託されている。とにかく五世紀から八世紀にかけての遺物が、この地方の政治・文化・経済を推論するうえで、無視することのできないものであろう。東京国立博物館に調査を依頼してあつたが、結論をえないまま鑑定保留の形となつてゐる。

こここの海獸葡萄鏡と酷似するものが千葉県佐原市、香取神社に一面あり、福岡県玄海町の宗像神社の沖津宮祭祀遺跡出土品の中にもある。奈良の高松塚古墳にも出土している。奈良正倉院の海馬（トド）葡萄鏡に酷似しているのが香取神宮の銅鏡である。「幸ふる」（つきが良い）という思想は海幸の鈎を失つた時、あの鈎でないとどんな立派な鈎でも受取れないと拒絶されたことでもわかる。海幸は一生、漁獲の好運に見放されるといつてはいる。サキまたはサチという発想が生活と密着していた。水田農耕に不可欠な共同用水。その用水の運営・維持、すべて一定の指導者の存在が想像される。水の調節からくる能力が潮みつの玉、潮ひる

の玉で代表される。尊の実力の前に降伏した兄ホノスソリノ尊は「われワザオギの民となり」と臣従した。ホノスソリノ尊はアタノキミ、ヲハシの祖である。平城宮跡に出土した隼人の楯の国柄は幸ふる鈎を象徴するものであろう。

鹿児島神宮の御祭神はホノオリノミコト・アマツヒタカヒコホホデミノミコト・ヤマサチヒコなどの御名でよばれている。山幸とは「ケノアラモノ・ケノニコモメ」を狩獵し、その代表は鹿である。鹿を鹿児と作る。銅鐸の刻彫に鹿の図柄がある。

境内に昭和五年に創建した「改築記念碑」がある。碑文は、「靈蹟奈毛木の森に鎮ります吾等のうぶすなの大神は蛭兒の尊にして、かしこくもいざなぎ、いざなみの御子に当らせたまえり。古来鹿児島神宮を大隅一之宮と称し、蛭兒神社を二之宮と称して、祖先人の崇敬おかかるところなり。古文に蛭兒の神御年三歳になりたまえど、あし立ち給わされば父神・母神が天磐楠船に乗せて放ち給いしが、この地に漂着し、不思議や其船は芽をふき枝を生じて巨木となり、二百年前立ち枯れしと。今に洞となりて残りしこれを神木と称す。古今の名歌頗る多し、旧社殿は此神木の北方五間許りに在り。寛延三年（一七五〇）新田川の水患を憂えて今この地に遷祀せりと。爾來神威嚴として賽者常に絶えず、明治十四年社殿改造後既に五十年を経て、殿堂腐朽し、山雨到ることに雨漏甚しく、古人まことに恐懼にたえず、すなわち昭和五年四月総代委員と議を重ね広く氏子町民に義金を募集し、同年七月起工、同十月拝殿の改築、宝殿の改修境域の修理完く成る。壯麗森嚴にして坐口二神威の崇向を偲ばしむ。よつて碑を建て、録して後昆に伝うと云う。

昭和五年一月十一日

隼人町長 蘭田 新太郎 撰

三島 亨 謹書

総代工事監督

川添 新蔵

清藤 吉之助

龍宝三之助

平隈 嘉之二

富森 伊之助

龍波 見一雄

龍宝 伝助

海獸葡萄鏡（唐式鏡）



天 岩 柱（蛭兒神社境内）

※碑文は三島亨の書。塔身は南面し、高一三七センチ、横六三二センチ、厚三六センチ。

(改築費一、〇九二円八五銭)

### 高千穂の宮

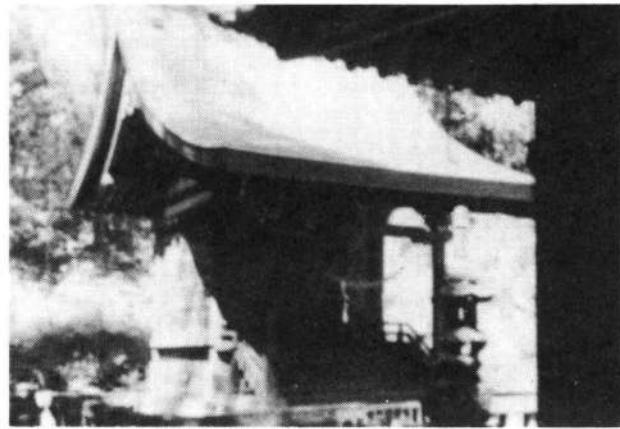
天孫降臨で有名なにぎの尊の御子彦火火出見尊（ひこほほでみのみこと）は正八幡宮の本主祭神の一である。この地は高千穂宮址伝説地のチャンピオンである。宮内原新田用水の流れに近く石碑がある。花崗岩で総高五六〇センチ、塔身の高さ四〇〇センチ、幅九九センチ、厚み五七センチの石碑で、紀元二千六百年（昭和十五年）の記念事業の一として行われたもので、当時の蘭田新太郎町長が栃木県の産地に出向いて、選定したものである。正面に「神代聖蹟高千穂宮址」、背面に次の碑文がある。

高千穂の宮は彦火火出見尊の久しく坐しませし宮居にして、尊の御孫神武天皇またこの宮に在り。皇兄五瀬命と御東遷のことを謀り給へりと、官幣大社鹿児島神宮神域、石体神社および附近の地はすなわち、その宮址なり。紀元二千六百年にいたり、肇国の悠遠を偲び光輝あるこの聖蹟を敬仰し、ここに碑を建て地を整えもつてとこしえに伝うるものなり。

隼人町聖蹟顕彰会会长蘭田新太郎、同委員川野政太郎、久徳新蔵、新村休五郎、塩屋勇雄、川島経助、林愛次郎、佐藤武助、大西重俊、渡辺綱治、淨財をよせた篤志家九一名で、総計七万九千百四拾円におよぶ基金で推進された。

三世紀はじめとかんがえられる倭国大乱のあと、卑弥呼が邪馬台國の女王として歴史の舞台に登場している。「魏志倭人伝」に「召使の女子人をかしづかせ、みずから戸外に出ることもなく一室にとじこもつたままである。卑弥呼の館には厳重な柵をめぐらせ、たえず護衛の兵士がそこを守っている」とつたえている。宮室や楼観や城柵などをおごそかに設け、兵を持って守衛する当時の状態から推測して、高千穂宮址は何処だろうか。永久の謎であろう。次に資料をあげて参考としたい。

①地理纂考)に「大隅国桑原郡鹿児島神社の古伝に、当社は彦火火出見尊の皇居にしてその山陵は溝辺郷麓村に在りて土人神割岡」という」。



石体神社（鹿児島神宮境内）

②「三国名勝図会」に「彦火火出見尊の御陵、高屋山上陵と称し、内之浦にあり。社家の説石体宮を尊の山陵といえるのは正しき拠なし」

③「欽明天皇五年鹿児島神社の上に雷電おびただしく……八流の幡降り來り：其出現の所は石体宮なりしと」

④「倭漢三才図会に「八流之幡顯坐、最初垂跡之地也」

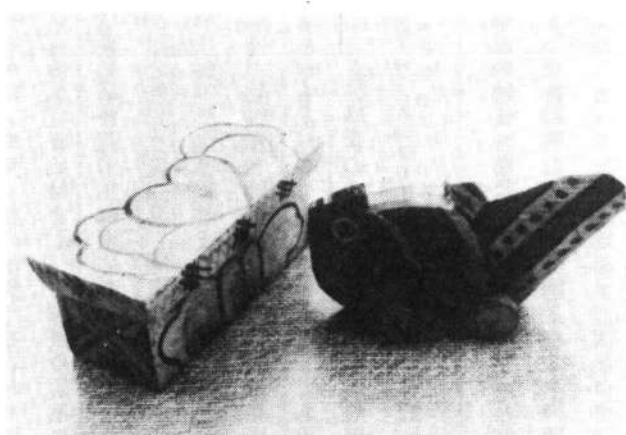
⑤「社家伝によれば、「今の正宮は和銅元年の建立にて、其以前は石体の地宮床とみゆ。一度々炎上に及ぶゆえに、後世今之地に遷し奉る」とある。

史実としての根拠がないので、ただ列記するにとどめる。

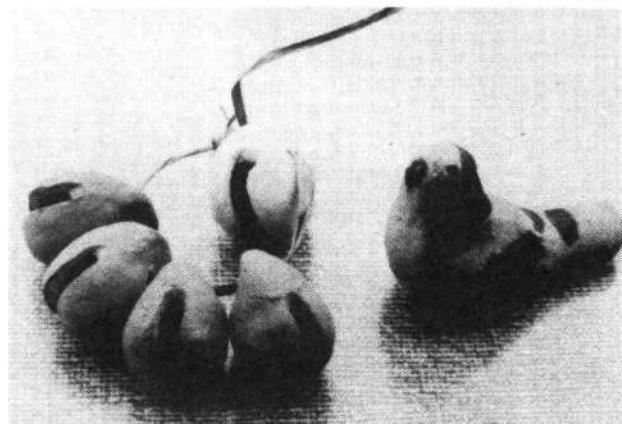
水鏡には「筑前九国内の大隅の宮にて、大盤石の影を便として彼八幡をば産み給し時にて、御約束の御誓のくれない御袴のものこしの石をば取給にする。其御誕生の時の大盤石の岩の上の虚空に、赤幡八流、紫雲の上になびきかかりて、七日七夜ありけるを」とあり。また今昔物語放生会の項に「八幡大菩薩前に、この国の帝王と御しける時、夷□□軍を引将て、自ら出立せ給けるに、多くの人の命を殺させ給ひける。□□初大隅の國に八幡大菩薩と現はれ在して」とある。

### 石体宮

石体宮はなまつて「オシャツテサ一」と呼ばれ、境内には安産の護符である小石が多く積み上げられてある。神功皇后の故事にあやかる説である。古くは旅行に比重がみられたが、現在は戌の日の女講でにぎやかである。とにかく石は人間にとつて、ゆりかごから墓場まで相伴をつとめる。神功皇后の腰に挿まれたと伝える石は、福岡県箱崎八幡宮の境内にあり、大伴旅人が万葉集によんだ筑前国子負の原の二つの鎮懐石も同様である。安産・旅行の護符として小石の信仰は数多く知られている。桑幡家で石体宮の祭祀を執行している。藩主東上の際、ここ的小石を持参呈上している。桑幡文書に「鹿児島神社神事奉行桑幡壱岐守公重の署名で、石体宮神宝金扇記……」とあ



鯉車と化粧箱（鹿児島神宮）



土 鈴 と 笛 鳩 (鹿児島神宮)

り、「長さ四寸五分、五本骨の金扇が神石中間より掘り出された」とある。火闘降命（ホノスソリノミコト）と弟彦火火出見尊との争は、海幸山幸の伝説で知られている。この争も弟君の手にいれた潮みつの玉、潮ひくの玉で終止符をうつ。灌漑や治水の技術と想像すればユーモラスである。この玉は鹿児島神宮の宝物殿にある。同じような玉が穎娃枚聞神社（開聞社）にもある。また枚聞社の化粧道具、国宝松竹蒔絵櫛箱（室町時代作）もある。正宮には豊玉姫の輿入れに使った化粧箱の玩具がある。海彦山彦の物語りは山本有三の戯曲でよくしられている。化粧箱と鰐車は郷土民芸の逸品であり、国分土鈴は佐賀の寒水からがら、彦山がらがら系統のものより劣るようである。この敗退を認めた兄君であるホノスソリノミコトは降伏の時、「吾は汝の俳優の民となり、君に仕えよう」と誓つた。後世ホノスソリノミコトの子孫達である隼人は、天業翼賛へのながい夏夜がつづいて行く。・

日本の神話は、おもに古事記上巻と日本書紀の神代の巻に見え、天地の分れたはじめて、いく柱かの神のうちにイザナギ・イザナミ二神があらわれて、国土草木そのほか種々のものを生み、最後にアマテラスオオミカミとツクヨミノミコトとスサノオノミコトがあらわれる。三神は高天原と夜の国と海原とを治めることになるのが、スサノオノミコトは高天原で乱暴をはたらいて地上に追放され、その勢力が出雲地方を支配する。アマテラスオオミカミは、自分の子孫が永遠に日本國土を支配すべきだというので、出雲のオオクニヌシノミコトに國ゆすりを要求して交渉が成立し、孫のニニギノミコトを地上に降す。ところがニニギノミコトが降った場所は九州の日向で三代の間そこですごしたのち、神武天皇のとき舟軍をひきいて大和へ向う。これは皇室の尊嚴性と正当性とを主張するという政治的な意図に強く貫かれていることが一見してわかるし、話のはこびとしては不自然な点が非常に多い。（津田左右吉「日本古典の研究」）朝廷では豪族を統制する手段として、政治上では氏姓制度をつくりあげ、精神面では神話・伝説の統制を行つた。また農民の集落の共同の神、氏の一族間の共同の神（氏神）を祭り、神社が建てられた。七世紀半ばの大化改新までこの太和国家とよばれる体制が維持された。

奈良県天理市東大寺古墳出土の後漢「中平」（一八四—一八九）年銘の大刀がある。天理市石上（イソノカミ）神宮所蔵の「泰和四年」（三九一）の七支刀（シチシトウ）銘文がある。前章で述べた熊本県江田船山古墳出土の大刀銘文がある。五世紀後半の古墳とされている。文中の「弥団齒（ミズハ）大王」と読むとしたら、百濟の「蓋歛（コウロ）大王」（在位四五五—四七五）もそれに該当する。単純に日本での文字使用例とみなすことはむずかしい。

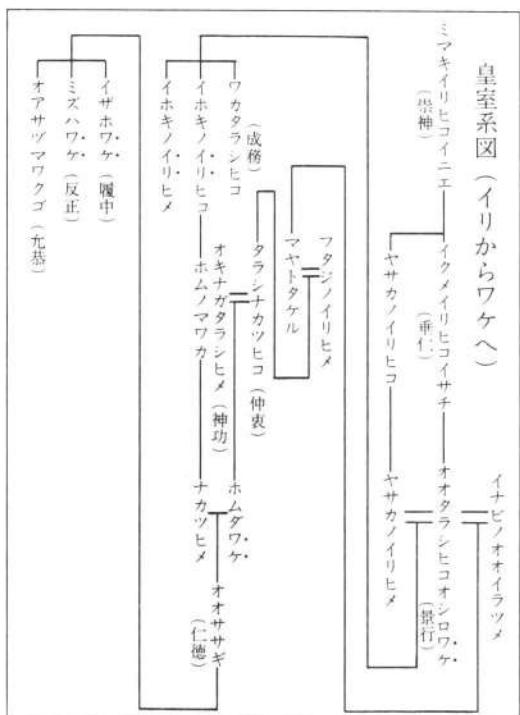
百济王代に王仁が「千字文」を日本に献呈し、それを教習せしめた。記紀では応神天皇の御代となっている。六世紀前半、梁の武帝のとき、「千字文」はつくられた。

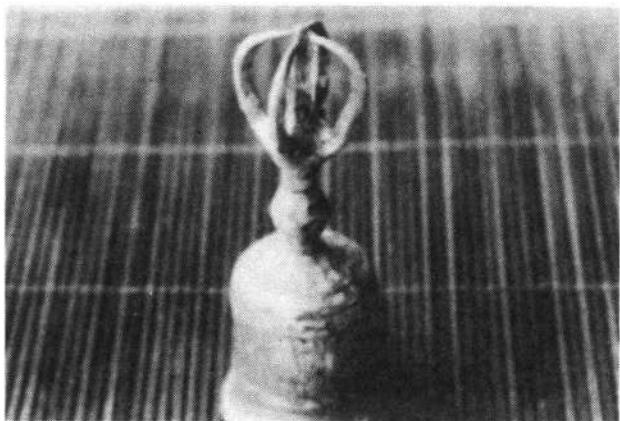
大同二年（八〇七）に齊部広成（インベヒロナリ）が「古語拾遺」をあらわし、「上古の世いまだ文字あらず、口々に相伝う」とあるが、口誦・伝承は現代も生きつづけている。

新井白石は史家の態度について「僭踰（せんゆ）にわたるといえども」とか、「疑を疑とし」とのべていて。簡単に結論を出すことも、逡巡することも、いずれも最善ではないと。大宝元年（七〇一）の大宝令によると、唐と新羅に大事をのべる時は、「明神御宇日本天皇」（アキツカミトアメノシタシロシメスヤマトノスマラミコト）と名のり、次事をのべるときは「アキツカミトアメノシタシロシメススマラミコト」と称し、国内で朝廷の大事をのべるときは「明神御大八洲天皇」（アキツカミトオヤシマノクニシロシメススマラミコト」と称すことを定めている。

六七二年の壬申（ジンシン）の乱以降、天皇を神とする神統意識が定着していく。

「万葉集」のなかに、「皇は神にしませば天雲のいかずちの上にいはりせるかも」と柿本人麻呂によつて持統天皇が表現されている。大伴御行は天務天皇を「皇は神にしませば赤駒のはらばう田居を都となしつ」と歌つている。天武天皇は「皇（スメラギ）は神にしませば」とか「王（オオキミ）は神にしませば」とか二つの流れが意識される。





五 鉢 鈴（鹿児島神宮藏）

和歌山県橋本市の隅田（スダ）八幡宮藏の人物画像鏡の銘文に「癸未年（キビ）」と「大王」の文字がある。癸未は四四三年と五〇三年に相当する。

大王は高句麗（コウクリ）では四世紀末、百濟（クダラ）では五世紀の後半に使用されているので、日本の場合でも六世紀直前には使用されたと思われる。

雄略天皇が葛城（カツラギ）山で狩りをした時、葛城の主である一言主（ヒトコトヌシ）との出会いがある。自分以外に倭國に王者はないと思っていた雄略天皇が、太刀や弓矢、衣服までぬいで、一言主の前にひれ伏す場面が「古事記」にある。神威に屈する雄略天皇と儒教の神仙思想の神に相当する雄略天皇の二面的表現がみられる。「日本書紀」になると同一人物の場合でも表現が変つてくる。

「魏志」倭人伝に「停喪十余日、肉を食わず、喪主哭泣（コクキユウ）し、他人就いて歌舞飲酒す。葬れば舉家水中にいたりて澡浴（ソウヨク）し、練沐（レンモク）の如くす」、「棺あれども憮なし」とある。天皇の死去の場合、墮宮（モガリノミヤ）で喪儀が行われる。

明治二十年秋、鹿児島神宮に参籠した詩人菊池九江の詩をかきそえたい。

山めぐり江よこたわつて景象雄なり、  
神蹤自らその中にあるを覺う

巍々たる華表は新霽に耀き

肅々たる玉檣、古風を存す。

一系君を戴く無比の国、四方侮を禦ぐ補天の功

有欽奕世帝城の壯なるは この老杉林裏宮にはじまる。

## 第三章 大和国家の確立

### 1、仏法王法

#### 律令体制の浸透

上古から近世にいたるまで、社寺はそのときどきの支配者の利害など社会上の必要によつて興亡流転した。

始良地方における古い社寺関係の主なものでは、国分市の台明寺、霧島町の霧島神宮、隼人町の鹿児島神宮、加治木町の安国寺、その地方の文化政治の中心となつて榮え、その必要がなくなるとともに衰減していった。

霧島神宮や鹿児島神宮は、天皇国家の成立しないころから氏族神として存在していたものと思われるが、記録によると台明寺や国分寺とともに前後して創建されたのではないだろうか。社寺の創建はとくに古い年代にひきあげがちだが、大和朝廷統一期から考え、上古においては神社各氏・各豪族の私祭で、それを次第に朝廷が政策的に統かつ支配し、神宝を進納させている。

天皇国家の強化策はこの氏族神または地域神を包せつしていく。天皇家一本の筋をとおすため、氏族制・地域制の打破を强行し諸氏族を擊破・提携して行くために普遍的な性格をもつ仏教が、ユニークな性格の神々に交代する。仏法王法として上代国家にとりいれられ、東大寺および国分寺の造立はその頂点的所産であった。台明寺、国分寺、鹿児島神宮、霧島神宮、大穴持神社と国分平野をめぐる上古の社寺がつらなつてゐる。肝付平野の古墳文化が衰えはじめるころから、国家統一の進展とともにこの平野が脚光をあびてくる。

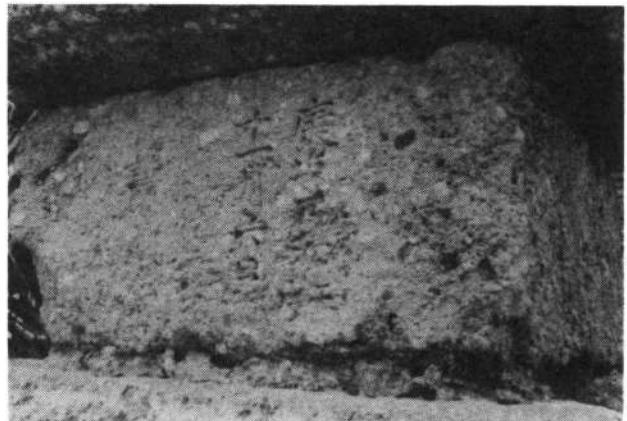
#### 大隅国分寺

大隅国分寺は天平十三年（七四一）三月聖武天皇の建立勅令をピークとして約百五十年位の間に前後して建立されたものとみられる。建立勅令よりさきに天武天皇時代、家ごとに仏壇をつくらせ、仏像経巻を安置せしめ、持統天皇のとき、毎年正月に必ず金光明経を読ましめ、文武天皇の時には諸国に国師を任命し、聖武天皇の神龜二年（七二五）には勅して諸寺院は僧尼をして金光明経を読ましめ、天平九年（七三七）には国ごとに丈六の釈迦仏の金銅の像の一体と挾侍の菩薩二体をつくり、十二年にはさら



大隅国分寺七重石塔

に諸国をして国ごとに法華經十部を備えしめ、七重の塔をたてさせている。長い年月の準備期をへた上に、國分寺設立の詔勅が出された。



大隅國分寺石塔紀年銘

國分市上小川にある大隅國分寺の周辺（市立図書館一帯）から出土する布目瓦は文様、形式からみて平安期まで下降すると思われる。諸国に國分寺と尼寺を創建、維持することは困難であつたろう。はじめ國分寺に五十戸と水田十町を寄せ、僧二十口をおき、寺号を金光明四天王護國之寺とし、國分尼寺に水田十町を寄せ尼十口を置き法華滅罪之寺とした。天平十六年（七四四）には國分寺と國分尼寺のためにおのおの正税二万束を出舉して永く造寺の用にあて、天平十九年には國分寺に水田九十町、國分尼寺に四十町を加え、さらに天平勝宝元年（七四九）には國分寺に一千町、國分尼寺に四百町の懇田を許しており、このよだな莫大な維持料を大隅國が負担しえたかはなはだ疑問である。台明寺文書大治五年十二月の曾乃墓町一町の沽却状に、「曾於郡二条二里廿七坪」などあり、國分の南方の一条なる地、隼人町内山田小字八ノ坪・五ノ坪、同小田小字六ノ坪などの地名に条里制の痕跡がわずかにみられる。現実には「名存実亡」とも思える。

弘仁式（八二〇年頃成立）と延喜式（九〇五—九二七）をくらべると、かなりのスピードで負担は増加している。弘仁式では大隅國國分料として日向國から二万束、

薩摩國國分料として肥後國から二万束を出舉の雜稻に計上している。國分寺跡の康治元年（一四二）十一月六日の石塔層塔が現存しているが、そのころまで隆盛をきわめていたか疑わしい。内山田宇都山の正國寺跡（通称寺跡）より出土し、現在隼人町歴史民俗資料館に在る阿彌陀如來の石像にも康治元年九月の銘がある。天文年間に清水の曹洞宗楞嚴寺の代春和尚がこれを中興し、天文十一年（一五四二）に後奈良天皇が四辻季遠を勅使として金泥の般若心経を奉

租 國	正 稅	公 序	雜 稻	(式)
日向國	60,000束	150,000束	73,000束	弘仁
				延喜
大隅國	60,000束	60,000束		弘仁
	86,040束	85,000束	71,000束	延期
薩摩國	60,000束	60,000束		弘仁
	85,000束	85,000束		延期

納させたが、日向大隅の大乱に阻止され、伊東義祐から大隅国守護代本田薰親に伝達しようやく目的を達している。また廃寺になつていたのを元禄四年（一六九一）かさねて復興されたが、すでに主僧一口の草庵であつた。

\*正倉の米穀は正税・糧穀・郡稻の三種とし、正税をさらに正税・

公序・雜稻の三種にわける。正税には動用・不動・雜米の区別があり、動用は出舉する米、不動は官の許可が必要なもの、雜米は大宰府に送るものである。公序は人民に貸しつけ利子をとるもの、雜稻は修理官舎料、地溝料、国分寺料をいう。

\*薩摩・大隅国分寺は天平勝宝八年から弘仁十一年の創建と推定され、薩摩国分寺金堂は東西約廿米、南北約十六米の正方形に近く、金堂と塔跡の距離十七・五米である。

### 大隅の国衙

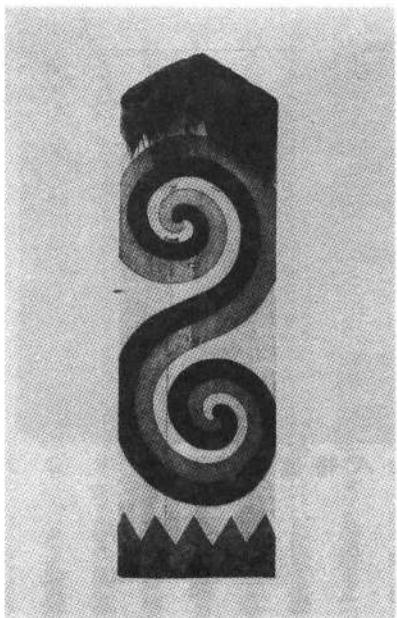
#### 大隅国司

守	陽侯	史麻呂	養老四年（七二〇）二月二九日被殺	守	布施	真継	貞觀十二年（八七九）任
目	榎鉢	麻呂	天平二年（七三〇）見	守	佐伯	春継	元慶二年（八七八）為安芸介
掾	土師	山麻呂	天平十年（七三八）見	守	春日	宅成	元慶二年（八七八）任
史	生日	置三立	〃	守	善道	維則	天慶二年（九三九）見
守	大伴	国人	天平十年（七三八）	権	村上	貞信	天元四年（九八一）任
守	中原	伊加麻呂	天平宝字七年（七六三）任	守	菅野	重忠	寛弘四年（一〇〇七）七月一日被殺
守	中臣習宣阿曾麻呂	宝龜三年（七七二）任		守	如時	長和二年（一〇一三）見	
権守	御室	是嗣	弘仁元年（八一〇）任	前	義信	長和四年（一〇一五）見	
権	淡海	豊守	承和九年（八四二）任	守	忠	寛仁四年（一〇一〇）見	

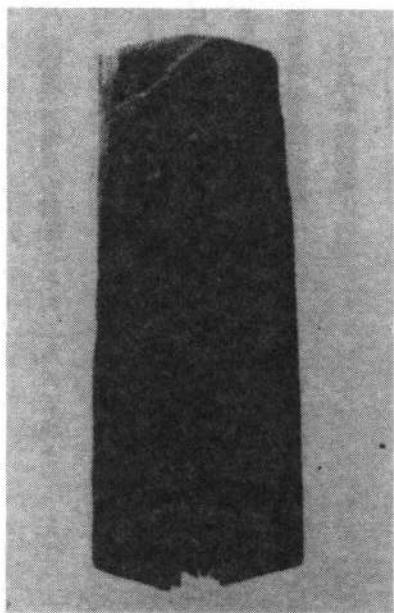


石仏像（隼人町歴史民俗資料館）

守	守	守	守	守	守	目	權大掾	権大掾	守	守	守	守	守	守	守	守	守	守	守	守	守	維	宗	守	重	
大中臣	大江	清原	中原	中原	菅野	酒井	藤原	建部	中原	清原	伴	藤原	内藏	高橋	中原	長國	寛德元年(一一〇四四)	為但馬守	天喜二年(一一〇五四)	見	康平三年(一一〇六〇)	見	長久二年(一一〇四二)	十一月見	長元二年(一一〇二九)	見
清友	康定	盛保	信兼	遠						師貞	守	元範	延久四年(一一〇七二)	任												
久寿二年	仁平二年	久安五年	康治二年	久安四年	(一一四九)	天承元年	(一一三一)	見	光	良俊	守	忠永	長元年(一一〇九六)	任	嘉承元年(一一〇六)	任	天永二年(一一一二)	任	天承元年(一一三一)	見	天承元年(一一三一)	見	天承元年(一一三一)	見	天承元年(一一三一)	見
(一一五五)任	(一一五二)任	(一一五九)任	康治二年	(一一四八)任	"	康治元年	(一一四二)	見	繼	天永四年(一一一六)	任	忠	永長元年(一一〇九六)	任	嘉承元年(一一〇六)	任	天永二年(一一一二)	任	天承元年(一一三一)	見	天承元年(一一三一)	見	天承元年(一一三一)	見	天承元年(一一三一)	見



**隼人の楯**（平城宮跡出土）  
（奈良国立文化財研究所蔵）



## 木簡 (題簽)



宇佐八幡宮本殿

景行天皇十二年熊襲叛して朝貢せず、同二十七年（九七）平定のために日本武尊をして熊襲征伐が行われた。国造、県主の設置とそのころの豪族として先代旧本紀に日向の国造については景行天皇の皇子豊國別皇子三世の孫老男。大隅国造として、「大隅直」というものがおり、大隅国第一の名族とよばれ、他の豪族が君または公姓であるにくらべるとこの氏だけが直姓をとなえていたことは、中央との関係があつただろうといわれている。つまり土着の豪族を大和朝廷では各地方の支配組織に組入れて、己の支配下におくことにした。大隅の国造は仁徳天皇の時代に設置され、孝徳天皇の時代まで約三百年つづいた。律令制定後は国造田を支給され、国造を優先的に郡司に任命したので、実質的にはその地方における地位は不動であり、名をすてて実をとつたことになる。国造には臣、連、君、公、直等の姓が与えられ、地方豪族には直、君、首が多く、帰化人には使主、忌寸、吉士等の姓がある。薩摩の大隅の諸豪族が君（公）姓であるのに大隅国造は直姓が与えられ、天武天皇の時八色の姓制定の時は大隅直に忌寸を賜わっている。大隅第一級の名族であつたし、中央との接触度、文化の程度など他の豪族を抜いていたと思われる。

日向国より大隅国が分立したのは和銅六年（七一三）である。続日本紀に「元明天皇、日向国から肝坏、贈於、大隅、始羅の四部をさいて、始めて大隅国を置く」とある。菱刈村の浮浪九百三十餘人が郡家をたてんことを願つて菱刈郡がおかれて、日本後紀延暦二十三年の条に桑原郡がみえるので奈良時代の末期には六郡になつてゐる。つまり菱刈、桑原、馴謨、熊毛の四郡が加わつて八郡十九郷と二十七里と記録にある。延喜式（平安初期に編集された法令集）には「所管八郡三十五郷、周囲百十里十一町四十間四尺」とある。大隅人口は和名抄によつて二万人から三万人と推定される。

大隅の呼称は大隅風土記に初めてみえている。この風土記は逸文で一部分しかのこつていな。完本でのこつてゐるのは五風土記のみである。風土記は和銅五年から延長三年の醍醐天皇の時代まですくなくとも二百十三年かかっている。風土記の編集にあつて日本書紀を参考にした説と、日本書紀の編集に風土記を資料とした説とがあるが、もし風土紀が養老よりおくれて完成したと

すれば、官撰の日本書紀に従うのが適当である。風土記の成立年代いかんにかかっている。

大隅の国の風土記に、「大隅の郡、串トの郷……髮梳の村」といふべし。：よりて久西良の郷という。久西良といふ。今あらためて串トの郷という。」

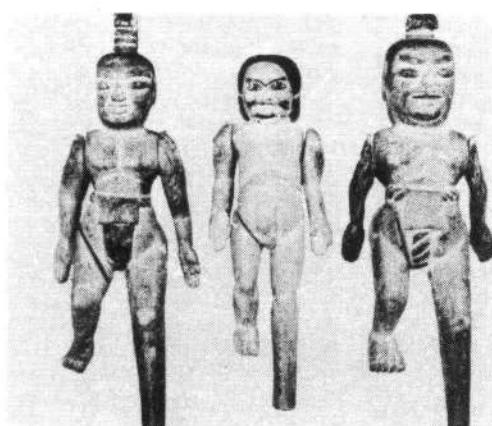
「大隅国の風土記にいわく、必志の里、むかしは、此の村の中に海の洲ありき、よりてひしの里という。」

「海の中の洲は、隼人の俗の語に必至という。」

大隅国は國分市府中にある国衙の地に鎮座する守公神社と隣接している。律書残篇によれば、「大隅国、郡五、郷十九、里二十七、去京行程十三日」とある。大宝令は里を五十戸と規定しているが、戸は五等親を含む大家族であるので、實際は多くなる。和名抄（平安時代）になると「大隅三十七郷」とあり、旧多轍国五郷をはぶくと大隅国三十二郷となり十三郷ふえている。当時の田数は四千八百余町（和名抄）とあり、色葉字類抄（橘忠兼著、一一四四成立）には「大隅国、本田三千七百七十三町」とふえ、建久八年（一一九七）の大隅国図田帳には「三千十七町五段大」とある。これを郷の数でわると奈良時代の大隅は約二万人、薩摩は約二万五千人、平安時代には大隅約三万人で、薩摩約三万五千人ぐらいと逆算される。

隼人地方は中央より遠隔の地であることが、特異な性格をもつた。熊襲征伐、島津の庄の発生、島津氏入国を、三州史上の三大変革といふ。班田収授にても、薩摩藩の郷士制度、門割制度、明治の地租改正にいたるまで半独立国の状態を云々される程度であつた。とにかく中央の政令が三州で実施されようとする、中央ではすでに衰退しあじめているという有様であつた。荒涼たる未開の三州の地は、いろいろな意味で好条件をそなえているのに着目した豪族たちが、行詰った莊園經營をこの地で挽回しようとした。大規模な開発と収奪がくりかえされた。

角川日本地名大辞典「宇佐神宮」の項に、宇佐市龜山の宇佐神宮の神領は封戸・水田を基とし、「宇佐大鏡」によると一〇郷三莊・本御莊十八か所・散在常見名田を総計



放生会の傀儡（宇佐八幡宮）

すると一万一千一六一町余の広い地域に及ぶ（県史料）。それは大隅・薩摩を除く九州七国に跨がる大社領である。また宇佐八幡の神宮寺である彌勒寺は一一四か所の莊園を所有した。

祭神は一の御殿に誉田別尊（八幡大神）、二の御殿に比売大神（多岐津姫命・市杵嶋姫命・多紀理姫命）、三の御殿に神功皇后（息長帶姫命）を祭る。式内社で豊前国一之宮、宇佐宮・八幡大菩薩・八幡三所大神・廣幡八幡大神宮・宇佐八幡宮などの呼称があつた。

欽明天皇三二年に八幡大神の神靈が出現し、聖武天皇の神龜二年（七二五年）に現在地の龜山に一の御殿を造営奉斎（扶桑略記・八幡宇佐宮御託宣集）。二の御殿は天平三年（七三一年）、三の御殿は弘仁十四年（八二三年）神託により奉斎された。

養老四年（七二〇年）の隼人反乱、天平十二年（七四〇年）の藤原廣嗣の乱に際して朝廷は宇佐八幡に祈請せしめた。  
奈良東大寺大仏の造立に当たり、天平勝宝元年（七四九年）八幡神が入京し、八幡大神に一品（ほん）、比売大神に二品の神階を贈つた（続日本紀）。

神護景雲三年（七六九年）道鏡事件に際し和氣清麻呂が來宮神託を受けた（続日本紀）。

貞觀二年、大安寺僧行教が京都鎮護のため、宇佐八幡宮の分靈を石清水八幡に勧請したことは前述した通りである。

康平六年（一〇六三年）源頼義は石清水八幡宮を鎌倉由比郷に分靈勧請したのが鶴岡八幡宮である。元暦元年（一一八四年）源氏に寝返つた緒方惟榮（これよし）は平家一辺倒の宇佐宮を焼討ちし、黄金御正体や文書を奪い取つた（玉葉・吾妻鏡）。建保六年（一二一八年）石清水八幡宮領筥崎宮留守行遍（石清水權別当（検校）宗清法印の代官）・同子息左近將監光助らが、大宰府大山寺の神人通事を殺害、延暦寺と石清水八幡宮との対決に発展する事件もある。

ありきつ来つ見れども、いさぎよき人の心をわれ忘れめや（新古今集・石清水八幡の神詠）、鎌倉から室町にかけて三社託宣として、天照大御神の正直、八幡大神の清浄、春日大社は慈悲の徳を掲げ、神威を発揚している。

世に八幡神は全国八万社、うち宇佐宮の分靈社二万五千社。神明社（約一万八千社）、稻荷社（約三万社）と並んで三大トリオである。

祭神に仲哀天皇・仁德天皇が加わるのは応神天皇の御父と御子で後に併祀した。比売神は宇佐・石清水では宗像の三女神である。筥崎宮では玉依姫命とされている。

大隅正八幡宮（鹿児島神宮）・新田八幡宮は宇佐と同系列である。天照大神の御孫、天津日子彦穗々出見尊（鹿児島神宮）、天津彦々火瓊々杵尊（新田神社）も八幡神の母子神として同系列の神とされる。

宇佐神宮が道鏡事件を転機に、平安京遷都に伴い、石清水八幡宮（第二宗廟）に主役の座が移行して行く。

宇佐宮のすまい（相撲）神事は、平安時代、宮中の年中行事の一つで、毎年旧暦の七月二十六・七・八日の三日間全国から召し出された相撲人が天皇の前で相撲をとる行事（節会）になつた。

加治木桑幡文書（県指定・桑幡元長所蔵）の安元元年（一一七五）の文書は「相撲人……」の文言がある。

### 隼人の反乱

(1) 文武四（七〇〇）年六月

薩末比賣、久賣。波豆。衣評督衣君縣。助督衣君弓自美。又肝衝難波。從肥人等持兵剽劫竟国使刑部眞木等。於是勅<sub>竺</sub>志物領。准犯決罰。

(2) ○大宝二（七〇二）年八月（一日）

薩摩多櫛。隔化逆命。於是發兵征討。遂校戸置吏焉。

○同年九月（一日）

討<sub>薩摩隼人</sub>軍士。授勲各有差。

○同年十月（三日）

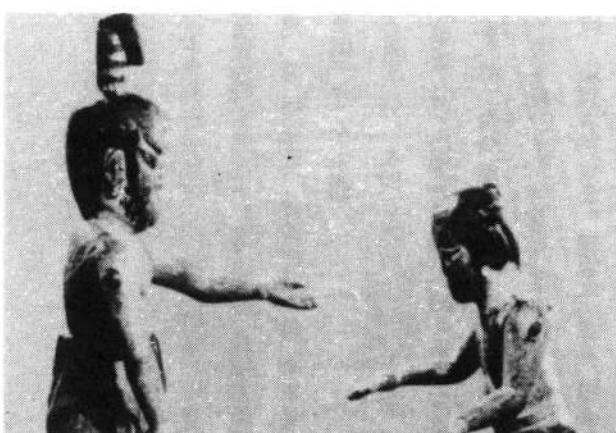
先是。征<sub>薩摩隼人</sub>時。禱祈大宰所部神九處。實賴神威。遂平荒賊。爰奉幣帛以賽其禱焉。唱更國司等今<sub>薩摩</sub>國也。言於國內要害之地。建柵置戍守之。許焉。

(3) 和銅六（七一三）七月

詔曰。授以勳級。本據有功。若不優異。何以勸獎。今討隼賊將軍并士卒等

戰陣有功者一千二百八十餘人。並宜隨勞授勳焉。

(4) ○養老四（七二〇）年二月（廿九日）



傀儡の相撲(すまひ)（宇佐八幡宮）

大宰府奏言。隼人反殺大隅國守陽侯史麻呂。

○同年三月（四日）

以中納言正四位下大伴宿祢旅人爲征隼人持節大將軍。授刀助從五位下笠朝臣御室。民部少輔從五位下巨勢朝臣真人爲副將軍。

○同年六月（十七日）

詔曰。蠻夷爲害。自古有之。漢命五將。驕胡臣服。周勞再駕。荒俗來王。今西隅小賊。怙亂逆化。屢害良民。因遣持節將軍正四位下中納言兼中務卿大伴宿祢旅人。誅罰其罪。盡彼巢居。治兵率衆。剪掃兇徒。曾帥面縛。請命下吏。寇黨叩頭。爭靡敦風。然將軍暴露原野。久延旬月。時屬盛熱。豈無艱苦。使々慰問。宜念忠勤。

○同年八月（十二日）

勅。征隼人持節將軍大伴宿祢旅人宜且入京。但副將軍已下者。隼人未平。宜留而己屯焉。

(5) 養老五（七二一）年七月（七日）

征隼人副將軍從五位下笠朝臣御室。從五位下巨勢朝臣真人等還歸。

斬道獲虜合千四百餘人。

(6) 養老六（七二二）年四月（十六日）

征討陸奥蝦夷。大隅薩摩隼人等將軍已下及有功蝦夷。并譯語人。授勲位各有差。

(7) 養老七（七二三）年四月（八日）

大宰府言。日向。大隅。薩摩三國土卒。征討隼人。頻遭軍役。兼年穀不登。交迫飢寒。謹案「故案」故事。兵役以後時有飢疫。望降天息。給復三年。許之。

(8) 天平十二（七四〇）年九月（三日）

廣嗣遂起兵反。勅以從四位上大野朝臣東人爲大將軍。從五位上紀朝臣飯麻呂爲副將軍。軍監軍曹各四人。徵發東海。東山。山陰。山陽。南海五道軍一萬七千人。委東人等持節討之。

○同年同月（四日）

召隼人廿四人於御在所。右大臣橘宿祢諸兄宣勅授位各有差。并賜當色服發遣。

○同年同月（廿四日）

又差勅使從五位上佐伯宿祢常人。從五位下安倍朝臣虫麻呂等。將隼人廿四人并軍士四千人。以今月廿二日發渡。令鎮板櫃營。東人等將後到兵尋應發渡。又間諜申云。廣嗣於遠珂郡家造軍營儲兵弩。

○同年十月（九日）

詔大將軍東人令祈請八幡神焉。大將軍東人等言。逆賊藤原廣嗣率衆一萬許騎到板櫃河。廣嗣親自率隼人軍爲前鋒。卽編木爲船。將渡河。干時佐伯宿祢常人。安倍朝臣虫麻呂。發弩射之。廣嗣衆却到河西。常人等率軍士六千餘人陳于河東。卽令隼人等呼云。隨逆人廣嗣拒捍官軍者。非直滅其身。罪及妻子親族者。則廣嗣所率隼人并兵等。不敢發箭。干時常人等呼廣嗣十度。而猶不答。良久廣嗣乘馬出來云。承勅使到來。其勅使者爲誰。常人等答云。勅使衛門督佐伯大夫。式部少輔安倍大夫。今在此間者。廣嗣云。而今知勅使。卽下馬。兩段再拜申云。廣嗣不敢捍朝命。但請朝廷亂人一人耳。廣嗣敢捍朝廷者。天神地祇罰殺。常人等云。爲賜勅符喚大宰典已上。何故發兵押來。廣嗣不能辨答。乘馬却還。時隼人三人直從河中泳來降服。則朝廷所遣隼人等。扶救遂得着岸。仍降服隼人二十人。廣嗣之衆十許騎來歸官軍。獲虜器械如別。又降服隼人贈啖君多理志佐申云。逆賊廣嗣謀云。從三道往。卽廣嗣自率大隅。薩摩。筑前。豐後等國軍合五千人許。從鞍手道往。綱手率筑後。肥前等國軍合五千許人。從豐後國往。多胡古麻呂不知所率軍數。從田河道往。但廣嗣之衆到來鎮所綱手多胡古麻呂未到。

天平十三（七四一）年閏三月（五日）

天皇臨朝。授從四位上大野朝臣東人從三位。從五位上大井王正五位下。從四位下巨勢朝臣奈氏麻呂從四位上。正五位上藤原朝臣仲麻呂。從五位上紀朝臣飯麿並從四位下。正五位下佐伯宿祢常人正五位上。從五位下大伴宿祢兄麻呂。從五位上阿倍朝臣虫麻呂並正五位下。正六位上多治比真人續養。阿倍朝臣子嶋並從五位下。正六位上馬史比奈麻呂。外正六位上曾乃君多理志佐。外從七位上桔田勝麻呂。外正八位上額田部直廣麻呂並外從五位下。

国 郡 表

大隅	延喜式	拾芥抄等	天保郷帳	新郡区編成(1878年)
	菱刈(ひしかり)	同	同	薩摩伊佐郡に編入
	桑原(くははら)	桑原 始羅(しら)	同 同	姶良(あいら)
	曾於(そを)	同・贈喰(そお)	贈喰(そお)	贈喰
	肝属(きもつき)	肝属	同	肝属
	始羅(あいら)			
	大隅(おほすみ)	同	同	薩摩、鹿児島郡に編入
	熊毛(くまげ)	同	同	熊毛
	馭謨(こむ)	同	同	
				大島
	管 8	8 郡	8 郡	5 郡

郷 表

- ① 菱刈郡 羽野、亡野、大水、菱刈の四郷
- ② 桑原郡 大原、大分、豊國、答西、稻積、広田、桑善、仲川の八郷
- ③ 曾於郡 葛例、志摩、阿氣、方後、人野の五郷
- ④ 大隅郡 人野、大隅、謂列、始萬、弥覆、大阿、岐刀の七郷
- ⑤ 始羅郡 野裏、串伎、鹿屋、岐刀の四郷
- ⑥ 肝属郡 桑原、鷹屋、川上、鴈麻の四郷
- ⑦ 馭謨郡 謨賢、信有の二郷
- ⑧ 熊毛郡 熊毛、幸毛、阿枚の三郷

主 要 公 家 官 員 表

大 国	守 1	介 1	大 小 機 1	大 小 目 1	史 生 3
上 国	守 1	介 1	機 1	目 1	史 生 3
中 国	守 1		機 1	目 1	史 生 3
下 国	守 1			目 1	史 生 3

大 郡	大領 1	少領 1	主政 3	主帳 3
上 郡	大領 1	少領 1	主政 2	主帳 2
中 郡	大領 1	少領 1	主政 1	主帳 1
下 郡	大領 1	少領 1		主帳 1
小 郡	領 1			主帳 1

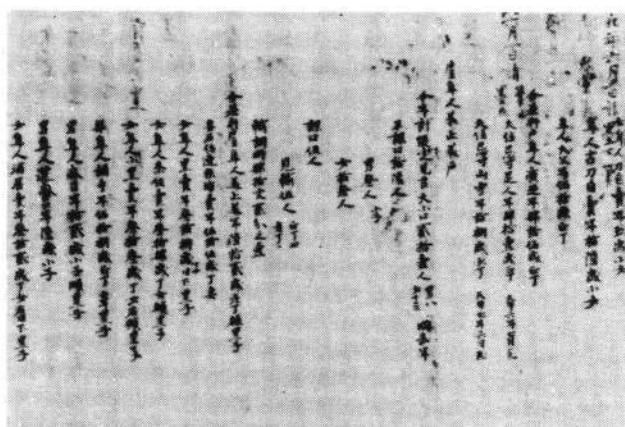
隼人史を沿革から展望してみよう。京都府綴喜郡田辺町（人口・三万九千二百人）の「洛南大住村史」（昭和26年）の編集担当の西田直次郎博士が、正倉院所蔵文書中の「国郡未詳計帳」の記述から考察され、この隼人の名前の出てくる計帳（戸籍）は、大隅の大隅ではなく、近畿地方の大隅（住）関係史料であろうと推定された。奈良初頭の和銅年中にはじめて錢貨が鋳造され、その流通範囲が近畿圏に限定され、全国的流通は見られなかつた。故に「輸調錢二十七文」、「輸調錢十八文」（郷土物産貢納を錢貨で代納すること）は西陸の地大隅隼人に非ずとされた。奈良時代、大庄村にあって一村悉く隼人であり、「大住隼人」、「大住忌寸」（いみき・古代の姓の一つで、やくさのかばねの第四位）・「阿多君」という名門の存在も考証された。

事実、大化革新の土地の班給・口分田も平安時代になつて大隅国に実施されている。

正倉院文書の写本は「大日本古文書」卷一（明治34年）に収録されている。

### 国郡未詳計帳（正倉院所蔵文書）

不課口貳拾壹人	
男伍人八位一	綠子一
女伍人	
賤口壹人婢	
課口漆人	
見不輸參人中男	
見輸肆人	正丁三
輪調錢貳拾漆文	圓坐貳枚
不合差科戸主從八位上隼人大麻呂、年伍拾玖歳	
正丁	右頬黒子
妻隼人古賣、年肆拾陸歳	丁妻 右目尻黒子
男隼人君足、年貳拾玖歳	正丁 依皂留 少丁 頸黒字



山城国隼人計帳（部分、正倉院文書）（隼人の移住地、山城国大住郷の調庸の賦課台帳）正倉院宝物

男隼人右足、年貳拾陸歲	正丁	男内臣田次、年漆歲 小子 〔印〕
男隼人小足、年貳拾參歲	正丁	男内臣石敷、年伍歲 小子
男隼人人足、年拾玖歲	少丁	婢豆布良壳、年拾玖歲
男隼人足人、年拾捌歲	少丁	戶主隼人國公首麻呂戸
男隼人時足、年拾壹歲	小子	去年計帳定良口、玖人男五
女隼人稻積壳、年參拾貳歲	丁女	今年計帳定見良大小口拾 女五
女隼人廣積壳、年捌歲	小女	帳後新附壹人女
女隼人眞宅壳、年參拾壹歲	丁女	不課口捌人
女隼人廣宅壳、年貳拾五歲、 〔六〕	丁女	男參人小子
女隼人白力自壳、年參拾玖歲	丁女	女伍人
隼人麻呂壳、年肆拾陸歲	丁女	課口貳人
隼人千嶋、年漆歲	丁女	見輸貳人正丁
女隼人乎刀自壳、年拾歲	小女	輪調錢拾捌丈
女隼人美知壳、年玖歲	〔九〕	合差科戸主隼人國公首麻呂、年參拾漆歲 正丁
隼人得嶋、年參拾陸歲	正丁	右上唇黑字
隼人大得、年伍拾伍歲	丁女	男隼人國公麻呂、年玖歲 小子
妻隼人眞玉壳、年肆拾捌歲	丁妻	男隼人國公道麻呂、年漆歲 小人
女隼人都伎壳、年貳拾貳歲	丁女	女隼人國公廣刀自壳、年玖歲 小女
隼人宅特壳、年參拾壹歲	丁女	女隼人國公廣虫壳、年參歲 緑女
大住人繆壳、年伍拾伍歲	丁女	隼人石嶋、年參拾壹歲 正丁 右鼻於黑子
女隼人淨壳、年伍歲	小女	男隼人廣嶋、年肆歲 小子
隼人小刀自壳、年貳拾漆歲	丁女	女隼人子嶋壳、年伍歲 小女
隼人左目上黑子		

女隼人鳴虫壳、年貳歳 緑女

隼人和伎毛壳、年參拾捌歳 丁女

女隼人刀自壳、年伍歳 小女

隼人古刀自壳、年拾陸歳 小女

隼人大父、年伍拾歳 正丁

合差科戸隼人廣足、年肆拾伍歳 正丁

大住忌寸足人、年肆拾壹歳 正丁

天平六年七月死

大住忌寸山守、年拾捌歳 小丁

天正七年六月死

戸主壳人美止美戸

今年計帳定見良大小口貳拾壹人男八  
女十三同去年不課口拾陸人

男參人小子

女拾參人

課口伍人

見輸伍人

輪調錢肆拾文貳分之壹

合差科戸主隼人美止美、年陸拾貳歳 老丁 頓黒子

妻石作連族綿壳、年伍拾伍歳 丁妻

女隼人黒壳、年參拾捌歳 丁女 目下黒子

女隼人奈佐隼、年參拾肆歳 丁女 頓黒子

女隼人小黒壳、年參拾參歳 丁女 右頬黒子

弟隼人稻手、年伍拾捌歳 正丁 鼻黒子

男隼人麻呂、年拾貳歳 小子 顎黒子

男隼人道麻呂、年陸歳 小子

女隼人酒屋壳、年參拾貳歳 丁女 右目下黒子

女隼人椋屋壳、年貳拾伍歳 丁女

女隼人廣刀自壳、年貳拾參歳 丁女

弟隼人首麻呂、年肆拾伍歳 正丁

妹隼人姪壳、年拾漆歳 丁女 右頬黒子

阿多君吉壳、年拾陸歳 小女

隼人弓張、年參拾漆歳 正丁

男隼人古麻呂、年伍歳 小子

合差科戸隼人藥、年貳拾陸歳 正丁 唇黒子

女隼人妹壳、年陸歳 小女

女隼人玉虫壳、年伍歳 小女

妹隼人酒虫壳、年參拾伍歳 丁女 鼻黒子

外孫女葦屋主寸淨壳、年參歳 緑女

隼人古壳、年貳拾伍歳 丁女 左眉黒子

隼人伊蘇壳、年貳拾歳 小女

隼人阿那壳、年漆拾參歳 耆女

隼人小墨、年拾參歳 小子

弟隼人墨麻呂、年伍歳 小子

妹隼人魚壳、年拾壹歲 小女

戶主隼人麻呂、戶別項

隼人乙麻呂、年貳拾五歲 正丁 天平六年九月死

戶主隼人小君戸

今年計帳定見良大小口貳拾漆人男  
女十七同去年不課反貳拾伍

人

男捌耆壱七

女拾漆人

課口貳人

輸調錢拾捌文

不合差科戸主隼人小君、年陸拾陸歲 耆老殘疾、一目盲

右頰黑子

妻隼人姪壳、年漆拾歲 耆妻

妾大住隼人黒壳、年伍拾漆歲

丁妾 右頰黑子

合差科戸隼人甥麻呂、年參拾五歲 正丁 口下黑子

男隼人老人、年拾參歲 小子 右日本黒子

男隼人益人、年拾歲 小子 目黒子

男隼人麻呂、年拾貳歲 小子 无印

男隼人黒麻呂、年拾壹歲 小子 无印

女隼人虫名壳、年伍拾歲 丁女 右手棣黒子

女隼人黒壳、年參拾伍歲 丁女 右頰黒子

女隼人眞刀自壳、年參拾壹歲 鼻黒子

孫女隼人豊刀自壳、年拾漆歲 少女

孫隼人牛甘、年貳拾壹歲 正丁 右頰黒子

姪女隼人洒壳、年伍拾貳歲 丁女 右頰黒子、

姪女隼人麻呂壳、年貳拾壹歲 丁女

姪女隼人比知壳、年貳拾壹歲 丁女

外孫女隼人眞刀自壳、年拾捌歲 小女 黑女

隼人竹乎壳、年陸拾歲

丁女

合差科戸隼人甥麻呂、年參拾五歲 正丁 口下黑子

## 律令制下の農民負担

種類	正丁 (21~60歳)	次丁(老丁) (61~65歳)	少丁(中男) (17~20歳)	備考
租	口分田1段につき稻2束2把 (収穫高の約3%)			男女とも。国衙の財源。京・畿内免除
庸 (歳役)	布2丈6尺 (10日の歳役) (のかわり)	正丁の1/2 (5日の歳役) (のかわり)	なし	中央政府の財源。京・畿内免除 (歳役30日)
調	鞘・繩8尺2寸、 麻布2丈6尺、綿 1斤などにより1 種またはその他の 特産物		正丁の1/2	正丁の1/4 中央政府の財源。 京・畿内は正丁麻布 1丈3尺、次丁 1/2、少丁1/4
調副物	染料・麻・油など の地方特産物	正丁の1/2	正丁の1/4	京・畿内免除
雜福	年間60日以内従事	年間30日 以内従事	年間15日 以内従事	良民男子の人頭税。 国司の使役
兵役	兵士=軍團に勤務 (3人に1人の割合) 衛士(任期1年)・ 防人(任期3年)= 兵士から選抜	なし	なし	兵士は庸・雜徭免 除。衛士・防人は 調・庸・雜徭免除。
仕丁	中央官府の労役 (50戸ごとに2人。 任期3年)	なし	なし	調・庸・雜徭免除。 造営事業の主要な 労働力
運脚	庸・調を各地方から中央政府へ運搬			往復の食糧自弁
出舉	春穂の強制貸付(公出舉=利息5割をつ けて秋に返納。私出舉=利息10割)			公出舉=雜稅化 国衙の財源
義倉	備荒貯蓄(親王戸および等外の貧戸を除 き、全戸が貧富の等級にしたがって粟そ の他の穀物を提出)			戸毎の付加税化 国衙の財源

0~3歳 緑児(男)・緑女

4~16歳 小子(男)・小女

66歳~ 老者(男)・老女

### ●漢数字の表記

壱	貳	參	肆	伍	陸	漆・柒	捌	玖	拾
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十

田辺町は木津川中流の西畔、西は丘陵、東は田地が多い。木津川の河床が高い為に、これに流入する手原川・天津神川・馬坂川、防賀川・普賢寺川は天井川で、平時は普賢寺川を除いては水無し川である。北は八幡市、西は大阪府枚方、奈良県生駒市と接している。ここ田辺町の北部に大住(人口四千二八七人)の里がある。

大住の地に式内社月読神社があり、新暦の十月十五日「隼人舞」が奉納されている。

ここ「隼人舞」の復活にはながい曲折があった。鹿児島経済大学教授志賀剛(香川県丸亀市出身)の大膽な新説である「山城発祥説」であった。この新説は能楽の源流をなしたといわれる大和猿楽は、実はここに移住した「山城隼人族」によって形成され

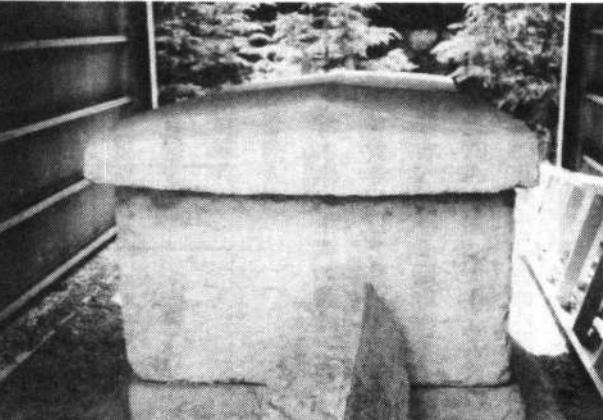
たと推論され、大住地区がにわかに歴史の舞台に登場した。

この十月十五日の祭りと、鹿児島神宮隼人職（小倉四家）の「おしきさあ」の巡幸初日（旧暦十月十五日）とが奇妙に一致する。牡じしは「ひおもて」（東南）、牝じしは「ひうら」（西北）の地区を巡幸する。

大住地区では、ゆかりの隼人舞を復活させ、昭和五〇年に町の無形文化財に指定、山城（背）隼人は史実に登場後約千二百年ぶりによみがえった。

この指定に漕ぎつける迄には志賀剛と中川健三（新田辺郵便局長）との尽力があった。

初めて鹿児島の地を踏んだ志賀剛は鹿児島市北郊の坂元町に立つ「催馬楽（さいばら＝古代民謡の一つ）発祥の碑」の前で、山城隼人の仮説に対しても予感を覚えたと云う。



家形石棺（京都府綾喜郡田辺町）

大住地区へ五〇回以上の実地踏査と史実とで確認した史跡・伝承に大胆な推理を駆使した「日本芸能の主流」（雄山閣）が出版された。

宮中の御神楽の人気を独占した隼人舞の演出者は実に大住地区の山城隼人であった。

即ち隼人族の御神楽—猿樂—能樂へと明快な考証を提起した新説は、芸能史学界に論争を巻き起した。

昭和四四年十一月八日、鹿児島神宮隼人職の隼人舞（大隅系）を除いて、唯一の伝承者と見られる牧山望（薩摩郡祁答院町出身・現在明石市魚住町清水在住）が幻の隼人舞を鹿児島催馬楽で復演した。薩摩系の隼人舞である。阿多隼人の舞いは大隅系より曲数が多く、足占（あしうら）とカタビロカス（手を律動的に振りあげる）等を含み、山幸・海幸の神話を含む舞いで、御笠の舞い、御幣の舞い、つるぎの舞い、鬼人の舞いの四種。

催馬樂（せばる）「酒を飲（た）べて、飲べ酔うて、たむとこりぞ參で来る。よろぼいぞ參で来る、たんなんたんなんちりら」（律調）は近くを流れる鼓川（タンタロ）の滝がかもしだす自然の妙音に合わせたものといわれる。

重富・白銀坂・車札ヶ岡（馬頭觀音）・吉野・催馬樂（山の神）と云う古代の鹿児島と鹿児島神宮を結ぶ線上に古代芸能のロマ

ンを覚える。

大住地区の背後に横たわる甘奈備丘陵は、ゆるやかなスロープを描き、生駒山系へと吸い込まれてゆく。全国に甘奈備という山の名は多い。神が宿る山の意味で、古代人は美しい山こそ、神を迎えるにふさわしい場所と考えた。

甘奈備山の北側に外山（とやま標高百二〇㍍）がある。宮中御神樂の歌詞に「深山にあられ降るらし外山なる、まさきのかずら色づきにけり」。天平年間、宮中で演奏された御神樂の最初のプログラムは「庭燎（にわび一かがり火）」の歌で始まった。

鹿児島神宮の惣社である石清水八幡宮も田辺町に隣接する八幡市にある。誉田別尊（ほんだわけみのみこと・応神天皇）、比売大神（ひめのおおかみ）、息長帶比売命（おきながたらしひめのみこと・神功皇后）が祭神である。

石清水八幡宮の山頂鳩ヶ峰は標高百四二㍍、鎮座地は男山・雄徳山・丈夫山ともよぶ。以前どちがつて現在はケーブルカーで簡単に参拝できる。

貞觀元年（八五九年）、奈良の大安寺の僧行教が宇佐八幡宮參籠中、八幡大菩薩が近都に遷座し、國家を鎮護せんとの神託を受け、上京途次、山崎離宮付近で石清水男山に鎮座する旨の示現があった。このことは清和天皇・皇后との靈夢と一致し、朝廷は木工権允橘良基に命じ、宝殿六宇を造営させた（護国寺略記）。勿論藤原氏の清和天皇擁護の布石でもあった。

行教はこれを護国寺（薬師堂と号す）と改め（遷座略記）、神宮寺とした。八幡宮と護国寺は一体で、護国寺僧主導のもとに管理され、魚味を供さず、ために「延喜式」神名帳に記載されない（宮寺縁事抄）。

護国寺初代別当には行教の甥安宗が貞觀五年（八六三年）に補され、寛平八年（八九六年）には行教の弟益信が八幡宮初代檢校となつた。貞觀十八年には（八七六年）に山城國正税から年料四二石が寄進、同二十年には紀御豊（行教甥）が神主に補され、放生会も貞觀年中に始行され（天暦二年勅祭となる）、次第に組織・祭祀が整備された。石清水創立の最大の推進役であった藤原良房以来藤原北家との密接な関係がうか



石清水八幡宮（京都府綴喜郡八幡市）

がえる。

安産祈願として万寿三年（一〇二六年）の仁王經転読、保延五年（一一三九年）の美福門院の時（鑿海の西には、うみの宮、御産平安たのみあり、鳳城の内には、男山、皇子誕生疑ひなし」（今鏡）と、神功皇后の故事に連動して祈願された。

延久四年（一〇七二年）の莊園整備までに三四ヶ所（うち一三莊は契券不明のため停止）の所領を保有した。

初期は初代別当安宗系紀氏を中心に他姓がはいるが、宇佐彌勒寺から入った元命が治安三年（一〇二三年）に十九代別当に就任後、元命系に移り、同時に支配も彌勒寺。宮崎へ拡大する。二十五代別当光清以降は紀氏の独占となり、光清の子勝清・成清の系統はそれぞれ田中家・善法寺家と分かれ、さらに庶流に分かれた（石清水祠官系図）。光清の娘（美濃局）の鳥羽院祇候、皇子出生は別当家の位置を向上させ、ひいては彌勒寺・喜多院・竈門神社・大隅正八幡宮をも支配するに至る（宮地直一・八幡宮の研究）。保元三年（一一五八年）の官宣旨に見える宮寺領は三四国百か所、極樂寺領も一五国三七か所の莊園。別宮などがあげられている（石清水文書）。

以上の引用した文は鹿児島神宮（大隅正八幡宮）の四社家（神宮最高位の家系）と密接に関係し、組織・運営も宗廟を手本とする。故に男山八幡の隣接地である田辺町大住地区も関係してくる。

更に隼人研究を一步前進させたのは、石清水八幡宮がある八幡市美濃狐谷の「狐谷横穴（おうけつ）群」に関する発掘調査（昭和五七年一月）である。その報告書が財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センターから刊行されている。

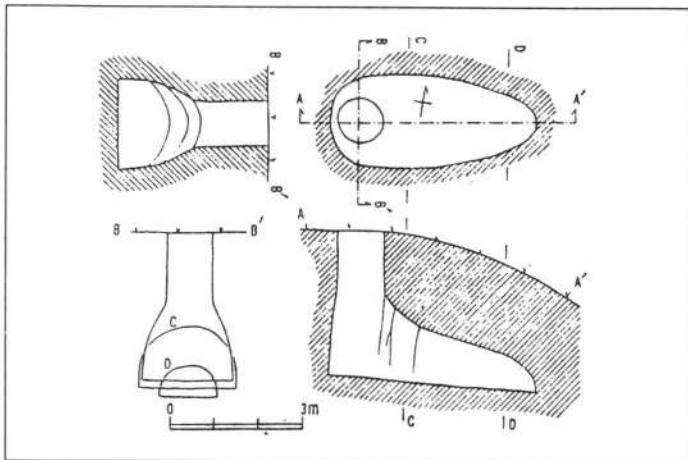
考察として、「弥生期の高地性集落として、近くの田辺町の天神山遺跡と酷似している。この遺跡の東側に八幡市美濃山字御毛谷（ごけだに）という所があつて、いわゆる隼人の地下式古墳を残している所である。これが郡家（こうげ）から転じたものと推定できぬだらうか」とある。

狐谷横穴は男山丘陵の東北側にあたる標高三〇メートルほどのなだらかな斜面の竹林で田辺町との境界に近い。府立八幡南高校の建設予定地であった。

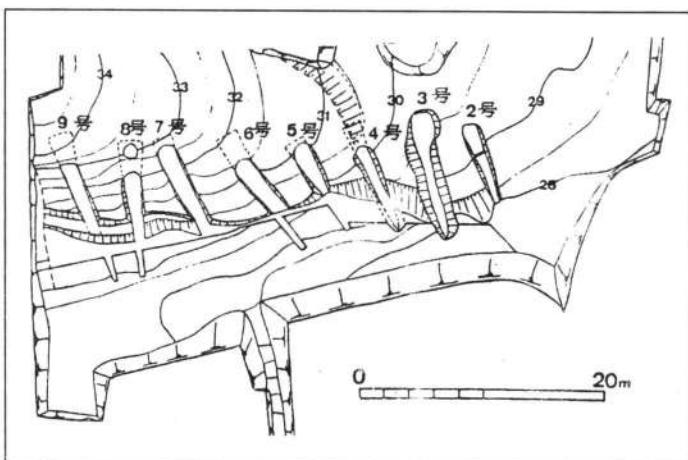
八基の横穴は小さな谷の南向きの斜面を一メートルほど掘り下げた地山層で、東西に並んでいる。いずれも南向き。斜面をくり抜いて遺体を葬った玄室は入り口部分では幅・高さともに一メートル・五メートルほど。奥行は三メートル。それぞれ玄室から南向きに幅一メートル前後の切り通しの墓道が四メートル延びているほか、各横穴を巡るための参道とみられる幅〇・八メートルほどのテラスも一部で検出された。

出土遺物は須恵器、土師器、鉄刀、金環、鉄鎌などで、人骨は十体以上確認された。土器の年代から見て、古墳時代後期の六世紀末から七世紀前半の比較的短期間に次々と造られたらしい。

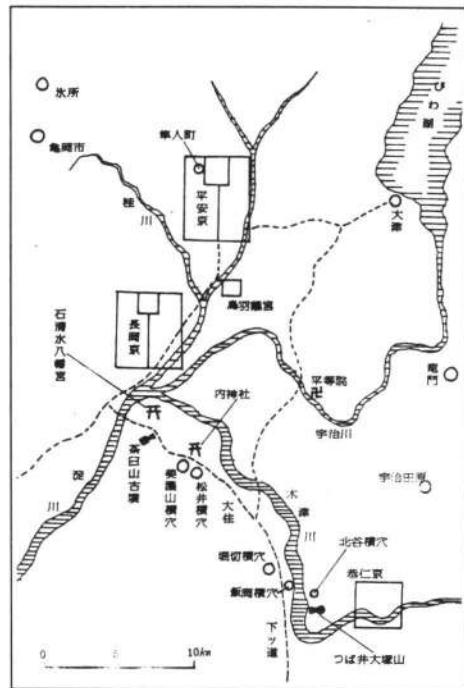
横穴は古墳時代中期に九州に現われ、後期には近畿から関東、さらに東北へと広がっていく墳墓形式で、男山丘陵もその波をかぶった格好。ちょうどこの時代は、仁徳天皇陵（堺市）といった巨大古墳が造られなくなり、小さな古墳が大量に造られた時期と一致する。この小古墳さえ造れない人々の墓とみられるわけだが、全国的に分布が偏りすぎている。副葬品も巨大古墳に負けないような立派な馬具が見つかった例もあり、階層差は見られない。むしろ習俗差ではないだろうか。隼人族の墓に近いということである。



八幡市美濃山 荒坂・地下式横穴



八幡市美濃山 狐谷横穴群



八幡市美濃山 横穴群地図

水稻栽培は富の蓄積を、蓄積の量は強者と弱者とをうみ、小国家群が反覆連合し闘争する。古墳群の伝播が九州東岸ルートで五世紀中葉に志布志湾岸に、九州西岸ルートでは五世紀後半に長島付近に到達する。

中央政権勢力下に帰属して行く隼人達は畿内圈へ移住（畿内隼人）と呼ばれる。他の隼人達も六年一替として朝貢を義務づけられ、南九州の特産品（綿・布・紙・筵・塩・鹿皮・牛皮・甘葛煎）を方物として奉呈する。

大嘗会を初めとする節会に「土風歌舞」・「風俗歌舞」・「方祭」を奏上、六年間の義務を課せられる。

隼人の指揮統率者としての大衣は左が大隅大衣、右が薩摩大衣で、隼人の訓練指導に当る。隼人の油絹・竹器等の製作・吠声等である。

畿内隼人は一年一替で勤務する番上隼人（女性を含む20名編成）が課役され、朝廷の重要儀式に参列し、行幸にも供奉する。隼人の服装は隼人の楯・腰に横刀・紅白の木綿で耳形の髪かざりを著け、扁平な笠を被り、最も得意とする騎馬姿もあつた。南九州から朝貢で來た人々のうち二〇名で編成する今来隼人たちも、番上隼人・白丁（一般の隼人一三二名）とともに応天門に分陣し、群官の入門に際し、吠声（三声）を発する。これは呪師（のろんじ）的でもある。その発声は推測の域を脱しないが、「オオー」が一番近いと思える。腰の横刀は鹿児島神宮では「ささら鞘」といつて末広がりである。頭を飾り、肩に垂した紅白の布帛は神聖と魔除け・悪疫退散の目的である。

隼人の楯は実測図を掲げたが、「延喜式」の隼人司の項に「枚別長さ五尺・広さ一尺八寸・厚さ一寸。頭に馬髪を編著し、赤白黒土墨を以て鉤形を畫く」とある。

隼人・東北蝦夷にても律令体制下に編入する目的で、国府を設置し、国府周辺地に良民が屯田兵的に移住させられる。薩摩国には肥後（熊本県）、大隅国には豊前（福岡・大分両県）からそれぞれ二百戸が来住する。その移住させられた人口は約五千人と

推定される。

隼人達にとつて六年一替の朝貢義務は東北農民の防人同様に苦渋に満ちたものであつた。

## 康富記

康富謹言上

右歲末年始之拜趨、父子兩三人之朝衣計命仕之間、如去年、自禁裏様被下御訪之様、以便宜內々被遣御者、可畏存者也、凡朝恩之地、江州龍門隼人司領、常陸大住庄、并宇治田原郷、同西京隼人町、河内國萱振保、丹州少所等、已上六箇所者、繪旨院宣武家御敕書等嚴重之證文雖帶之、近年或守護被官人、或權家甲乙人等、寄轉於左右押妨之間、不及知行、所殘纏三千餘疋之得分也、是程之貧家父子三人居顯職、致外記局之奉公之上、庶願兼帶內記、康富兼任官史、此外節會每度勸造酒正代畢、今月者朔旦冬至兩人參陣之、諸社祭平野大原野、圓韓神、鎮魂、神嘗、平座、春日祭出仕申之、既及八箇度者也、如此不絕之拜趨致粉骨之號、傷寒仰天憐、爭不委油慈乎、素雖慣伯夷之飢色、猶不忍伸由之衣敝矣、此等之愁吟可然之様、以御機縫爲預御被裝、言上如件、

寶徳元年十一月 日

注 中原康富は室町時代に隼人正（隼人司の長官）の職にあつた貴族である。この日記には、当時の隼人司領として六か所があげられている。



隼人の櫛(平城宮跡出土・奈良国立文化財研究所蔵)



## 隼人の移住地・山城国大住郷 (浜松市博物館)



### 畿内隼人の移住地（浜松市博物館）

隼人舞

隼人職、二名、左右に分れ、神前に向つて着座一礼のあと立つて、矛を左肩にし、中啓（末広）を右手に持ち、目通りにあげ、右廻り三回、中啓を腰高に下げて、左廻り三回、中啓を目通りにあげて右廻り三回。（左廻りとは矛の左肩即ち左足が軸となり、中啓を持った右手が外側になつて廻る）。次に右足を一步出すと同時に中啓を開き、矛を中啓にのせた併右廻り三回、左廻り三回、右廻り三回。次に矛を左肩、中啓は開いた併目通りにして、右廻り三回、中啓を腰のうしろに持つて左廻り三回、右手目通りにあげて右廻り三回、終つて神前に向つて着座一礼ののち退出。

この舞楽は隼人職が木製の矛を持ち、神域を守護し、昇殿して次の歌を歌い舞う。

立ち置かれけり

この矛は伊豆の広矛天に坐す、豊岡姓の伊豆の広矛、伊豆の広矛。

隼人職一名の演舞  
神宮樂人一名の奉樂で  
神樂太鼓と笛

隼人職の服装は頭に「兜」形の頭巾をかぶり、狩衣扮装でいわゆる頭椎（かぶつち）の太刀を佩き、矢羽形の小旗を結びつけた大長矛と中啓をもって舞う。極めて単調で素朴な舞

いで古い型式であり、大来日命が天孫に仕えていた姿を彷彿とさせる。（重野安繹談）

大祭式に依り祭儀進行中、宮司祝詞奏上のあと約一〇分間、隼人舞の演舞を行ふ。

古事記の「かれここに天忍日命、天津久米命二人、天の石輶を取り負ひ、頭椎之太刀を取り佩き、天の波土弓を取り持ち、天之鹿児矢を手挟み、御前に立たして仕え奉りき…」とあるに類似せり。

隼人舞は後世の久米舞と同一系統で、神武天皇大和東遷の砌、軍旅中の御製六首を久米部に歌わしめた久米歌で、今に伝わる「宇陀の高城に鳴わな張る」の一種である。曲は平安時代の改作で、笛・シチリキ・和琴の伴奏を用い、を用い、参入音声（マイリオンジヨウ）・揚拍子・退出音声（マカデオンジヨウ）の三部よりなり、揚拍子の時に舞うのが久米舞である。

舞人四人、紅白の常装束に巻纏の冠を著け、抜刀して舞う。

近世になつて御即位礼の大饗に行われ、明治十一年以降紀元節の饗宴にも用いられた。

これに対し、隼人舞は上古より中世にかけて大嘗会などに催行され、正月元旦にも宮中で行われたのと対照的である。（延喜式）

久米舞の揚拍子の部分が、隼人舞の第十項の歌詞の部分と同一であるが、鹿児島神宮の隼人職の重大な任務として呪術を含む警蹕（ひづ）を司どる点であり、これが久米歌の参入音声・退出音声に相当する。

六年一替の隼人朝貢。畿内隼人の中から、一年を限つて隼人司に番上する番上隼人（女性を含む二〇名）は元旦・即位・蕃客入朝等の朝廷の重要な儀式に参加したり、天皇の守護に当る。

服装は紅白の木綿を耳形につくった髪かぎりを著け、腰に横刀を佩し、隼人の桶と長槍を携行した。神宮の隼人舞での横刀は「ホウキ鞘」と云われる刀で、柄の方が狭く、剣先が広く、虎の斑が墨で描いてある。

天皇の行幸時にも同じ服装で駒馬にて扈從し、四名で警蹕（みさきばらい）に当る。



祈年祭の隼人舞（鹿児島神宮勅使殿前）

その吠声は「おお」か「しし」か「おし」かのようです。特に国境い・曲り角等では呪力をもつとされた隼人達の吠声が響いた。

番上隼人、今来（新来）隼人（二〇名）、白丁隼人（一般の隼人一三二名）の大編成で応天門を警護した。

畿内の定住隼人の長として大衣が左・右二名（左が大隅隼人・右が阿多隼人）が任命され、隼人達の掌握・指揮権を行使し、隼人の油絹・竹器製作・吠声・相撲などの教導に当った。

天平十二年（七四〇年）藤原廣嗣の乱の勝敗を決した板櫃川（北九州市）の戦いで、朝廷軍に所属する畿内隼人が、廣嗣軍に加担した大隅・阿多隼人を説得し、離反させることに成功した。説得の役割を果たした隼人達は在京の大衣たちであつたと思える。践祚・大嘗会等の大儀に当つて、応天門の左右に陣し、北向に立つて風俗歌舞を奏するを例とする。

群官が初入する毎に胡床（床凡）より立ち、今来隼人が吠声を「三節」発する。蕃客入朝の儀式には吠声は発しない。

### 田の神舞

鹿児島神宮斎田、陰曆五月五日、午後一時。

伶人の樂につれて、右廻り三回、カシキ（緑肥）を踏み込む所作をなす。終つて前歌、田の神は幾世の神の祖なれば、頭（こうべ）は白で、腰は二重に、腰は二重に。

次に飯杓子と鈴とを携え、右廻り三回唱う。唱え終えて腰にさせる御幣（しで）を取り、田の神舞を演す。次に後歌を唱う。

朝夕に物食ふ毎に豊受の神の恵を思え世の人、思え世の人。次に論義を歌う。

春田耕、春田耕（うつ）、夏早苗取る旦（あした）より、秋の夕を守る御田の神、そもそも神代の昔、葦原の中津国に保食神（うけもち）あり。すさのおの尊、天照大神の御詔を受け、保食神の御許（みもと）に至り給ひし時、保食神頭（こうべ）をめぐらして、国に向え給はば、即ち口より飯（いい）出す、海に向い給えば、鰐広物（はたひろ）・鰐の狹物出ず、山に向い給えば、毛の荒物（あらもの）・毛の和物（にぎもの）おのすから出ず。種々（くさぐさ）物を百取（ももとり）の机に供え御饗（みあえ）え奉る時、天照大神其の物を覧供わして、これは珍しき、青人草の食（く）うて生く可き物なりと宣り給い、初めてあめの狹田（さんだ）・長田（ながた）に植え給う。其の秋の垂穂八束（つか）に打ち垂れて、甚だ以て心嬉しい、心嬉しい。其の田の一（いち）の水口（みなくち）よりいすれが末の末までも、隈なく守る吾なれば、その稻の穂の長さ一尺八寸ばかり、ブウラリ、ブウラリ、ブ

ラブラン、ブランブラン、ブランブラン、その稲のことなれば米粒の太さ一寸八分ばかり、コオロ、コオロ、コロ、コロ、コロ。その米を飯に炊きては天下万民の命を継ぐ、酒につくれば泉と湧きて、不老不死の薬となる。餅に搗ては家の祝のカチンともなる。それを服召（ふくめす）人々は夏の昼にも暑からず、冬の夜にも寒からず。この御田神の皮膚（ひふえ）の如く、赫ら赫らと色もよし。心嬉し、心嬉し、さてまた吾を知らずや、一丈たなで祝うて耕す春のあしたより、収むる秋の夕まで一粒万倍を守る吾なれば、今日の大神樂・天照大神を始め奉り、御饌（みけ）を供え、御酒を供え、今宵も過ぎ、夜中も過る頃までも、隈なく守る吾なれば、御田の神を受せんや。国土（こくど）の命を継ぐ田地の本を忘れたかや、田地の本を忘れたかや。さてまたこれを如何なる物と思うらん、子孫繁昌（はんしよう）の子安の木を一尺一寸に断ち取つて、中をくぼめて造り給うものなり。

### 後歌

朝夕に物食う毎に豊受の神の恵を思え世の人、思え世の人。

舞人一名、伶人二名、神樂笛・太鼓、頭に釜敷様の笠を被り、仮面を被り、手甲・脚絆・赤襷を掛け、手に飯杓子と中啓と鈴一本をさす。

注　隼人職取役の小倉軍藏（M 38・5・24生）口述す。旧隼人職小倉四家の総師であり、旧の

一〇月一五日、「オシンサア」の唯一人の生存者である。獅子面を持ち、かまげ持二名をつれ、収穫のすんだ神領を巡幸した。小倉小次郎（軍藏の祖父）の時代は桜島・種子島・屋久島まで巡行した。小倉軍藏のコースは蒲生・加治木・山田・重富・（吉田は中絶・溝辺・隼人は国道223号線西側（内を除く）・嘉例川・鼻切・山ノ口等の地域である。奉寄された米は大体五〇石程度で、それは隼人職の給与となる。かまげ持ちの人々は一日について米二一三升を給与した。神領を巡幸した獅子面は旧の十二月三十日に鹿児島神宮に還御される。五〇石の給与は鹿児島神宮社家の禄高に当る。隼人職、その頂点に立つ息長姓（おきなが）桑幡家の栄光と名残を彷彿させる。塙土翁の面が小倉家に伝承しているのが、本人の顔にびつたり合う名作である。小倉軍藏家の巡幸の獅子は雄（お）獅子、他の小倉家が雌（め）獅子であり、隼人町23号線東側の地域である。

旧隼人四家の小倉孝右工門家は現当主、道義（内堀之内）、小倉清太郎家は現当主、武広（小田西良木）、小倉与左工門家は見次の神田橋で、故トミで廃絶している。



田の神舞（鹿児島神宮御神田）

小倉二家の住居地・堀之内は鹿児島神宮参道東側で宮内小学校を含む地域で、小字では旧隼人町最大面積である。神宮参道より辻の角、223号線角の薬師博宅を南限とし、田之上・宮田・清藤家を西上し、石体神社参道に跨がる地域である。

北側は紺園（クヤンソン）と隣接、南側に留守家の公文筋（クモンス）・公文前馬場があり、西側は神宮参道を挟んで桑幡公秀家の桑幡筋（クワハタス）があり、紺園の近くに沢最口（サワサイグツ・沢家・最勝寺家の正門）があった。桑幡家の墓所より旧正門を結んだ線上に朝日の池の大王神社がある。即ち現在桑幡家も留守家も旧正門と異なる場所に門がある。

小倉軍蔵の父要藏（慶応元年誕生・昭和一八年歿・享年七八歳）は四歳の時に父小次郎（享年四四歳・文政七年誕生）と死別している。要藏は三〇歳の時に隼人職を継承した。その間、叔父に当る孝右工門が代行している。

要藏が牧園一帯の巡幸（おしきあ）している頃、夜になると住民が大声で騒ぐので不思議に思っている所に、村人達が宿所にやつてきて、「狼が牛馬の子を喰み殺しにくるので大声を出して追つ払っているのだ。何か良い方策はないか」と。そこで要藏が一夜祈禱し狼の災いを絶つた。その時の御礼として小倉家に毎年麻（一戸当り一本宛・牛馬一頭当り一本宛）が数貫届けられる様になり、その慣行は最近まで続いている。

この麻の御礼は要藏が淡白で、村人の出費を考え一番軽い御礼として自分で指定したものであった。

隼人職には伝統的に「呪咀」という役割もあつたし、隼人の祖である息長姓桑幡家も宿曜ト占を継承していた。初づつみを製作している三島家も伊豆の三島暦あたりとの関連があるのでないだろうか。

桑幡公秀家は島津氏の三国名勝団会で、「三州第一の名家」と評している。桑幡家の家紋はいわゆる梅鉢でなくて剣梅である。梅の花弁に剣があしらつてあり、墓（宝鏡印塔）相輪の請花にその文様がある。桑幡家の邸内を「川上」または「御前馬場」と呼ぶ。川上鳥帥（タケル）を連想させる。

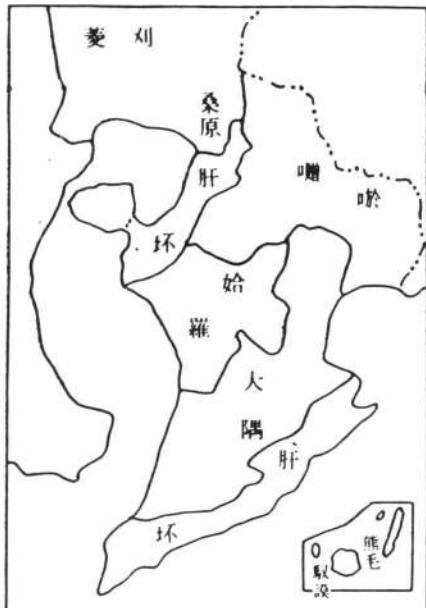
小倉軍蔵家の古墓も鎌倉後期と見られる小五輪塔がある。いずれも隼人の後裔としての名跡である。

## 翁舞

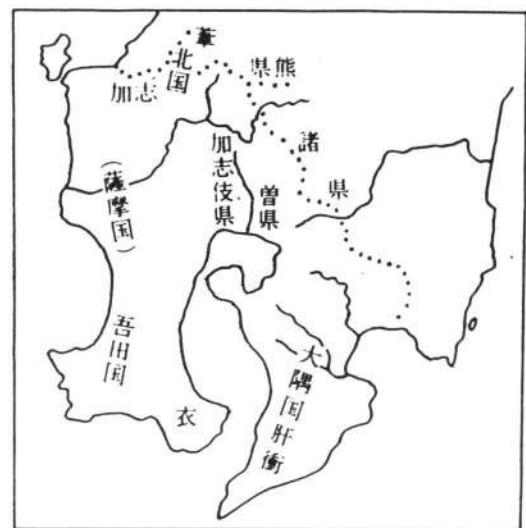
鹿児島神宮拝殿にて七種祭に催行。正月七日、午後四時。七種祭、追難式（炒豆を以て殿内を修祓する。芸能終了後、古例にのつとり社宝の元正天皇奉納の銅印を諸人に拝戴せしむ。祭神彦火々出見尊の海宮に赴かせ給う時、嚮導し給える塙土翁の舞なりと伝う。隼人職の舞人一札して、翁面のぬを捧げ、拝殿中央に進み、これを供御する処に据えて平伏す。次に拍子方一札して進み、舞人の右後二歩の処にて平伏す。次に舞人がぬの蓋を取り、扇を以て之を代用し、さらに左掌をその上に添え、右掌をもってぬ底を保持する。終つて其の場に起立し、扇を以て覆いたる乍、翁面を神前に向け目通りに捧持す。次に拍子方起立して隼人の周囲を右廻り三周する。一周する間に拍子を打鳴すこと大凡八度、右足より進み、左足にて止め、もとの位置に戻つて平伏す。次に舞人論義を唱う。論義が終ると平伏し、扇を收めてぬの蓋を覆う。舞人・拍子方共に退いて、最初の位置に戻る。

舞人は鳥帽子・直垂にて奉仕。翁面はぬに收めて最も尊秘す。ぬの寸法は翁面を入れる大きさに相当する。扇一本を携える。拍子方は同じく鳥帽子・直垂で奉仕、俗に笏木と称し拍板に似ている。四十五橋の拍子所持する。幽玄な音色である。

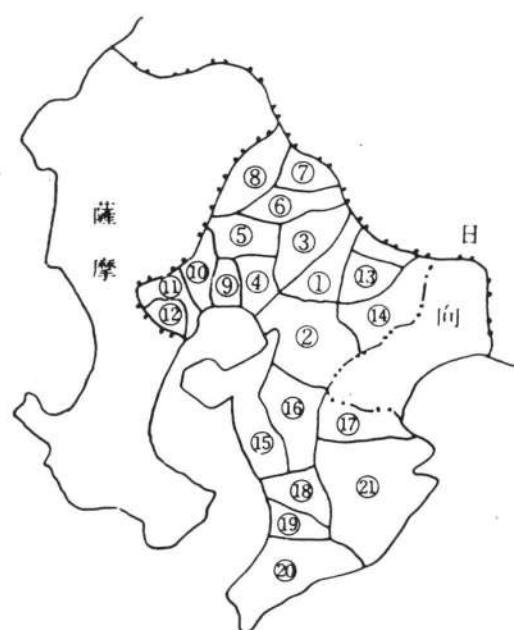
大隅国郡表



古代地名図



大隅国郡、院、郷



- |     |      |      |     |     |     |     |     |     |     |     |
|-----|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| ⑪   | ⑩    | ⑨    | ⑧   | ⑦   | ⑥   | ⑤   | ④   | ③   | ②   | ①   |
| 蒲生院 | 帖佐郡  | 加治木鄉 | 菱刈郡 | 筒羽野 | 栗野院 | 横川院 | 桑西鄉 | 桑東鄉 | 小河院 | 曾於郡 |
| ⑯   | ⑮    | ⑭    | ⑬   | ⑫   | ⑪   | ⑩   | ⑨   | ⑧   | ⑦   | 吉田院 |
| 鹿屋院 | 下大隅郡 | 串良院  | 深川院 | 始良庄 | 彌寢院 | 彌寢院 | 南俣  | 北俣  | 肝付郡 | 財部院 |

## 隼人の挽歌

「養老四年（七二〇）六月、詔していわく。いま西隅の小賊、乱を起こし、王化をへて命に逆らう。よつてその罪を誅罰し、かの巣居を尽くし兎徒を掃討す。面縛された酋長は地面に頭をこすりつけ、下吏に助命を嘆願し皇風になびく」

はなばなしの勝利を思われる元正女帝の督戦の言葉だが、詔が美辞にすぎなかつたことは現地を見れば察しがつく。戦闘は養老四年四月から一年五ヶ月に及んだ。政府軍は隼人のたてこもる拠点を大軍で包囲し、ひとつひとつぶしてゆく掃討作戦を開いた。この一戦に部族の命運をかけた隼人の反撃はすさまじい。昼間は山やほら穴にひそんで影もみせないが、夜になると、フンドシひとつ、髪を額に結び、原色の顔料を塗つたゲリラ部隊が音もなくしのびより政府軍の寝込みを襲う。矢たけびがヤミをつんざき抜刀隊が切り込む。そのスキに別の一隊が武器、食糧を奪い去る。神出鬼没、最も得意とする騎馬戦、疾風のようなすばしこさはアバッヂを思わせる。掃討と夜襲ゲリラの果てしない死闘。ベトナム戦争をみれば想像がつくだろう。史上から抹殺（まつさつ）された隼人側の資料は残らないが、鹿児島県内の古墳を発掘してみると、黄金、マガタマ類の装飾品は見当たらない。出土するのはおびただしいヤジリと鉄剣など実用本位の武器ばかり。古墳はことごとく「戦士の墓」であり、三百年にわたる隼人の抵抗戦を裏づけている。

「平均身長は一五四・七センチ、当時の北九州（一六三センチ）より八センチ余りも低い。逆三角形の顔をした小頭の人で、日本人というよりはインドネシア系に近い」と九大医学部解剖学教室、永井昌文助教授は説明する。討伐軍との間には言葉も通じなかつた。

島津義久が城を築いてから城山と呼ぶ。杉林を抜けると中腹から上は垂直の絶壁。現

### 斬首獲虜一四〇〇人



隼人塚

在は車でも登れそうな道が開かれているが、旧道は岩壁を掘り割った狭い通路が一本しかない。登つてみて驚いた。山頂は広大な平原。水がわいている。

太平洋戦争のあと開墾したら、頂上に七軒の畠ができたが、そのときたくさん土器と一緒に、武器を製造したらしい鍛冶（かじ）の跡が発掘された、とサツマイモを掘りにきていた農家の主人が語る。伝説は史実だった。水攻めも兵糧攻めもきかない。

「大隅、日向の隼人ら襲いきたり、日本國を打ち傾けんとし、両国に七所の城を構う。まず五所の城の賊を討ち殺す。二所の城の兇徒はたちまちには殺しがたく……」。「二所の城」とはこの隼人城と目の前に見える姫城。二つの城の眼下に大隅国府があつた。



隼人塚（阿彌陀如来）

難攻不落の堅城を攻めあぐんだ政府軍が最後にとつた計略——包囲を解いて城内に酒を贈り、ふもとでは隼人の好きな舞踊を演じてお祭り騒ぎの日夜が続く。酒の酔いと興味にかられて城兵が出てきたところへ伏兵が不意打ちをかけて攻め落とした。

都にがいせんした遠征軍の報告には「斬首（ざんしゆ）獲虜千四百余」とあつた。大隅の人口が當時五万人といどだから犠牲は大きい。この戦争で「筑紫の辺境の民が戦火をこうむり、軍役に傷つき」とくに「日向、大隅、薩摩三国の士卒への度重なる動員令で田畠が荒れ、飢寒こもごも迫る」。広範な激戦の巻きぞえにあつた良民の苦しみがひしひしと迫つてくるようだ。

#### 同族あいつ外人部隊

日豊線隼人駅の近くにたんばに囲まれて隼人塚が残る。中央に巨大な石塔が三基。その前に身をひしご大ヨロイで武装した四つの石像。雄略天皇の墓守りとなつて七昼夜、飲まず食わずに泣き叫び「生ける埴輪（はにわ）」にされた隼人の断末魔が思い浮かんでくる。

服属後の隼人は「夷（い）をもつて夷を討つ」軍略にも利用された。養老の大反乱から二十年後、藤原廣嗣の乱が起ると、朝

廷は在京の二十四人を征討軍の先鋒隊に入れ西下させた。スパイ兼通訳である。北九州市板櫃川をはさんで向かい合つた広嗣の親衛隊を見ればこれも同郷の隼人ばかり。

「官軍にむかえば本人は殺され、妻子、親族まで罰を受けるぞ」官軍隼人の悲痛な呼びかけに、広嗣の方の隼人三人が弓矢を捨て、川に飛び込んで助けを求めた。官軍からも同じ隼人が泳いで救助に向かつた。反乱軍と討伐軍に分かれて戦わねばならなかつた隼人兵士の胸に、権力で分断された外人部隊の悲哀がこみあげてきた。

広嗣の乱を最後に、北の蝦夷（えぞ）とともに夷狄（いてき）の汚名を着せられた隼人の抗戦は終止符を打つ。反逆のため南九州の地に出現したような隼人族は抵抗をやめたとき、歴史の舞台から消え去る運命を背負つていた。彼らが後世に残したのは、薩摩隼人の美称と、退くことを知らない勇敢な血とであつた。

#### 律令体制と対決

「隼人（はやと）の瀬戸の岩をも鮎走る吉野の滝になおしかずけり」——大伴旅人が遠征のあとよんだ万葉歌からわかるように「ハヤヒト」と読んだ。本居宣長はその意味を「早い人」と古事記伝で注釈しているが、「ハヤはマリアナ語で南をさす」「ビルマ語で焼き畑の意味だ」「隼人舞にちなんだハヤス人だ」と説が多い。新唐書の東夷伝に「邪古（屋久）波邪（はや）多尼（種子）の三小王」とある波邪で大隅、薩摩地方の古い地名ともいわれる。隼（はやぶさ）の字をあてられるほど敏捷な集団だったが、南方からの渡来民族なのかどうか。現段階ではナゾの部族としかいえない。四世紀まで南九州を代表した熊襲（くまそ）が五世紀から突然、隼人にかわっている。両者の関係もあいまい。蝦夷にくらべて研究が非常に遅れており、邪馬台国とともに九州古代史の課題になつてゐる。

大隅、薩摩、日向、阿多、甑の五部族がいた。反乱の最初は允恭天皇のとき（五世紀）。文武天皇四年（七〇〇）には薩摩の首長らが武力で中央派遣の巡檢使をおびやかして反乱、大宝二年（七〇二）には薩摩から種子島まで討伐の軍を進めている。七世紀末から八世紀初めにかけて反乱が目立つのは隼人の土地、住民を公地公民として律令体制に組み入れようとしたためで、反乱は律令



体制と反律令体制の対決ともいえる。

屈従させられたのは隼人が祖先とあおいだ海幸彦が弟の山幸彦に竜宮から持ち帰った“新兵器”「潮満つる玉と干る玉」に苦しめられてわび、俳優として仕えたからだとう。釣針(咒)、潮の干満と云い、農耕用水(溺れる)の調節と云い、月読神の祭神等、すべて生活の場、生活の手段としての原点が幾世代に亘って集積・濾過・結晶した神話に構成される。隼人の残した素朴な神話までが、大和政権を象徴する山幸彦に降伏するという形で服属させていく。

塚（釋迦如来）



隼人塚

### 板櫃川の戦い

実は天平のむかし、藤原広嗣も奈良から左遷されてきた一人だが、孤高な彼は酒や歌でウサをまきらわすことはできなかつた。それをたどる前に広嗣の運命を大きく変えたモガサ（天然痘）騒ぎから語らねばならない。

天平七年（七三六）朝鮮から筑紫に侵入したモガサは恐ろしい勢いで広がりだした。翌年には奈良の都まで広がつた。昭和44年、釜山から関門に侵入したコレラ騒ぎを思い出してもいい。検疫の方法がわかつていても、あの騒ぎである。なにも知らない天平の人々は、神仏にすがりながら、翌日にはみにくい死に顔をさらした。死に絶える家も多く、大宰府はこの年、田租を免除した、と記録にある。九年、疫病は奈良の平城宮にも襲いかかり、四月、民部卿藤原房前が死んだ。寺々からは悪魔退散の読経の声が、昼夜わかつたず流れ、神社には神々をなだめる官の使いがなんども出された。それでも死に神は、黒い輪を津々浦々まで広げ、国中が恐怖のどん底につき落とされていった。七月から八月にかけ、房前の兄弟、麻呂（兵部卿）武智麻呂（右大臣）宇合（うまかい・式部卿）が相つぎモガサで死んだ。これで藤原四兄弟は全部世を去り、榮華をきわめた“藤原政権”もモガサの前にあえなくついえた。

広嗣は宇合の長男である。このとき二十四、五歳。青年官僚として大和守の地位にあつた。が、政争が過酷なのはいつの世でも同じことである。かわつて政権の座についた一門の政敵・玄昉、吉備真備につらく当たられ、翌年十二月大宰府に左遷された。一

門を失った悲しみもいえぬうちにこの仕打ち。クチビルをかむ廣嗣の心中はよくわかる。しかも、大宰府に着いてみると、帥（長官）は空席、高級官僚は大式高橋安磨と小式の廣嗣二人だけ。モガサのあたりで役人の空席はめだち、人心も立ち直っておらず、内外ともに疲れ果てていた。灰色の毎日。それにひきかえ、都では玄昉、真備が唐帰りの新知識をひけらかし、光明皇后の信任まで得て日の出の勢い。都のはなやかな出来事が伝わるたび、若い廣嗣の血は逆流をはじめた。「いまに見ておれ、あの成り上がり者めが!!」十二年八月、思いあまつて聖武天皇に長い手紙を書いた。「悪疫がはやり、不幸が続くのも玄昉、真備の二人が政治を動かしているからでございましょう。二人を解任すれば必ずや明るい世がまいります」返事があつたかどうか。手紙そのものが後世の偽作とする説もあるが…。

翌月、廣嗣は突如として兵をあげた。遠賀郡家（郡役所・芦屋町）を拠点に、連日、ノロシをあげて兵を集めた。管内の自衛組織・軍團を引き入れ、集めた兵力は一万といわれる。勇猛をもつてなる隼人も集めているから、募兵は全九州に及んだことがわかる。集まつた兵士を前に、世情をなげき、側近政治の打倒をはげしく訴えた。動きだしたら坂をころがりはじめた雪ダルマも同じだ。じめじめとした左遷の不満など吹つとんでもなった。「やるぞ!!」なにに向かってどうするのか。もはや、ふくれあがつた反体制のエネルギーはだれにも押えることができなかつた。そんな決起である。

知らせを受けた朝廷軍は大野東人を大將軍に、東海、東山、山陰、山陽、南海五道の兵士一万七千人を動員して西下した。東人はかつて東北の蝦夷（えぞ）征伐に出陣した歴戦の武将。戦略において血氣だけの廣嗣よりはるかにすぐれていた。関門から九州入りし、登美（小倉区富野）に本陣を置くと、すぐ斥（せき）を放つた。スパイである。斥は敵情をさぐるとともにデマを流し巧妙に統制をかく乱した。史書にあらわれる初のスパイといわれる。

廣嗣軍はもともと廣嗣の「血の叫び」に応じただけで、主義主張に結ばれた同志ではない。まして、都の情報にもうとく、裏返せば烏合（うごう）の衆。「廣嗣は大悪人



隼人塚（大日如来）



塚（中央層塔）

だ」などという斥が流した話を耳にすると、たちまち動搖、弓矢をとる前に千七百六十七人が投降した。また京都郡（福岡県）の鎮長（軍團長）企救郡（同）板櫃の鎮小長（副團長）は不穏な動静を事前にキヤツチされ朝廷軍に殺された。十月九日、広嗣軍の本隊は板櫃川左岸まで前進してきたが、すでに東人のスパイ作戦は着々と効果をあげており、「勝負あつた」とみていいだろう。

板櫃川は北九州市八幡区と小倉区の境にある小さな川だ。両岸に家がぎっしりと建て込み、家から流される污水を集めてわずかに流れをつくっている。昭和二十年ごろまでは合戦の跡を示す木柱が、到津遊園近くに立てられていたらしいが、いまはない。もつとも立っていたところで、これほど車の通行が多くては目にもとまるまい。

広嗣は現在の八幡区陣ヶ辻あたりに本陣を張った。朝廷軍も右岸まで進み、対峙（たいじ）した。勅使の佐伯常人が大声で川向こうへ呼びかける。

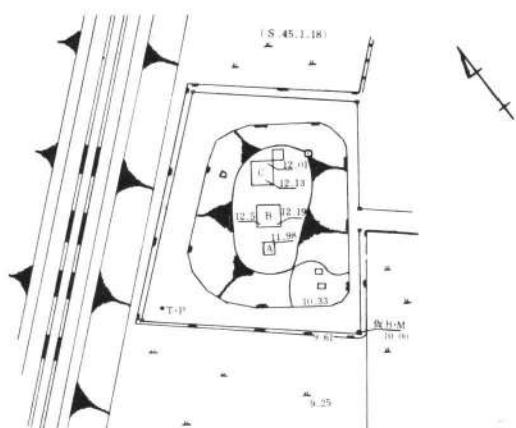
「逆賊の広嗣に従うと罪は妻子はもちろん親族にも及ぶぞ」二・二六事件で有名になつた「下士官兵ニ告グ」と全く同じなのはおもしろい。広嗣はしばらくして馬であらわれた。東人と同じ勅使の安倍虫麻呂の二人が再び大音声（だいおんじょう）「なぜさからうのか」広嗣は馬から飛び降りると「玄昉と真備の解任だけがすべてです。朝廷を敵にしているのではない」と叫び返す。「では、なぜ兵をあげたか」問いつめられると、答えられずそのまま引き返した。このあと、隼人三人が川を泳ぎ渡つて降伏したのがきつかけとなり、軍団兵もぞくぞく続く。

これは続日本紀にある合戦のくだりだが、内部をかく乱され、骨を抜かれたような広嗣軍の崩壊がよく読みとれる。

「続日本紀はそのまま逃げたことにしているが、私は板櫃川で合戦があつたと思う。デマで兵卒は浮き足だち、さんざんだつたらうが、広嗣は反逆兎らしく壯烈に戦い討ち死にしたのでしょうか」と八幡高校の小川久雄はみる。この推理を裏付けるかのように、川岸にある荒生田神社の祭神には猿田彦など神話の主人公と並んで広嗣が祭られている。

南九州の地は古く熊曾と呼ばれていた。「景行紀」に熊襲征伐や日本武尊の征伐の伝説もあり、神功皇后の新羅征伐の時、熊襲と新羅と関係があつたらしく伝えられている。このくまそは多くの伝説をうみ、幻想的なひろがりをもつて現在に生きつづけている。熊は今の球磨川流域で熊本県南部、曾の国は「襲の高千穂峯」と日本書紀神代の巻にみえているように、今のが始良郡の霧島の西部、昔のそお郡のあたりだろう。ところが「神功紀」以後熊襲に関する記事が無く、かわりに隼人が登場してくる。隼人は南九州の南方海上に点在する島しょにその出自があつたと考えられる。「唐書倭國伝」に「邪古・波邪・多尼三小王」の記録がある。邪古は掖久(屋久島)、多尼は(種子島)である。波邪は隼人の語源であろう。隼人は彦火火出見尊の兄火闌降命の子孫と伝え、火闌命が弟に屈伏して「汝の俳優の民とならん」といった伝説にもうかがうことができる。文武天皇の頃九州年号といわれる私年号を行っていることからみて、相当長い間、大和勢力の支配圏外にあつたとみられる。「新撰姓氏錄」の額田部湯坐連の条に、その祖先が允恭天皇の代に薩摩の隼人を征伐したと見えており、日本書紀、履中天皇即位前の条に仁德天皇皇子住吉皇子の近習隼人刺領布(古事記には隼人曾婆加里)の名が見えている、仁德天皇のころ隼人は他国同様舍人帳内として、その族人を朝廷に貢しており、「新撰姓氏錄」の奏忌寸の条に、雄略天皇の御代小子部雷が大隅・阿多の隼人を率いて、諸民族に切略された秦の氏を檢括鳩集したと見え、日本書紀「雄略天皇紀」にはその崩御を悲しんだ隼人を伝えている。隼人や蝦夷の中には比較的早くから中央に帰順、奉仕していたものがあつたと思われる。

大隅・薩摩の地は古く日向の国に属し、いずれも一国を形成していたのではなくて、隼人・肥人の諸豪族が割拠していた。ところが大化の革新前後から大和の勢力が浸透、統一化が促進されると、大隅や阿多の隼人の来朝が多くなった。日本書紀清寧天皇四年の条、欽明天皇元年の条、齊明天皇三年の条に隼人が衆を率いて上京している。天武天皇十一年大隅の隼人と阿多の隼人が朝廷で相撲をとり音楽を奏し、天皇崩御の時大隅・阿多の隼人の酋長が衆三百三十七人を率いて弔意を表しにきたことなどから、中央政府の勢力がある程度浸透している。大宝二年(七〇二)乱を起した薩摩の多植の隼人が征伐されてから、戸籍法がしかれ、「戸を校して吏を置く」ことになり、つづ



隼人塚保存修理工事設計図

いて唱更国司らの言上により、国内要害の地に柵をたて、戍兵を置くことになった。



天國持

俳優の民であった隼人達は遠く故郷をはなれ八年一替の任期を京で暮した。虐げられた隼人達が望郷の念に駆られたことは勿論である。靈龜元年（七一六）に任期を六年一替に改められるよう願つて許されている。これらの隼人は大内裏八省院の前にあして、天皇らの出入の度に琴を弾じ、笛を吹き、吠声を発するのが主な任務であった。応天門は平安初期に大納言伴善男の放火事件で有名である。その吠声は警ひつの声に当るが、万葉集に「隼人の名に負う夜声いちじろく我が名はのりつつまと頼ませ」と中にこの声がきかれ、往時の隼人の服装は同宮の浜下り（神幸祭）の供奉者にみられ、とくに剣は頭槌の剣で、関白一条兼良著「日本書紀纂疏」にみえている。海音寺潮五郎氏の「秘剣示現流」の一文に「薩人の呐喊は猿の叫ぶに似たる」と西南の役の「従征日記」を引用してある。官軍の精銳近衛連隊を吉次坂に敗走せしめた「猿叫の呐喊」も隼人のお家芸らしい。

和銅二年（七〇九）十二月に薩摩隼人の郡司以下百八十八人が入京して授位されて以来、六年交替で隼人の貢上が行われた。大伴旅人征伐後養老七年（七二三）五月に薩摩隼人の隼人六百二十四人が朝貢した。藤原広嗣の乱後に帰順した隼人の叙位が行われ、隼人の交替の入京が戦乱によつて延びていたのを、天宝勝宝元年（七四九）八月から復活した。ところが延暦二十年（八〇一）六月十二日に大宰府に命じて交替貢上隼人を停止している。大同三年（八〇八）十二月に、隼人の欠員は京畿在住の隼人から補い、衣服糧料も簡単に衛士に準することになった。在京隼人のためには隼人司が置かれ、大宝令で衛門府の管かつになつた。隼人司の隼人には番上隼人・今来隼人・大衣があつた。番上隼人は薩摩大隅から分番したもののはか畿内などに移民された隼人達であろう。今来隼人は新來の隼人の意であつたが、のちには職名にすぎないことになつた。大衣は隼人の首領で隼人を教導し、雜物を催造するもので、左は大隅隼人、右は阿多隼人より出る。

大和朝廷は授位・饗宴はいうまでもなく、豊前の國の民を移住させて勧導したり、仏教を広めて教化したりして懷柔につとめているが、國家の圧迫を感じる支配圏外の古代豪族たちが、たびたび反抗している。これが隼人の反乱である。文武天皇四年（七〇

○ 薩摩比壳・衣君および肝衝難波らが、肥人を従えて「覓国使」に対して事を企てた。養老四年（七二〇）に大反乱がおこり、大伴旅人が征隼人持節大將軍として派遣された。元正天皇養老六年（七二二）四月、大隅・薩摩・多々良・壹岐等の司で欠があつたら府の官人を選んで補することになった。天平十二年（七四〇）八月、大宰少弐藤原広嗣の乱が起つたとき隼人は官賊両軍にぞくして相戦つた。この事件以後隼人の大反乱は起つていない。大和朝廷の隼人に對する分裂・内紛工作、懷柔と武力弾圧が効を奏したとみるべきである。まさに一方的勝利である。

史書にみる隼人は、日本武尊・大伴旅人の征伐をへて、醍醐天皇の延喜十年（九一〇）頃で終つている。天平元年（七二九）「大隅・薩摩両国の百姓建国以来班田を行わず、その所有の田は悉く墾田にして、改動せば喧嘩多くして、旧のとおり各佃せしむ」という状態で、この時は畿内で班田が完了して六十七年を経過した頃である。その西陲の別天地に、延暦十九年（八〇〇）には、「大隅・薩摩両国の百姓の墾田を収めて、國分田を授け」となり、翌二十年に大宰府に命じて隼人進貢を停止した。延暦年間の班田実施の範囲内容の全貌は不明としても一部条理制実施の痕跡がある。「台明寺文書」の大治五年（一、一三〇）十二月二十八日の沽却状に、「うり渡す相伝所領の田地の事。曾於郡二条二里二十七坪に在る一町。字幕町也」とあり、また、応保二年（一、一六二）四月二日のものに「桑東郷一条二里字竹原田陸段」などがある。この条里制は一種の土地区画方式で、一边六町（六五四<sup>丈</sup>）四方一区画を里または坊といい、南北を一条、東西を一里・二里とかぞえる。したがつて耕地の所在地は何条・何里・何坪で明確にしめされる。国分市の南方に一条という地名があるが、条理制の名ごりではなかろうか。

和銅六年（七一三）に日向国より四郡をさいて大隅の国を設けたことはさきに述べたが、隼人町小村の海上約四秆に三島あり、陸地より一番近い島（約六百<sup>丈</sup>）辺田小島、中央が弁天島、桜島よりが沖小島となつてゐる。辺田小島と弁天島の中間に一番小さい一杯島がある。天平宝字八年（七六四）に「大隅・薩摩両国の境界が黒雲に包まれ、一切の視界をさえぎり、七日ののち天晴れて、鹿児島信爾村の海上に三島がこつ然として隆起していた」とあり、天平神護二年（七六六）「大風について、



隼人塚保存修理工事 (S. 45. 1. 19)



塚（右側層塔）

隼人

神造島は大きな鳴動をつづけ、住民は多く流亡していった」とある。往古はここ宮州に延喜式にみえる大穴持神社があつた。当時この地方は「国司の退官者や王臣の輩が党を結び群衆して、民衆を陵轢し、農を妨げ、国司の子弟は国政に従わず、国守に対抗し、郡司を凌駕し、税政をかく乱していた」（たむろして民衆をふみにじり、農業をさまたげ、国守に対抗し、郡司を馬鹿にし、税政を混乱させていたという意味）

養老四年（七二〇）隼人はクーデターを起して、大隅国守陽侯史麻呂を殺害した。大きな衝撃をうけた大和朝廷では隼人征伐を宇佐八幡に祈願し、中納言大伴旅人を隼人征伐軍の大将として派遣した。遠征軍は険岨な山岳にはばまれ、折からの酷暑に悩まされて、軍旅は遅延として進まなかつた。天皇は督戦の使を旅人のもとに派遣して、速かなる隼人鎮圧を促した。炎天下に行われたこの掃討戦もついに隼人の拠点を覆滅して、斬殺・捕虜千四百人を土産に帝都に凱旋した。当時の大隅人口を二万から三万人程度としても、大きなぎせいを払つたことになる。「隼人の瀬戸のいわほも鮎走る吉野の滝になほしかすなり」の大伴旅人の吉野離宮を思つて作つた歌一首（七三〇年）から推測して旅人の指揮所はどの付近であつたかと思われる。大和朝廷最大の脅威であつた隼人の鋭鋒をくじき、この地方を舞台とした反乱にもながく終止符がうたれた。奈良時代はじめタネ（種子島）・ヤク（屋久島）・アマミ（大島）・シガキ（石垣島）・タク（徳之島）・クミ（久未島）なども来朝し、大和朝廷は遣唐使の南島航路確保も同時に成功したことになる。

養老四年の大隅国守陽侯史麻呂殺害事件をふりかえってみよう。国分七隈といわれる山岳がある。隈崎（上小川）、平隈（新町）、富隈（住吉）、笑隈（内山田）、恋隈（東国分）、星隈（清水）をさし、七隈の里と呼ばれる。隈崎は現在久満崎神社がある。平隈は新光保育園の附近で以前に平隈権現があつた。富隈は富隈小学校の附近でNHKの無人放送所がある。笑隈は鹿児島神宮裏の山で東に隈城、新田山とつらなつてゐる。獅子隈は県立隼人工業高校の裏の山である。恋隈は韓国宇豆峯神社の南方、矢岳の下西牟田にある。星隈は韓国宇豆峯神社の左前方で、上井川の向う側にある「イデン山」であるが異説もある。

旧国分村は曾於郡と桑原郡の両方にまたがつてゐる。わかりやすくいえば旧東国分村と西国分村との接点にあるといえる。国分

市府中は隼人町内村と天降川を挟んで指呼の間にある。明治二十三年四月の市村区画でいうと、敷根村、清水村、東襲山村、東国分村と西国分村との間にあたる。

隼人城は現在の県立国分高校横の金剛寺あとより登り口があり、舞鶴城より間道一筋がある。国分諸古記の国府新城縄引帳写にあるように隼人城との通行は困難で、清水への通行は大手口より切り通しがあり簡単である。岩崖に門のあともある。隼人城は俗に城山とよばれ、山頂部は七町歩の平坦地がある。隼人が王命にさからい、一族数千人を集め割拋していた。この化外の民は府中にある国衙を眼下に睥睨し、南に上井城、北に姫木城、橋木城をしたがえ、天降川をへだてて鹿児島神宮の山なみ、桜島を南にのぞめば薩摩の山山が手にとるように展望できる。そこから隼人達が陽侯史麻呂を容易に包囲・殺傷できたと想像される。この山岳は隼人本城として、最強・最大の機能を發揮できたと推測される。

隼人は化外の民として夷狄として恐れられ、奈良市奈良阪町、佐保山中に俗称大石とよばれる地に隼人石がある。人身獸頭の裸像が線刻されている。隼人が宫廷の大儀に狗声を発して奉仕する故事から隼人に結びつけられたものらしいが、十二支像と推定されている。狗面は鹿児島神宮、霧島神宮、止上神社などに保管されている。書紀に「日向のくしふるだけにあまくだりまして、そしのむなくに…」と表現してあるように、不毛と天災におびやかされる不熟の地に生棲していた隼人に對して、青天の霹靂の如く大掃討戦が大隅の地に展開された。それは国分平野が主戦場になつた感がする。国分市重久の「しきりやぶ」の名でしられる隼人塚がある。隼

人の首塚ともいわれる。豊後坂とよばれる途中にある塚で何かしら圧迫感がある。ここでは正月十四日、にえ祭りがあり、初獵の猪の肉を三十三本の串にさして地にたて隼人の靈を鎮魂するという。宇佐神宮（大分県宇佐郡宇佐市）に百軀堂があり、面縛されて降伏した隼人の曾帥を斬首した場所といいつたえる。獲虜一千四百余がそれ処分され報復されて落命していった。圧倒的物量と軍士を動員して、持久戦と攻撃、懷柔政策、分裂作戦をくりかえしながら、隼人の勢力を分断、孤立、掃討していく。こ

の大和朝廷の硬軟作戦によって、天然の要害で自活・防衛していた隼人も



隼人塚（左側層塔）

次第に内部分裂に陥いったと思われる。隼人得意の夜襲やゲリラ戦を朝廷軍は一番おそれていたろう。

## 隼人塚

熊襲・隼人の名称については、多くの説があるが、史料を要約すると熊襲の呼称は地名的傾向がつよく、四・五世紀以降大和朝廷に内属してよりの隼人は種族的呼称になつてゐるようである。元明天皇和銅元年（七〇八）創建と伝えられる隼人塚が隼人駅近くにある。隼人の怨霊を慰めるためといわれる。隼人塚は略方形の三十坪（九九m<sup>2</sup>）ぐらいの封土の上に三基の石造多宝塔と四天王像とがある。

大正八年国宝に指定され、同十年に内務省内に設置された「史蹟名勝天然物保存調査会」より指定され、大正十一年に買上げられ、既に廃漬していたものを巨費を投じて改修した。養老四年八月十五日大伴旅人は隼人の怨霊を慰めるため、この塚に合祀慰靈したといわれ、我が國放生会の最初であつた。また「神社誌」では、日本武尊の熊襲征伐後におこなつたという村民の口碑を根拠としての異説もある。扶桑略記「養老四年九月、宇佐八幡の託宣に曰く、合戦の間、多く殺傷す、宜しく放生を修すべし。諸国放生会この時よりはじまる」とある。天保八年（一、八三七）十月、正八幡宮社司谷口盛郷の神社旧記よりの写文に「放生会大路五重塔三基石塔あり。四天王の石像在、和銅元年辛卯七月十一日、正八幡三所大菩薩顕給也。南無護国靈験威力神通大自在王菩薩云云」とある。和銅元年は戊申である。



獅子王面(オシシサア) (鹿児島神宮所蔵)



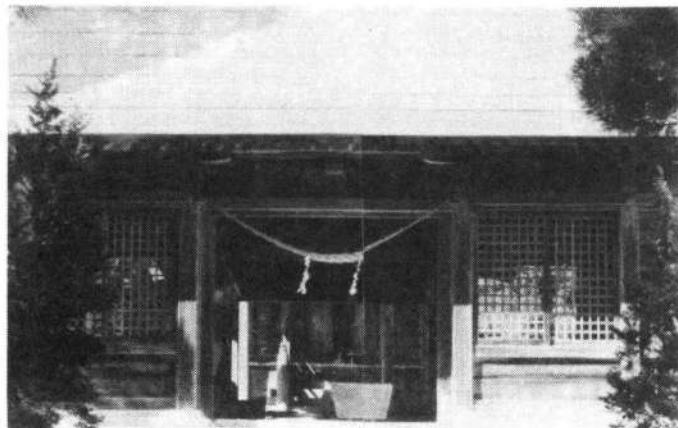
止上神社（国分市重久）

原郡稻積の里（牧園町中津川）に流されている。翌宝龜元年九月京に召還されるまで、その期間は凡そ一ヶ年である。途中の行程も正しく南面しているのは中央の一塔であつた。完全に解明されないまま修復されたが、県史を一步前進させえたことは大きな成果であった。国分市重久の止上神社の近くに隼人塚がある。鹿児島県史第一巻二一〇頁の隼人塚の項に「国分尼寺は現今隼人塚附近の地かとも想像される。」天保十四年刊行の「三国名勝図会」で地頭館との距離を測定・検討した結果、正国寺址である。「正国寺に四天王の石像、五重の塔二基」とある。隼人塚のある山跡から、隼人工業高校の神楽田・学ノ前一帯が最初の梅靈山無量寿院正国寺址である。この石造多宝塔は鎌倉時代以降室町時代に創建されたらしい。後奈良天皇金泥の心経を国分寺に奉納の際、四辻季遠、伊東義祐、本田董親に転致奉納した時点に関係があるような気もする。大隅国分寺の石造層塔の形式で、最下層と最上層が黄金矩形で他の層は倍形(1/2)矩形で構成される。高麗尺か天平尺のどれで設計されているかを検討すれば、石塔の創建年代はだいたい推定できる。あの隼人塚の封土の下に基壇が埋没しているようである。たしかに寺院の遺構と推定している。三基の石造多宝塔のうしろに笠石が一つある。この笠石は他の笠石と全く様式をことにしていて、高麗尺であれば和銅以前、天平尺であれば和銅以後の石塔である。天平尺の一尺は約三五寸弱である。大化革新の詔、近江令、大宝養老律令では大化の制が復活、和銅六年（七一三）すなわち大化と養老の中間で和銅大尺と変遷しているが、土地の面積位置の表示法など条理制と四至制を用いている。条理制は一町四方を一坪、三十六坪（六町四方）を一里とし、横に一里より六里、縦に一条より六条まで碁盤目に区画する方法で、平安時代中期には廃絶している。これに対して四至制は天平十九年二月十一日大安寺資財帳に「四至、東百姓宅並道、西牧、北山、南海」とあるように、四隣の事物によつてその土地の所在を示すもので、簡明であるために広くかつ長く使用され、次の時代までおよんでいる。大宰府で藤原廣嗣の乱があつてより三十年後、神護慶雲三年（七六九）九月、和氣清麻呂が弓削の道鏡事件によつて、大隅国桑

を考えると稲積の里に滞在した期間は僅かである。姉広虫と共に律令時代の良心的官僚政治家として、典型的人物である。勿論反道鏡の中心勢力であった藤原氏のひ護もあった。参議右大将藤原百川は公の配所の費に備後国二十戸を贈っている。犬飼の滝を眼下に眺める地に和氣公の遺蹟碑と義人稲積翁の碑がある。

### 神宮寺

同所に嘉永三年（一、八五〇）島津斉彬公の手植の松がある。翌四年三月孝明天皇より京都高雄山神護寺にある和氣廟へ神号と正一位の神階を贈られているのは斉彬の顯彰の結実したものである。その他龜園淵河伯祭、和氣公旧住居高尾寺の跡などに記念碑がある。伝説は別として流謫に関する史実なるものは皆無である。和氣公の住居のあつた場所、すなわち高尾寺は果して公の流謫以前からあつたものであろうか。京都高雄山神護寺は神社附属の寺院である。神護寺・神宮寺・神願寺・神宮院と称するものである。但し、金剛峯寺と丹生神社、延暦寺と日吉神社、興福寺と春日大社の場合は基本的に神宮寺・別當寺とは云えない。神宮寺としては天平神護二年（七六六）に「丈六の仏像を伊勢大神宮寺を造る」が初出で、「このたびはぬさもとりあえず手向山……」（菅原道真作）で有名な東大寺手向山八幡宮がある。宗旨は真言天台でまれに律宗法華宗もある。社僧が仏事を修して神に仕えるのである。大隅八幡宮では弥勒寺（天台宗）がこれに当る。弥勒寺は宇佐八幡宮の神宮寺、神職は宇佐・大神・田部・漆島の宇佐四姓。石清水八幡宮（男山八幡宮）の神宮寺は護国寺、田中・善法寺家が歴代神職・社僧を務めた。鹿児島神宮（正八幡宮）に善法寺家から下向した社家は留守・酒井系隈本の両姓である。石清水八幡宮史料に寛治七年（一、〇九三）十月十五日附の「大隅國正八幡宮神殿造立日時勘文」がある。最も古い社家である桑幡家は宇佐八幡宮の古社である古宮八幡宮（辛国息長比咩神）の出自とみられる。また建治三年（一、二七七）正八幡宮に神宮寺淨土院を建立している。同年九月敵国降伏祈願に參籠した一遍上人の絵巻物にもそれがみられる。和氣公が延暦年中や河内国に神願寺を創建し、のちこれを山城国高雄にうつしている。故に清磨流謫後これを高雄寺と称し、神仏に帰依し読經に心の悲しみを忘れようとしたというのは事実だろうか。また大隅流謫の経路にてもまつたく文献にない。しいて推測すれば難波で乗船して豊前国救企郡田野浦に着船して、不自由な足を休める為に、同郡足立妙見で休み、小倉方面の海岸より、薩摩国日置郡伊作町付近に上陸したのではないだろうか。同地に和氣・妙見の字がある。同地より稲積の里に向つたのだろうか。同じような運命にあつた人に菅原道真がいる。道真は清磨に遅れること百三十一年、延喜元年（九〇一）で



和氣神社（牧園町中津川犬飼）

岩に出、ふたたび三十丁をのぼつて瀬戸尾に出た。ここからが登山路が急になる。このあたりから、世にいうきりしまつしが多い。乙女への手紙によると、ここより山上にのぼり、あまのさかほこを見んとて、妻と兩人づれにて、はるばるよりにしに、立花氏の西遊記ほどにはなけれども、どうも道ひどく女の足にはむつかしかりけれども、とうとう、馬のせごまでよじ登り、此処にひとやすみしてまたはるばるとのぼり、ついにいただきにのぼり、かの天逆鉢をみたり」、霧島の周遊をおえた竜馬とおりよつは、三月十二日、浜ノ市で舟に乗り、海路鹿児島城下に帰つた。

司馬遼太郎の「竜馬がゆく」の中で、霧島山の章に、西郷のいう「傷にきく温泉」とは、霧島山の山ふもとにかこまれた塩浸温泉のことである。西郷はさらに塩浸とは、山深い渓流のほとりに湯が湧き出でていて、あたりの景色も桃源境のようだ、といった。

ある。道真の配流の経路は大体たどるので参考までに述べてみる。正月二十五日右大臣従二位より大宰権帥に左遷され、同年二月二日筑紫の國に下つてゐる（菅原伝記）。それから長岡・曾根に立寄つて、明石を通過している。途中舟にかえ山口県防府勝間浦に船泊りして、そこの国府客館で休息した時、白居易の北窓三友の詩をみて作った詩に「東行西行雲渺渺、二月三月遲遲……」（松崎天神鎮座考）とある。およそ一ヶ月前後で到着している。大宰府にて「離家三四月。落涙百千行。万事皆如夢。時時仰蒼……」（菅家後草）、また「都府樓の瓦の色、觀世音寺の鐘の声、聞にしたがい、見につけての御悲、さらても重き濡衣、袖乾く間もなかりけり」（太平記）などの道真の配流の悲しみをみると清磨の生活の悲しみも想像出来よう。しかし道真のいた大宰府は當時天下第一の都会として繁栄していたのにくらべると、人煙まれなる山家の稻積の里は言語に絶しただろう。「隼人の瀬戸の岩ほも鮎走る吉野の滝になはしかずけり」（大伴旅人）の山河うるわしき都より配所に流されたであろう清磨の胸中いかばかりであつただろうか。「高峰は、一、七〇〇米はあり、文字どおり、雲にそびえている。峰は東西に連立し、東峰を高千穂岳といい、西峰を韓国岳という。東西両峰の間、ほば三里はあるであろう。胸副坂の荒野を経て霧島明神に至り、さらに八丁を登つて花立

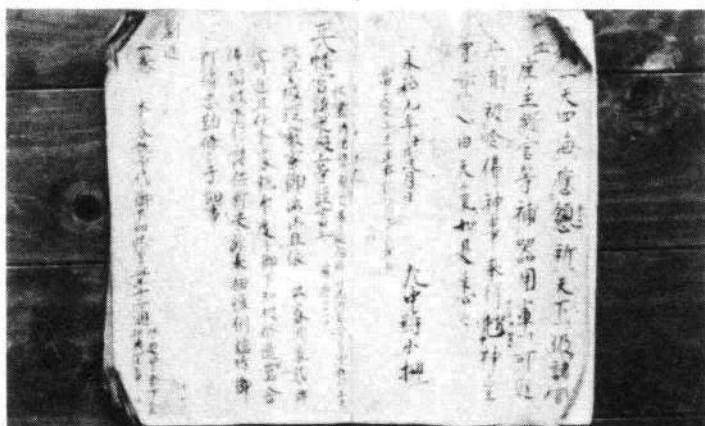
……一方、竜馬は勝から新婚旅行という西洋風俗があることをきいている。いつのこと、風雲をそとに、鹿児島、霧島、高千穂と、おりょうを連れて新婚旅行にまわるのも一興ではないか。竜馬とおりょうが京を発ったのは、慶応二年二月二十九日の夜である。竜馬とおりょうが行つた塩浸温泉とはいつたいどういう土地であろう。竜馬自身は、その温泉から故郷の姉乙女へ送っている手紙に、げに、此世の外かとおもわれるほどのめずらしき所なり。ここに十日ばかりも止りあそび、谷川の流れに魚をつり、短銃をもちて鳥をうち、などと、まことにおもしろかりし。と書いている。

## 第四章 古代文化の成熟

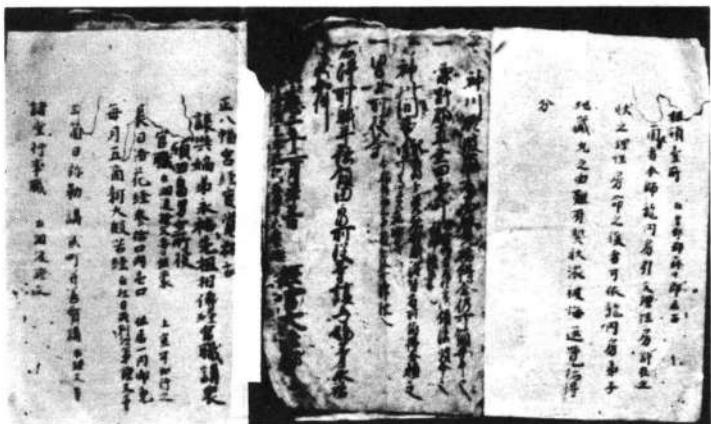
### 1、古代文化の繁栄

#### 弥勒寺

平野博之の「承和十一年の宇佐八幡宮弥勒寺建立縁起について」によれば  
承和十一年（八四四）四月十一日の状により豊前国司が同年六月十七日に官符およ  
び古記に撰勘して申上したものに、延徳三年（一四九一）石清水検校奏清が「抄出肝要、  
付註愚点」したものとなつてゐる。宇佐氏の神史料（宇佐文書）の小椋山に造當した  
といふ神龜二年（七二五）より一九年後の編纂である。この宇佐八幡宮縁起は承和  
五年三月堂舎五宇を焼失した弥勒寺復旧のために、豊前国司が宇佐弥勒寺の縁起を編  
纂し政府に上申したものであるといわれる。この縁起は疑わしいとして中野幡能「八  
幡信仰史の研究」、宮地直一「神道史序説」で指摘されている。平野博之は弥勒寺  
(続日本後記承和五年三月二日条) または「八幡弥勒寺」(三代格、卷二、三、天長) である。  
「宇佐八幡宮弥勒寺」という言い方は「石清水八幡宮護國寺」という石清水の表現に  
倣つたものであろうか。貞觀元年（八五九）の石清水勸請以前では、「宇佐」を冠す  
る要はなく、單に「大幡大神宮」(続日本後記、承和四年九月八日条) とか「八幡大菩薩宮」(続日本



桑幡文書



桑 帷 文 書

後紀、天長十年四月五日)と呼ばれている。この縁起を筆写した奏清は奥書きに「宇佐八幡宮縁起」と呼んでいるし、また縁起末尾の国司の文言に「宮寺」とあることから簡単に後補されない。坂本太郎「列聖漢風謚号の撰進について」を参考とすれば承和十一年の縁起に嵯峨天皇の謚号を使用するのは重大な疑いをこの縁起全体に及ぼす。天平神護元年(七六五)に宇佐公池守を造宮押領使に任じたというが、造宮押領使は八、九世紀では耳なれない用語である。単に造宮使かまたは造石上神宮使(日本後紀、延暦二十四年二月十日条)とか造西寺勾当(続日本後紀、承和三年三月三日条)とあるのが普通である。国司文言の末尾に見える「造寺判物」も早きに失している感がある。養老四年(七二〇)大隅隼人の反乱で多く殺したので、辛島勝波豆米に託宣して放生会を求めたと記すことが問題である。ここでも辛島氏が重要な役割を果している。同

門地について問題が起つたらしいが、この時も辛島氏の禰宜、祝の門地のことは定められたようである。この縁起と酷似する託宣集に「和銅元年、宇佐河の西岸の東峯の松に大御神荒畏坐し、往還の輩を殺す。大神比義と辛島勝乙目の両人が三ヶ年精進して御心を和しめ申し、和銅五年に宮社を立てて奉斎す。鷹居瀬社が是なり（靈巻）。靈龜二年大神諸男、辛島勝波豆米奉隨大御神心、立宮柱奉造小山田之神殿、致祭礼（靈巻）。天正天皇六年養老四年に禰宜波豆米、大神の御杖代となり、隼人征罰に參ず、神龜元年託宣あつて、放生会を毎年二度修することを求む（靈巻、薩巻）。養老七年のこととして宣命体にて同じ託宣あり（靈巻）。神龜二、正二七、託宣により奏聞、勅定により宮の東方日足林に寺を造り、弥勒之禪院と号す（驗巻）。同三年辛未正月二七日、始被獻官幣、件勅使諸国巡駕駿家通送是則為奉辭異國討罰之神德矣（薩巻）。称徳天皇五年神護景雲三年己酉託宣、大隅海中仁造留鳴尔為幸行坐乎船乎願欲布者、依神託三月七日下太政官符備、奉八幡大神蟻船者四月四日奉船并幣

使從八位上中臣朝臣以守被奉幣之日神託宣、船亦一艘不足奈利二艘可有志者使以守即言上之（略）同年六月七日祢宜辛島勝与曾女給從六位上、爾時彼大隅之海中造嶋号（力巻）。桓武天皇二年延暦二年（癸亥）五月四日託宣神吾波無量却中化生三界修善方便、導濟衆生、吾名是大自在菩薩、宜今加号、護國靈驗威力神通大自在菩薩古仏乃垂迹也、大悲乃菩薩乃御身奈利（畧）（大巻）。結語として、「宇佐八幡宮弥勒寺建立縁起」なるものが、辛島勝氏を祝禰宜とする目的や「託宣日記」に基いてかかれているが、そのままではなく、大神氏関係をおとし、辛島氏中心にかいてある。この縁起の目的是、八幡宮と弥勒寺の建立の次第を素直に語ることはなかつたとしてある。平野博之の指摘されることが桑幡文書にも記載してある。辛島氏の榮進への策謀が感知される点で重要である。とくに隼人塚の放生会、あるいは縁起などと絡んでいて複雑に投影しているようである。まして宇佐八幡の系譜にあり、規制されていたことと考え合せても、桑幡文書の存在価値は大きい。その文献がたとえ否定的意味をもつとしても、それなりに隼人塚を推測する決め手の一つである。宇佐八幡宮が奈良時代大仏鋸造を機に中央に進出し、平安初期、山城の石清水に勧請され、朝廷の尊崇を受け、やがて清和源氏の



留守文書

氏神とされ、広く武人の守護神とされた。八六〇年（貞觀）行教によつて山城石清水に勧請されたところから、祭神は応神天皇に結びつけられ、朝廷がこれを祖神および京都の守護神としてあがめたため、伊勢につぐ本朝第二の宗廟といわれるに至つた。

2、律令制の構造

税制度

留守 文  
封建の時代に移るまえに律令法を総括してみたい。国司が行政区画である国の民政・司法を司る地方官である。國は古くは縣と称したので、国司任命の儀式を縣召といふ。国司は遙授国司と受領国司とにわかれる。比較的薄給の京官などに公廨米を与える。その生活を潤そつとした。平安時代中期以降国司で任國にあるものは異例とされたの

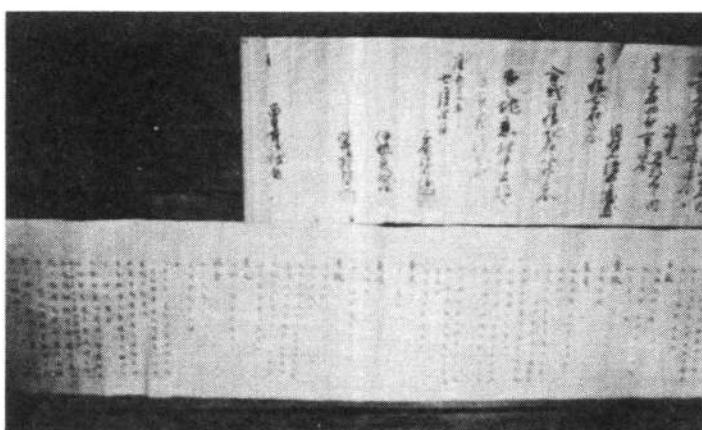


が天平勝宝三年（七五二）七月十七日に少納言に遷任された際、朝集使掾久米朝臣広繩に贈った歌に、六載の朝に満ち、忽ち遷替の運にあふ。ここに旧に別れるの悲、心中に鬱結す。涙を拭ふ袖、何を以て能く旱かむ。とある。四年制では紀貫之が延喜十八年（九一八）二月、美濃介に任せられ、任地に赴いた受領国司であった。続古今和歌集中、一日だにみねば恋しき君がいなば年のよとせをいかでくらさん とある。その後延長八年（九三〇）正月に土佐守に任せられ、承平四年（九三四）まで任地にあって、よくその職責を果したことは、土佐日記によつてもしられている。なお中央と国司との連絡を計るために国司は年四回中央政府へ使節を派遣するものとされ、これを四度使と呼んだ、朝集使・大帳使・稅帳使・貢調使の四者である。第一のものは国司・郡司の考課等の記録を中央に報告する使、第二のものは主計寮が調庸の輸納を予算する上に必要な資料を、第三は主稅寮が国内の租稅の処分を監査する稅帳を持参し、第四は調庸に関する輸調帳・輸庸帳を中央にもたらす使い

で、四度公文と称した。大隅は西海道で五年任期の国で、薩摩と中国にあたる。中国の場合、守、一人、正六位下の位階、職分田二町、事力六人、公廨稻分配率六分。である。事力とは労働力の給与で、地方人民の負担である。国の収入である田租は正税と公廨に二分され、前者は官倉に貯蔵し、後者は欠負未納を補てんし、余剰を国司に附与した。

土地制度では改新を期に国内の大部分を国有化した。ただ宅地・園地・神田・寺田など私有を許されていた。班田收授法の施行により、土地制度は面目を一新した。田籍田図の作成、戸口調査、土地制度全般にわたる整備を促進した。班田は所有権でなく、使用収益の権のみを享有したに止まるが、一般人民が衣食の不安をのぞかれたことは注目にあたいる。元正天皇の墾田三世一身の法、聖武天皇の永世私有が認められるにおよび、土地国有原理に立脚した班田制は、自ら崩壊の危険を招いた。班田制の全国的施行は必ずしも時を同じくせず、地方僻遠の地におよぶ頃には中央においてすでに墾田の発生発達を見つかった。台明寺文書、大治五年十二月二十八日の曾乃墓町一町の沽却状に条理制の痕跡を残し、国分市南方に一条なる地名もある。これは僅な地域で全般的現象ではないと思う。田地も公田・私田があり、公田は乗田ともよばれ班給後に残った田地であり、私田は口分田のごとく國から私人に占有を許した田地である。

輸租田・不輸租田・輸地子田の区分もあった。田租を賦課する田地を輸租田といい、口分田・位田・功田・賜田・見任国造田・郡司職田・采女田・墾田・易田などこれに属する。不輸租田は田租を課せられないもので、官田・神田・寺田・公廨田・職田・駅田・官奴婢口分田などこれに属する。その他に無主位田・闕郡司職田・闕采女田・射田・乘田などの地子田といわれるものがある。これは地子を徴して政府が耕作せしめるものである。班田收授法は中國の均田法に範をとつたものであるが、両者の相異点も多い。班年は六年一班と唐制の一年一班、田種は水田を原則とするのに対し、唐制は陸田を本則としている。受田年令は六歳に対し、唐制十八歳、後魏制は十五歳である。返還時期はわが制には制限なく、唐制は死闕の後、これを收回している。わが制は女子は男子の三分の二、唐制は男子一頃に対し寡妻妾三十畝、後魏北齊制で



留 守 文 書

湖白松後刻  
大公大之印

文書は女子は男子の半分としており、わが制の方が女子に厚かつたといえよつ。職業別では唐制は商工業者に対して給田を半減すべきものとしている。商工業が相当發達して、経済力が考慮されていたからである。すなわち均田法は經濟主義に立脚し、土地の生産力發揮を目指しているが、わが国では社会政策的主義に立脚して、貧者・弱者に厚からんとしているが、班田收授法と均田法とを兩主義に分けて云々することは相対的意味においてのみ許される事である。この租庸調制の衰頽は目にみえていた。田租の率が上田を標準とした結果、下田の所有者の負担が比較的重く、庸

調に加えて雜徭があり、富者は貨財をもつてこれにかえ、貧者は身を投して労務に服した。出拳稻も貧者は高率の私出拳によつたので、租税制度運用を妨げた。そのほかに莊園寺領の増大、地方官綱紀の紊乱、權門勢家の專横などの外的的原因もある。

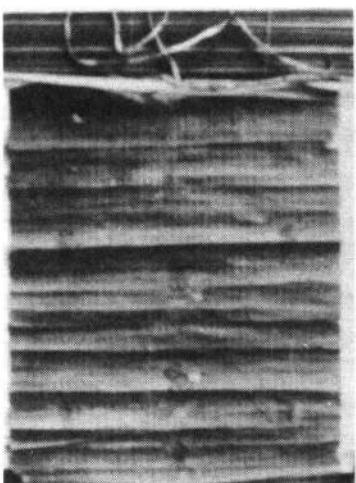
（・帳内・資人・僧尼など）を取得することにより、租税の减免を計るもの、第三は

卷之三

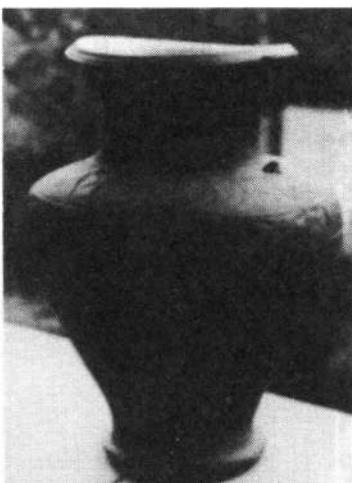
の精神を蹂躪しようとするものであつた。莊園は上古の私有地たる田莊に由来し、

その管理に当った在莊の家を莊家とよんだのは、後世の庄屋の名称の淵源といわれる。庄園発達の沿革をみると、これに最もあずかって力のあつたものは私墾田であり、その他社領・賜田・功田もあげねばならない、中古朝野崇仏の風盛んとなるに及んで、寺院に田地を喜捨することが大いに行われ、寺院もまた自己の勢力をたのんで、みずから墾田の吸収につとめた。田令は寺院への田地の喜捨壳渡等を禁じていたが、励行されなかつたため、たびたび同種の禁令が発せられている。庄園は領家領主、庄司・庄官および庄民から成る。領家は領主にして三位以上である。領家領主が庄園に對して有する支配権は知行・進退・進止・領掌などとよばれ、土地所有権・徵稅権（所當）・裁判権などを内容とするものであつた。平安時代中期以降庄園に對して政府の禁庄政策嚴を加えるや、庄園領主は一方策を選んで、その窮状から脱しようとした。一は領主の上にさらに名義上の支配者を置いて、これを本家

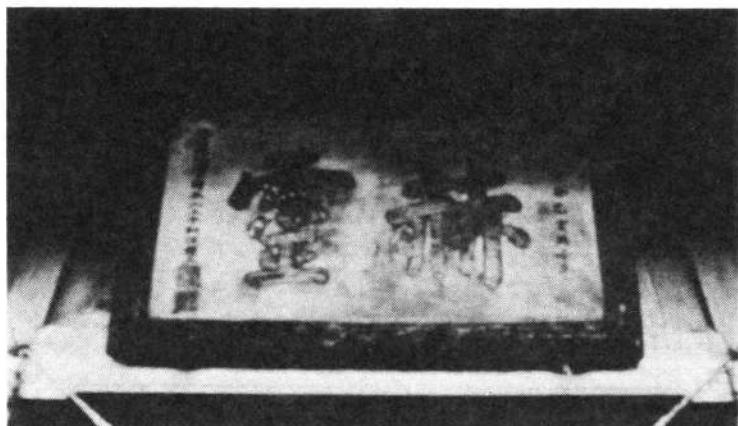
とよび、在京の名家権門をこれに戴き、これに所当の一部を寄進し、政府の圧迫を免れようとし、一は領主の名儀を名家権門に譲り、みずからはその代理人となつて預所とよび、土地支配の実権は自己が保有し、名儀上の領主に一定の年貢（これを領家職とよぶ）を納め、名をすべて実につく道をとつた。いずれも法無視であることにはちがいない。庄司・莊官は庄園監理人として事務を掌り、預所のごとく領主たる庄司も存在した。その職務の報酬として受けとるものを得分とよんだ。この得分は性質上所當徵收權的なものと土地用益權的なものとがあり、多くは後者に属し、給田・給名とよばれた。給田は年貢公事全免の全不輸地であり給名は公事のみ免ぜられた半不輸地である。庄民は田堵・田人・庄民・作人・百姓とよばれた。庄民は庄園内の田地を借り受けて耕作する、これを請作とよぶ。作人職・作手職・百姓職は請作の権の指称であり、権利享受の代償として田堵・田人は庄園主の領主權（進止）に服し、庄民はその貢納徭役により庄園主の生活保証をなすものであり、したがつて庄民の領外移住は莊園主の最も好まぬところであつた。庄民の移住・作手放棄などを嚴禁し、庄民は窮余の策として脱走流離をくりかえした。当時の社会構成の単位は戸であり、それは家からなる。ただしその数には限定がない。戸内の家の中で、戸主のある家を郷戸、それ以外の家を房戸とよび、はじめは郷戸のみをもつて公法的存在とみたが、時代を降るにしたがつて房戸も公法性を帶びるに至つた。令制は戸を、戸口の多寡、貧富の程度により九等にわけていて、これは義倉への負担額に差等を設けている。このほかに出拳稻授付、桑漆植樹数量、牛飼養義務有無などの標準であつた。女子が戸主たりうることもあり、一家統率の権利を有した。当時の親族は血族姻族から成る通常の親族の外に有服親・分財親・同居親等とよばれるものがあり、五等親を規定している。有服親の服喪関係をみると、喪葬令によれば、父母・夫で服喪一年、兄弟・姉妹で服喪三月と規定してある。天文九年（一五四〇）十一月の国分重久止上權現服量にれば父母忌十五日、服百十日。兄弟忌二十日、服四十日となつてゐる。



曼陀羅(三光院藏)



素焼花瓶(鹿児島神宮藏)



額（琉球攝政読谷山王子朝恒奉納）

篇

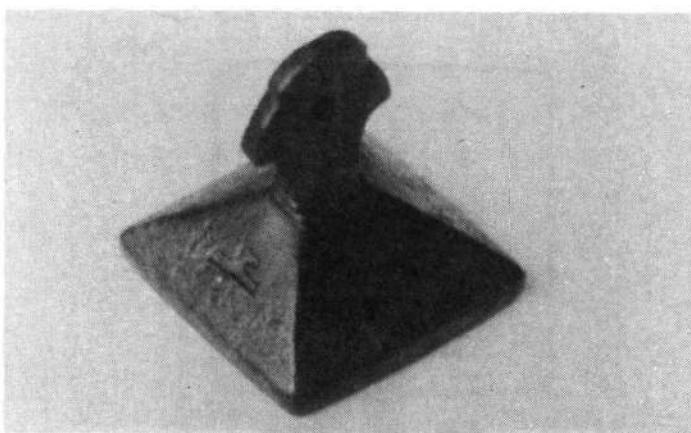
本のなかで、鹿ヶ谷事件の謀議に参加して、鬼界ヶ島に配流された、僧俊寛、康頼、成経三人と留守清道との出会いがある。清道は大隅正八幡宮執印清道のことである。左衛門尉朝重の娘、牛王殿、のちの伯耆局が夫少将康頼を慕つて清道の邸で再会する場面がある。楠南溪の西遊記では桑幡でなく留守氏となっている。そして「桑幡氏は七十余年代相続して由緒殊に正しく、むかしは総頭なりしが、今にては留守氏」。西遊記は正八幡宮に伝わる説話ではあるまい。治承二年（一一七八）に鬼界ヶ島から帰京の途中、正八幡宮で会った人物清道とは誰であろうか。留守氏は石清水八幡善法寺より貞治二年（一一六三）四月三日、下向赴任している。石清水八幡宮社家の善法寺関係者が大隅国に下向したことになると、事件より約二〇〇年あとのことになる。姓氏家系大辞典に桑幡助清は大隅八正幡宮神宮公文執当權政所で、その子は政所御供所權法印長大夫清道。承久二年（一二二〇）四月二十七日。死年八十四、清道はじめ吉田をもつて家号と為す。国分宮内の桑幡家はこの庶流なり。大隅国御家人交名に大隅正八幡の宮方に長大夫清道とある。建久九年（一一九八）三月岡田帳の記載にある。この人物であれば長門本の治承二年には四十二歳ぐらいである。ただ正八幡関係が一致するだけで厳密に明白でない。留守は景の字を名につけ、桑幡は最初、清を名につけている。柳田国男の説によると神功皇后（氣長足姫）が応神天皇を養育した“水の男”。大帶姫と一つの系統にある巫女の名で、宇佐八幡三之御殿に祭る高良玉垂命が宇佐八幡第一の伴神、千珠・満珠で海と川を支配する。玉垂と帶は同一性格のものである。久留米の村社天満宮のお神体である敷板銘文に「尼の長者」としるされている。豊後國清原朝臣正高の裔原口通治のことである。大磯虎女は遊女で曾我十郎の妾となり、兄弟の死後その骨を抱いて、信濃善光寺に詣る説話で、按察使局や尼御前は尼型のごぜの意味で固有名詞であり、一般的な名称である。すなわち“百塔”伝説、結界伝説と折口信夫は説明している。旅に出た男に恋こがれて、女が男を追いかねて村境の石と化す「靈山の結界」（神籠石）。これらの引用は平家物語とそれに登場する人物、信仰とに触れてみたいからである。正八幡宮に敵国降伏の祈願の寄進として肥後国

水間庄が記載されている。正応三年（一二九〇）平朝臣師時・時村署名の文書がある。宇佐領豊前国上毛郡勘原村の替所である。筑後三潴郡大善寺夜明の朝日寺は神子栄尊の建立とある。この神子禪師栄尊は安徳天皇の子でなく、平康頼と三池の長者執行利左エ門尉藤原種継の娘との子であるとの一説もある。この栄尊が養育された寺が永勝寺で、九国の地神盲僧を管領し「惣行司」として威勢をふるつた寺である。

栄尊の娘の納めた曼陀羅がこつてある水上万寿寺は娘の再興した寺である。神子の号は宇佐八幡より授けられたものという。高良山の地神盲僧も、夜明の朝日寺の巫女も深いつながりをもつ。史実と文学との接点という感がふかい。たとえば十三塚（平家落人の塚）久留米市国分寺や前述の朝日寺（神子栄尊建立）、名剣大明神（内侍所を祭る）三潴郡荒木村白口などがある。大隅正八幡を見ても大字朝日、十三塚原など同一地名がでてくる。十三塚原は平家説でなく宇佐神人が石体宮の八幡の文字出現をあやしんで、来宮・放火して逃走の途中を殺害された地であると伝えている。まさに天承の椿事である。天承元年（一一三一）大隅正八幡正宮僧行賢寄進状に端を発し、二年の大隅国司解（直属上級官庁への上申文書）、大宰大式解、性空上人（橘諸兄六代の後胤）の参籠、弥勒寺別当竜円の任命とあわただしい動きが宮内一帯にみられた年代であった。

### 3、八幡宮印の謎

鹿児島県史に指摘してあるように、延長五年（九二七）に集大成された延喜式鹿児島神社と平安朝後期の正八幡宮との間が空白となつてている。鹿児島神社がいつ、いかなる理由により消滅し、正八幡がいつ、いかにして興隆したかという疑問について、鹿児島神宮所蔵の銅印の存在は注目すべきものがある。すなわち正八幡と記された文書または銅印の押してあるものを探して、一番時代のさかのぼるものを探るべきである。神宮所蔵の文書で正八幡宮、殿上一命婦職、藤原太子あてのものがある。養和元年（一一八一）十一月七日附である。県下に現存する古文書で最古のものである。



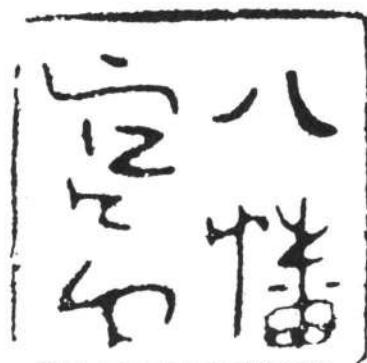
八幡宮印



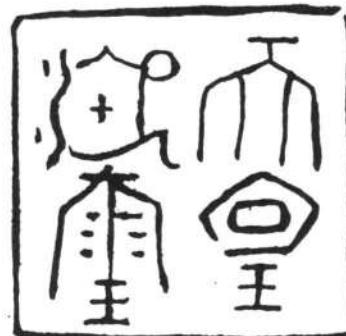
八幡宮印



新田八幡古銅印  
(現寸大)



鹿児島神宮古銅印  
(現寸大)



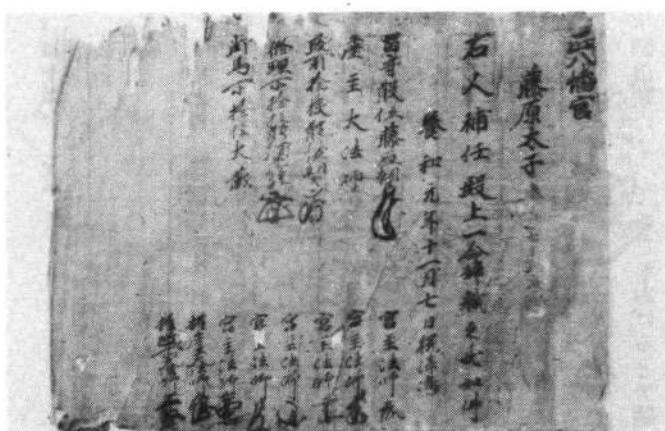
桑幡文書の天皇御璽  
方四・五粂 (現寸大)

前述の天承二年（一一三二）大隅国守解は古文書でなく、記録として初見、そして最古とみられる。この銅印は養和元年の文書に押印がみられる。銅印の寸法は一辺四、七粂位である。最近、保安二年（一一二一）酒井季時文書が発見される。

一方八幡宗廟である宇佐八幡宮は続日本紀の天平九年（七三七）の条に、朝廷で国防を祈念するため、その奉幣使差遣を初出としている。ついで東大寺建立に対して、中央に進出、神仏習合の魁をなし、弓削の道鏡事件で一躍世の注目を浴び、東大寺要録弘仁六年（八一五）に大宰府は、大神、宇佐二氏を以て宇佐宮司としての補任を請い、宮寺錄事抄の寛平元年（八八九）大宰大式藤

原保則等、宇佐宮行事例四十九箇条を定め、その中で宮司の家系・格式を確定し、延喜式に再び規定している。すなわち宇佐・大神二氏の外は、八幡宮司としての補任を禁じている。天皇国家の統一が行われるや、神社の中央集権を強力に推進していった。貫した政策の流れが、正八幡宮をして薩隅日三州第一の大社として興隆をみたものであろう。その間における政治の頽廃や辺境の治安不振に対する、新しい権威の確立を目指したものであろう。

印の起源は中国である。中国では官職の信標としたもので、同時代周書等に徵証があり、また戦国のさい蘇秦が六国の相印をおびて合従を説いたことは有名である。日本でも大化革新以後鑄印は朝廷大権の一とせられた。日本書紀持統天皇六年の条に、神祇官より木印一箇を奉るとあり、續日本紀文武天皇慶雲元年の条に鍛冶司をして、諸國印を铸造せられたことがみえ、その制は大宝令の公式令に定められている。その官印は四種類あり、形は正方形、印文は篆書ときまっていた。しかし一般の社寺ではそれぞれ社寺独自の印をつくり使用していた。社寺の中には国家の仕事の一部分を委任されている事もあるので、純然たる私印でもなく、また公印でもない。いわば准公印というべきものである。印の形状・印文の体裁など種々雑多である。この正八幡宮印の押してある最古の文書は酒井季時、保安二年（一一二一）八幡正宮補任状である。前述の正八幡宮所蔵の養和元年の県下最古の文書より六〇年さかのぼる。一応寛治二年（一〇八八）よりの文書に系統的記録がよみとられる。また文書記録で最古のものは治安元年（一一〇一）の正五位下藤原篤如正八幡宮下向である。篤如の位階からおして、宇佐宮と同等の格式であることは大きな意味がある。ゆえにこの治安元年と延喜式との間およそ百年の間が漠としているわけである。篤如は正八幡宮と霧島神社の大宮司として下向して、薩摩・大隅にまたがる広大な神領の租税を掌握し、税所を氏として絶大な権力を振った。子孫に（重久氏）最勝寺氏は正宮四社家の一である。建久年間の大隅図田帳の御家人を類別すれば、当国最大の豪族の後裔である建部姓を第一として、税所藤原姓がこれについて多い。明治維新当時は最勝寺氏は正宮別当職として、社家の最下位に没落している。社家筆頭の

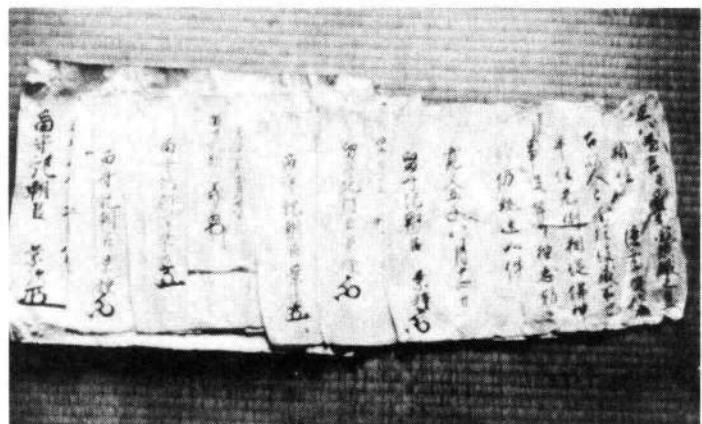


藤原太子補任状（鹿児島神宮所蔵）

留守氏がこの銅印を保管していたので、執印留守職と称していた。この点連綿と銅印を継承した新田八幡の社家筆頭の執印氏とは趣を異にしている。

#### 4、広大なる荘園

任 状 (石関文書)

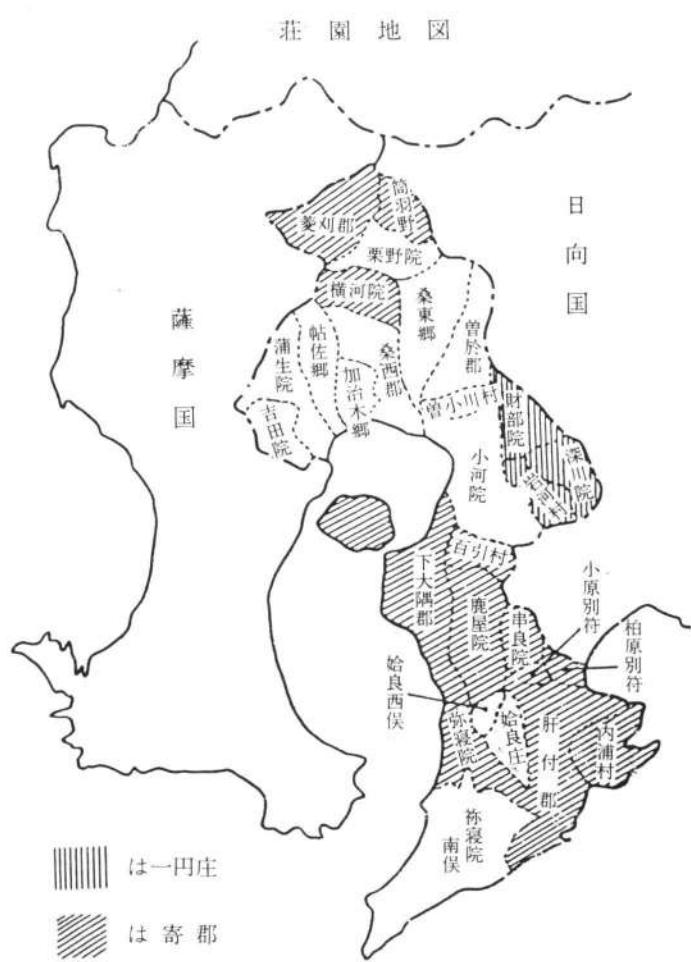


島津の荘は「古来未曾有の広大なる荘園」といわれ、荘園発達の経路を最もよく説明できる荘園といわれている。この荘は万寿年中（一〇二四—一〇二七）に大宰府の大監平季基が開発して、宇治閑白といわれた藤原頼通に寄進したものである。季基がおのれの血縁を利用して頼通に接近し、荘を寄進することによって庇護を受けようとしたものであろう。荘園の名は上古の私有地たる田荘に由来し、またその監理に当つた在荘の家を莊家とよぶ。院は垣をもつて囲まれた区域のことを称したのだといわれ、はじめは垣で囲まれた園などをこう呼んでいたが、のち垣をめぐらした建物を院と呼称した。この院の呼称が、薩・隅・日地方では荘園の呼び名となつている。院は律令制時代には国府の管下にあつて租税を収納していた。それがやがて一つの倉庫に租税を納入する地域をさして院とよぶに至つた。図田帳によつてこれをあげると大隅に、蒲生院・吉田院・鹿屋院・深川院・財部院・横川院・串良院・小河院・菱刈院・栗野院などの諸院がある。これらの院は一つ一つが財政的にも經濟圈をなしており、律令時代には倉院が設置され、それを中心とした地域であつたろうが、土地制度の動搖とともに荘園化がすすみ、荘園体もしくは半私的な荘園の呼称がそのまま地名として残ることになつたと考えられる。正八幡宮領は田千二百九十六町三段のうち、不輪の地、租・庸・調の賦税を国衙に納入しない田地が五百町五段小と、応輸の地すなわちいくらか賦税を国衙に納入する田地七百九十五町八段とに分けられる。このように国衙の賦課にも応ずる土地を寄郡と呼んでいたらしい。大隅国図田帳の中に「蒲生院百十町九段半、正宮領、本家八幡、地頭掃部頭、半不輸たり、正税官物は国衙に弁済するなり」とあり、本荘が一円不輸の地として、領家にのみ經濟的の負担を負う土地であるのに対し、寄郡は「半不輸」または「半輸」あるいは「応輸」の土地である。閑白道長、頼道と藤原家

全盛期に、大宰大監平季基が日向国の島津院で開発を行い、中央の摂関家に寄進して、領家・本所の政治的権力によって、現地を支配する国司に対しても所有権を公認させる立券莊園の手続をとっていく。しかし半公・半私的な性格をもつものでありながら、私性格をむしろつよく感じさせる。一方では私的な莊園の役人である下司であり、一方では公的な郡司・總公文職であって、莊園領家側と国衙との二重支配を受けていた。こうして平安末期の地方政府の紊乱によりこれらの二重支配下の領主の公田蚕食がすすみ、同時に寄部の一円莊化が進展した。鹿児島大学教授五味克夫著「大隅の御家人について」を引用すれば、正八幡宮の特殊な地位については、1朝廷及び幕府の尊崇が篤かつたこと。2その所領が極めて多く一国の半分にも及んでいたこと、3本家石清水八幡宮との関係が密接であったこと、4その修造役は庄園を問わず賦課され、隣国薩摩にも宛てられていた。5正八幡宮領に惣地頭職を停止されたことは、宮側の造営の功なりがたいことを幕府に訴えた

結果である。鎌倉時代初期、幕府のとつた諸国御家人把握に関する

積極政策、及び在国豪族の呼応が源平交替期に動乱のあつた大隅ではかなり顕著にみられ、正八幡宮の神官も一旦御家人列に加わったものと思われる。しかし間もなくその反動として寺社領御家人の脱落があつた。建久九年在序注進の御家人交名により、國方と宮方に大別、國方とあるのは在序官人・郡司等で、宮方とあるのは大隅正八幡宮の神官・宮侍であろう。豪



他は正八幡宮領・国衙領等

表1 建久九年在庁注進御家人交名の  
国方・宮方別 (五味克夫編)

番号	氏名	国方官別番号
1	税所篤用	国方 1
2	田所宗房	" 2
3	曾野郡司篤守	" 3
4	小河郡司宗房	" 4
5	加治木郡司吉平	" 5
6	帖佐郡司高助	" 6
7	執行清俊	" 7
8	東郷郡司時房	" 8
9	河俣新大夫篤頼	" 9
10	佐多新大夫高清	10
11	弥三郎大夫近延 (遠)	" 11
12	禪寢郡司	" 12
13	木房紀太郎良房	" 13
14	西郷酒太夫未能	" 14
15	政所守平	宮方 1
16	長大夫清道	" 2
17	源大夫利家	" 3
18	修理所為宗	" 4
19	權政所良清	" 5
20	栗野郡司守綱	" 6
21	脇本三 (六) 郎大夫正平	" 7
22	太郎大夫清直	" 8
23	六郎大夫高 (為) 清	" 9
24	矢 (弥) 太郎 (大夫) 種元	10
25	執行大夫助平	" 11
26	鳴四郎近延	" 12
27	始良平大夫良門	" 13
28	小平太高延	" 14
29	新大夫宗房	" 15
30	弥次郎貫首友宗	" 16
31	肥後房良西	" 17
32	敷根次郎延包	" 18
33	三郎大夫近道	" 19

族は宮侍（神人）として社役をつとめるとともに鎌倉幕府の御家人としても名をつらねたことと思われる。

御家人は古代貴族にぞくしていた家人に源流をもち、鎌倉時代には將軍に直属する榮譽ある身分に上昇した。鎌倉にのぼり、將軍に謁見することを「見参に入る」方法や御家人を希望する武士たちの名前を書きつらねた名簿か交名を將軍が御覧なることにより主従関係が成立する。

薩隅は平家与党の豪族など幕府と主従関係のない非御家人も多く、莊官などは島津忠久の地頭職支配に対しても根つよく抵抗し、將軍の下知に対しても態度をかえなかつた。庄園は地頭の支配するところと下知しても、忠久に「兵仗を帶び、鎌倉に參上、忠節をつくすべし」と命令

しても、忠久の命にそむき、地頭職の威令は無視された。幕府は地頭職である惟宗忠久に追従する者の所領を安堵し、増加した。

勿論幕府に反抗した非御家人の所領は收公され、御家人に与えられた。内裏大番役の催促は守護の職責であるから、建久八年（一九七）には忠久は大隅・薩摩の守護職を兼帶している。大番役には京都、摂関家、鎌倉の大番役（警固役）があつた。

別府なる地名が薩・隅・日に多く、図田帳（大田文ともいわれ、鎌倉時代、一国ごとの田地の面積・領有関係などを記録した土

表2'

番号	御家人	氏名	郡・院・郷	名等	田数 丁反歩	石塗地 尺寸	備考
69		名主丹後房	"	北里	34		弁済使阿波房成幸ト
70		名主神一丸	始良庄	得丸本名	17	17	
71		名主六郎兵衛尉助元	"	中隈	3 2	3 2	
72	御家人	名主諸二郎掾高友	"	末枝	20	20	
73		名主平大夫入道	"	末次	8	8	
74	御家人	名主諸二郎兵衛尉重祐	曾野永利	用松	2.4	2.4	島津庄

表2 建治二年領主・御家人名とその所領

(五味克夫編)

番号	御家人	氏名	名	郡・村・郷	名	等	町	田数	石敷地	役	備考
1	源利左介	泰	西郷	郷上所	給	H	3.5	3.5	3.5		
2	五郎房	一	百	郷	安	1.6		1.6			
3	橋越田口樋水田	一	最	勝	左	1.5		1.5			
		一	長	勝	左	1.2		1.2			
		一	中	山	左	3		3			
		一	西	山	左	3		3			
4	御家人	田所宗久	一	力	福	左	5		5		
5	近田所永兼	一	豪	神	安	2		2			
6	源八人足佐伊	加治木郷	法	美	安	1.5		1.5			
		帖佐西郷	法	美	安	1		1			
		帖佐西郷	法	美	安	3		3			
7	知事功	金	坂	坂	坂	左	3		3		
8	右林助太郎八郎	一	正	福	左	1		1			
9	正官修理権兼順	一	正	福	左	3		3			
10	東行植松櫛校房	泰	西郷	利	峰	左	35		35		
		泰	西郷	利	峰	左	1		1		
		泰	西郷	利	峰	左	1		1		
11	御家人	修理所櫛校丸	泰	西郷	石	木	左	1			
		泰	西郷	石	木	左	2		2		
		泰	西郷	本	名	田	5		3(5分)		
12	小大宮司土神司祐田	泰	西郷	文	峰	左	5				
		泰	西郷	中	山	料	11		2		神主豊太郎司 帖木人太郎季
13	田所雅栄左衛門入道	一	九	射	空	10		10			
		一	竹	射	空	7		7			
14	正宮所・修理執行見期	一	嘉	第	年	新	空	2.5		2.5	
15	正宮所・修理執行見期	一	嘉	田	崎	左	2.5		2.5		
		一	嘉	田	崎	左	3		3		
16	西郷郷司田村綱	一	田	田	加	利	2		2		
17	良成房	一	平	留	タ	木	3		3		
18	御前別当(修理執当)兼押	一	早	留	タ	木	3		3		
		一	加	礼	河	3		3			
		一	加	礼	河	3,180		3,180			
19	御家人	酒太郎木房	一	高	波	波	6		6		
20	神木人太助	一	在	河	波	波	7		7		
21	仁成房明慶	一	竹	尾	樂	左	3		3		
22	御家人	鶴所介義兵	一	夜	久	高	2		2		
		帖佐西郷	鶴	久	高	山	27.4, 120		26, 144		
23	御家人	泰	西郷	鶴	久	高	社	1.7		1.7	
24	田所櫛田田	浦	生	院	御	鶴	空	6,6		6,6	
		浦	生	院	御	鶴	甲	8		8	
25	御家人	神主豊太郎・神木人太助季	泰	西郷	天	六	特	神	11	5	小大宮司土神 帖木人太助季
		泰	西郷	中	吉	川	分	11	3	3	
		泰	西郷	中	吉	川	11	2	2		
26	下山	泰	西郷	力	波	左	2		2		
27	西田田	一	勢	波	左	2		2			
28	野谷水	一	久	留	空	3		3			
29	片山櫛田田	一	木	丸	丸	左	2		2		
30	吉田与成助房	一	木	丸	丸	左	6,180		6,180		
31	正宮所・修理加左衛門田財真用	帖佐西郷	弓	弓	弓	左	2.6		2.6		
		帖佐西郷	弓	弓	弓	左	11.9, 240		11, 46		
		帖佐西郷	弓	弓	弓	左	7.9		7.9		
		帖佐西郷	弓	弓	弓	左	9.1		9.1		
		帖佐西郷	弓	弓	弓	左	8,3, 120		7, 64		
		帖佐西郷	弓	弓	弓	左	10.7		9, 14		
		帖佐西郷	弓	弓	弓	左	7		7		
		帖佐西郷	弓	弓	弓	左	31.8, 180		31, 85		
		帖佐西郷	弓	弓	弓	左	11, 9, 120		11, 94		
		帖佐西郷	弓	弓	弓	左	2		2		
32	路局座主慶範	泰	西郷	大	人	勤	6		6		
33	正宮所・修理加左衛門田財光	一	常	勤	6	左	1.7		1.7		
34	御家人	加治木郷	泰	木	名	木	50		50		
		泰	木	名	木	木	2,600		2,600		
35	御家人	木田山	加	木	木	木	20		20		
36	御家人	別名	別名	木	木	木	20.2		20, 25		
37	御家人	木	木	木	木	木	10		10		
38	太輔法橋勝印	一	鶴	鶴	鶴	鶴	3		3		
		一	鶴	鶴	鶴	鶴	11		11		
39	吉田与子	泰	西郷	人	勤	6			5		
40	井原伊与子	泰	西郷	勤	弓	弓	4		4		
		泰	西郷	勤	弓	弓	13.9, 180		13, 45		
		泰	西郷	勤	弓	弓	15		15		
41	鶴	鶴	鶴	鶴	鶴	鶴	3		3		
42	阿彌蟹良平	泰	西郷	肥	直	左	3		3		
43	福前櫛校管理	泰	西郷	水	田	田	7,7, 120		7, 404		
44	吉田与子(医薬心房)	泰	西郷	船	田	田	14,1, 300		14, 15		
45	修理所御頭道	泰	西郷	船	田	田	8.5		9.5		
46	御家宋家	泰	西郷	船	田	田	1.5		1.5		
47	井原法橋紀四郎馬允貞能	泰	西郷	船	田	田	10.7, 60		10, 72		
48	美濃阿彌蟹	泰	西郷	船	田	田	2.6		2.2		
49	井原法橋加左衛門入道智	蒲	生	院	武	武	(142, 0, 300)				
50	郡守伊賀房行公	泰	西郷	木	木	木	17.7		3, 75		
51	若士與(孫)太郎清持	泰	西郷	木	木	木	10, 0, 120		10, 8		
		泰	西郷	木	木	木	12.1, 120		10, 04		
52	若士西保・郎清亨	泰	西郷	木	木	木	6.9, 120		6.9, 54		
53	若士内村若太郎清元	泰	西郷	木	木	木	6.9, 120		6.9, 54		
54	若士七郎房	泰	西郷	木	木	木	(6.9, 0)		(6.9, 0)		
55	若士内村若太郎久	泰	西郷	木	木	木	1.2, 3		1.2, 3		
56	井原法橋兼名王波房廣季	泰	西郷	木	木	木	11.7, 120		2, 38		
		泰	西郷	木	木	木	5		11, 24		
		泰	西郷	木	木	木	34		5		
57	井原法橋兼名王波房廣季	泰	西郷	木	木	木	11.9, 120		10, 94		
58	正宮御供所清弘	古	田	院	木	木	10.3		10, 3		
59	郎大清持	一	宮	浦	木	木	4.8		4, 8		
60	郎大幸通	一	中	納	木	木	4.8		20, 6		
61	御家人	西田山	細	南	院	院	21.5		6, 95		
62	御家人	西田山	細	南	院	院	6.9, 180		6.9, 65		
63	御家人	強	大	觀	院	院	6.9, 180		6.9, 65		
64	御家人	九郎定觀助	泰	院	佐	安	1		1		
		泰	院	佐	安	代	10		5		
65	御家人	九郎定觀助	泰	院	佐	安	1		1		
66	御家人	西田山	細	南	院	院	16.7, 180		16, 75		
67	御家人	西田人入道西義	泰	院	佐	安	12, 1, 300		12, 1, 38		
68	若士與	郎大助直	泰	院	佐	安	9.6, 240		9, 66		

地台帳）にもきわめて多い。「宇佐神宮大鏡」に「本庄の四至の荒野を以て、別府を立て、開発せしむ」とあり、別府の墾田のことで、特に別異の符宣（符は上級官司から直属被官に命令する文書で、解に対応した。宣は天皇の命令を伝える文書の一形式）をもって、聽許された私墾である。この符宣は大隅岡田帳に「加治木郷百二十一町七段半、正宮新御領、本家八幡、地頭掃部頭、公田永用百六丁二段半、郡司大藏吉平妻知る所、件名は社領為りと雖も、府の別府と号し、数百余町を以て五十町に宛て、所當千疋に準ず、残り六十余町は府国両方に弁済せず、恣りに私用なり、動もすれば國務に隨はざるなり。」とあるごとく、その面積を隠すような行為が行なっていたであろうし、許可を与えることにより、その面積を隠すことによって、その代償を望む特別の許可である。したがつて別府は大宰府の役人の腐敗の中から起つてきしたもので、許可を与えることにより、その面積を隠すことによって、その代償を望んでいたのである。符は大宰府から出され、大宰府および国衙の役人の私有地拡大の便法ともなつていた。これらの地名がその保現在まで残存することになつたものとわれ、大宰府および国衙の役人の私有地拡大の便法ともなつていた。これらの地名がその保現在まで残存することになつたものと

表3 正応、元亨年間の御家人守護狩の負担人馬数（五味克夫編）

番号	氏名	A		B		C		D		E		F		G	
		正応2.8.21 守護狩左右 手書分	" 守護所狩路馬	8.23 御家人 分雇狩人	元亨3.7.11 (来25) 守護狩歩兵狩人	" 重久 向笠	" 重久大掾	" 栗野郡司	" 田代大掾 伊佐敷	" 20人					
1 稲所介	左1	1	10疋	1	100人			1	21人	1	21人				
2 憲検校	" 2	2	5	2	50			2	10	2	10				
3 曾都司	" 3	5	3					3	5	3	5				
4 河保大掾	" 4	4	5	3	50			4	8	5	10				
5 重久加賀房	" 5	3	4					5	10	4	10				
6 向笠諸次郎兵衛尉	" 6	6	3	4	30			6	5	6	5				
7 同 藤三郎				5	30			7	3	7	5				
8 神寢郡司	" 7	11	10							13	20	1	20人		
9 佐多弥四郎	" 8	12	5							14	10	2	10		
10 佐多九郎	" 9	13	2							15	5	3	5		
11 田代七郎入道	" 10	15	5							17	10	4	10		
12 伊佐敷大掾	" 11	14	3							16	7	5	5		
13 栗野大進大夫	" 12	栗野郡司	17	6						19	15				
14 修理所	右13	18	5	10	40			25人		20	10				
15 加治木本郡司	" 1	19	10					1	10	21	20				
16 上木田大掾	" 2	20	5					2	10	22	10				
17 下木田大掾	" 3	21	5					3		23	10				
18 小河郡司	" 4	16	6	11	50					18	15				
19 東郷郡司	" 5	7	5	6	40					8	10				
20 羽坂藤七大夫	" 6	8	5	7	40					9	10				
21 功手又二郎	" 7	9	3	9	30					10	10				
22 姫木弥四郎	" 8	10	3	8	20					11	5				
23 木房大掾	" 9	22	5	12	40					12	10				
24 田所小大夫	" 10	24	5	13	50					25	10				
25 弟子丸										26	5				
26 牧山大掾	" 11									28	7				
27 国修行	" 12									27	5				

考えられる。

弁済使は「ベンザイン」「ベンザシ」「ベザシ」などと発音される。弁済の語義は貢租を納入するとということで、薩摩の弁済使は地方の財政・行政を主管する武士であり、特に貢租の一部を莊園に納めるべき地方に漸次起つた。貢租の一部を莊園に納める所というのは前述した寄郡であり、半不輸の地帯である。寄郡は国郡であり、莊園に包まれながら郡司がいたわけである。このよう公領であると同時に莊園からの支配をもつける二重性格のところに、貢租納入関係上国司としての弁済使が島津莊の莊官としての別當に任命されていたのであろう。これらの寄郡の土地に対しては、地頭職・弁済使職・名主職などが当てられていて、一般莊園以上に錯雜していた。したがつて勢力ある者などは、大目・郡司・地頭・名主等を兼ねている。莊・國の二重支配を受けた弁済使がその支配を脱し、私領を拡大し、地主化していく。鎌倉末期には領主化していく弁済使が領家側からのみ行われている。領家納入のうち三分の一を得分として認めており、弁済使の年貢対押に対して領家側は請けさせようとしていたとも考えられる。こうして錯雜した寄郡に弁済使が発生し、

在序役人がこれを兼ねるようになつた。平安末期においては、荘・国の二重支配を受ける立場にあるほうが在序役人として地下に根をおろすことが容易であつたろう。それが鎌倉中期以降は領家の支配を脱し、所領を確立し、弁済使の所職を分轄譲与し、新田神社文書に見られるような定使弁済使とか小弁済使とか呼ばれるものが成立していった。

## 5、混迷する神領

正八幡宮執印僧行賢は天承元年（一一三一）所領を台明寺に寄進した。僧行賢は寛治元年（一〇七八）親父惟宗朝臣在任の年、大隅に下向、縁ありて台明寺に参詣していたとある。万得領八段、すなわち止上神社に寄進した一段を除き、残り六段と畠地一箇所を不斷大念佛灯油仏聖供料として寄進し、さらに康治元年（一一四二）には、毎日仏聖料として、万得領田九段を寄進している。のち行賢寄進の地は、大隅国住人藤原篤房が私領として押領しようとした、大宰府から篤房に押領停止を命じている。行賢は天仁三年（一一一〇）正月、吉田を正八幡宮神領に寄進している。正八幡石体の文字発見の前年、すなわち天承元年九月の寄進状がある。天承二年、国司は万善村を正八幡に寄進し、宇佐八幡神人が石体発見を疑い、紛争をひきおこしている。保延四年（一一三八）十月二十九日、京極関白藤原師実の

表5 弘安十年宮侍守公神結番

番号	氏名	表2ノ番号	表3ノ番号
1	蒲生若宮政所 孫四郎入道 永里源太		
2	栗野郡司 在河綾大夫 覺定房後家	66 20	13
3	始良得丸 太郎大夫 諸太郎	70・71 19	
4	始良牧山 鳴四郎 諸次郎大夫		11
5	始良末次 蒲生南三郎 平四郎馬		73
6	蒲生米丸 蒲生西保三郎 大宮司	50 52 12・25	
7	蒲生内村入道 後藤大夫 源次郎	53・55	
8	脇本三郎大夫 源三兵衛尉 櫻司		58
9	越大和入道 長法橋跡 毗沙王		
10	小河郡司入道 左近大夫 序免三郎		18

表4 御家人数の推移（五味克夫編）

番号	初期ノ御家人	姓	都・院・郷	後期ノ御家人	ソノ数
国方1	税 所	藤	曾野	1税所、2惣檢校 5重久 6・7向笠 24田所 25弟子丸	5
2	田 所	藤	井	"	2
3	草野郡	藤	酒	3曾郡司	1
4	小河郡	井	藏	18小河郡司	1
5	加治木郡	酒	大	15加治木郡司 16上木田 17下木田 29別府 30吉原	5
6	帖佐郡	井	藏	27國修行	0
7	筑後郡	井	行	19東鄉郡司 20羽坂 21功 手 22姫木	1
8	東郷郡	井	中臣	4河保 9・10佐多 12伊佐敷	4
9	河 佐	曾	野	11代	1
10	佐助三郎大夫	建	井	8鹽尻郡司 23木房 28溝辺	2
11		井	酒		1
12	織田郡	井	桑		1
13	木 郡	紀	桑		1
14	西 郡	井	桑		1
計					27
高方1	政長源修 権	所夫	大藏長 息	14修理所	0
2	大	夫	息	△	0
3	理	所	井	13栗野郡司	0
4	政	夫	長	△	0
5	長	夫	息	△	0
6	源	所	本	13栗野郡司	1
7	修	夫	大	△	0
8	権	修	夫	△	0
9		所	大	△	0
10		夫	夫	△	0
11		夫	夫	△	0
12		修	夫	△	0
13		権	夫	△	0
14		修	夫	△	0
15		権	夫	△	0
16		修	夫	△	0
17		権	夫	△	0
18		修	夫	△	0
19		権	夫	△	0
計				△ハ後期ノ御家人ト思ワレルモノガ非御家人トシエルモノ	3
庄方1	斐曾	刈	藤		1
2	曾	木	刈		1
計					2
合計					32

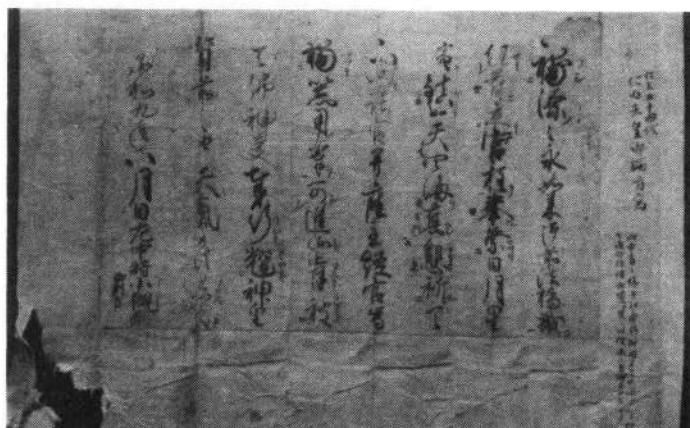
表6 建久八年図田帳による領主名とその所領（五味克夫編）

番号	氏名	職	郡・院・郷	庄・公	名	町反歩(田数)	備考
2	藤原篤守	郡司	曾野郡	公田	重枝	20	
	藤原篤用	税所	"	"	重富	33	
			"	"	重武	3	
			桑東郷	"	重松	7	
3	藤原篤頼		曾野郡	"	用松	15	
4	建部宗房	田所	"	"	弟子丸	5	
			小河院	"	廻村弟子丸	5, 3, 240	
5	建部近信	椿大掾	曾野郡	"	元行	5	
			小河院	"	"	1, 2, 300	
6	酒井宗方	郡司	"	正宮領	公田	57	
7	建部清俊	執行	"	公田	武丸	2	
8	建部高清		桑東郷	正宮領	武安	6	字新大夫。賜大将殿
			鰐院	"	佐法	10	下文知行之。
9	紀新大夫良房		桑東郷	公田	主丸	5	
10	僧覺慶		"	"	元行	1, 5	
11	大中臣時房	郡司	"	"	秋松	2	
12	酒井末能		桑西郷	正宮領	万徳	14, 4	
			"	"	溝辺在河	2	
13	僧兼俊		"	"	小浜村	8	
14	則貞	郡司	"	公田		1	
15	大藏吉平(妻)	郡司	加治木郷	正宮新御領	公田水用	106, 2, 180	
16	僧忠覺		"	"	鍋倉村	3	
17	酒井為宗	正宮修理所	"	"	宮水	8	
18	建部清重		鰐院	"	郡本	30	賜大將殿下文、菱刈六郎重後知行之
19	吉門		始良庄	正宮領		50余	元吉門・高清・宗清所知。
20	三郎房相印		菱刈都	島津庄	郡本	(138, 1)ノ中	賜大將殿下文知行之

表7 薩隅日三州他家古城主來由記所載の城主名

番号	氏名	城地名	時代及び島津氏当主名	姓
1	肝付河内守兼経	肝浦	忠	伴藤
2	蒲生太郎大夫清直	蒲生	久	大
3	加治木八郎親平	加治木	久	平
4	吉田御供所検校長大夫吉清	吉田	久	藤
5	横川藤内兵衛尉時信	横川	久	源
6	菱刈三郎坊相印重妙	菱刈	久	伴
7	肥後房良西	帖敷	?	?
8	土岐左衛門尉国房	大始	忠	平(建部)
9	織冠小太郎義明	佐田	元	源伴?
10	佐多太郎存盛	佐田	忠	藤(源)
11	田代次郎兼盛	源	忠	藤(菱刈庶流)
12	祇肥伊豆守	良屋	忠	建部(平)
13	北原又太郎延兼	野	忠	大
14	津野四郎兵衛尉	郡	忠	中
15	税所兵衛尉祐満	木	忠	臣
16	曾木彦太郎忠茂	道	忠	
17	溝辺孫太郎	島	忠	
18	沙弥行西清重	水	貞	
19	四郎左衛門尉信式	木	忠	
20	本田因幡守国親	清姫	貞	
21	姫木十郎	姫	忠	

七男である行玄上人が正八幡の権僧正として補任されている。行玄上人は康治元年、日吉山王社に神鏡を寄進、日当山西光寺を建立し、久安元年（一一四五）座主を辞し、久寿元年（一一五四）十一月十五日、西光寺で入滅、とき五十八歳である。行玄は正八幡関係の中興の人というべきで、諸司の継承その他多くの業績をのこしている。康治元年に国分寺観音堂左に七重の塔が造立されている。霧島神社再興の僧、性空上人の正八幡參籠も天承のころである。一方清水台明寺の國府鎮護の道場も衰退の一途をたどっていた。多くの大宰府・国衙の制止がみられる。とくに藤原篤房の押妨は根深いものが感じられる。篤房は藤原篤如の後裔とみられる。治安元年（一一〇二）霧島・止上・正八幡の神領宰領官兼三社大宮司職として下向、曾於殿とよばれ、税所職にあたつた。



仁明天皇綸旨写（桑幡文書）

長男篤義は重久の坂の上（坂の上殿）、二男篤貞は重久孫次郎篤貞と称して重久村に住んだ。支族には重久・姫城・最勝寺・馬場・妻屋川畠・芦江がある。芦江氏は芦江神社や松永天神を創建している。この系譜は東芦谷家と重久家とそれぞれ異つて記録されている。応保二年（一一六二）の台明寺住僧の解状によると、正八幡行賢の寄進地を篤房が押領しようとしていることがしるされている。この寄進地は行賢が篤房の祖父篤定から買得した田地である。岡田帳の曾野郡司藤原篤守がこの後裔であろう。

#### 下地中分

惟宗忠久は文治元年（一一八五）島津荘下司職に任命、同荘の総地頭、薩・隅・日三州の守護へと成長していった。その都度所領の増加にあずかり、島津の荘内の郡司、弁済使の名田に対する支配権が与えられた。寄郡から一円の荘へ、さらに地頭領へと拡大されていくのが、当時の一般的な勢であった。地頭が一円支配の土地を拡大して領主として発達し、荘園をつぎつぎに蚕食していく。正八幡宮の社領は、曾野郡五六町一段、二五町七段、小河院二七四町八段、桑東郷一一三町九段、桑西郷一四三町六段、帖佐郡三五六町八段、蒲生院一〇八町九段、吉田院一七町二段、加治木郷一二町七段、禰寢院四〇町、栗野院六四町、鹿屋院八町、姶良庄五〇町余である。大隅国総田数三〇一七町五段大のなかで正宮領一二九六町三段小、内訳は不輸五〇〇町五段小、応輸七九五町八段である。新田八幡の七〇町と比較すればその社領の大きさがわかる。加治木の大藏吉平の妻の所領は正宮領で地頭掃部頭、本家石清水八幡だが、社領ではあるが別府と称し、面積を極端に過少に申告し、一部は私有しているという有様である。重松名の郡司藤原篤守の所領や重富名の税所藤原篤周の所領は国司の許可をうけずに勝手に正宮に寄進し、ごくわずかなものを正宮に納めて、国衙の追求より免れようとする私墾田のありかたを物語る。領家の一円支配の不輸の地として、国衙には納税せず、領家へのみ弁済する形も、寄郡の半輸、すなわち、国衙と島津荘の領家の双方に一部の弁済をする形も、すべて崩壊して地頭の所領化を促進していく。

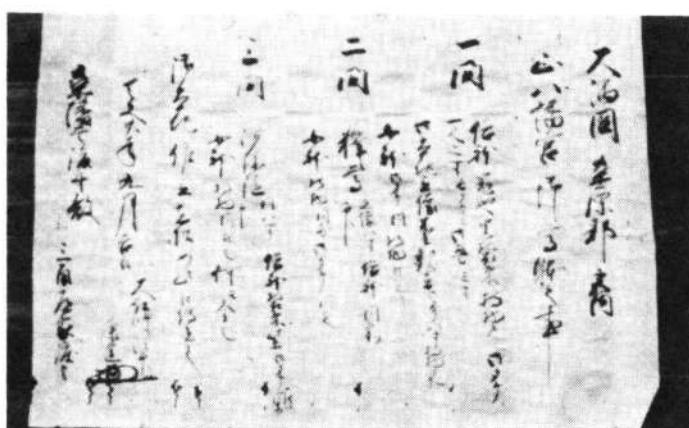
鹿児島神宮は御正座に彦火火出見尊・豊玉姫命、相殿に仲哀天皇・神功皇后・応神天皇・同皇后を奉祀しているが、八幡神の根

本の宮として、筑前大分宮・肥後千栗宮・肥後藤崎宮・薩摩新田宮と五所の別宮と称せられていたことなどから、最初は応神天皇であつたと思われる。石清水八幡にならつて、諸国の国府に八幡宮を勧請するようになつて、大隅の国分八幡・薩摩の新田八幡が鎮護国家の国分寺と肩をなべて興隆したと考えられる。このようにして神仏混合が台頭する。その新田八幡と旧下伊集院寺脇・勒寺領を除外している。弘安七年（一二八四）の幕府奉書に正八幡に奉寄、豊前の国上毛郡勘原村地頭職、正応三年（一二九〇）同じく勘原村代替地として筑後国水間庄を寄進し、正安三年（一二八八）の伊作・日置両荘の下地中分で、豊前の国、宇佐八幡宮彌第に地頭が蚕食する。島津忠久の七社参りについて、坊ノ津一条院、僧頼盛の書付によれば、一、開聞、二、新田、三、止上権現、四、正宮、五、霧島、六、妻万、佐土原カ大崎、七、島津稻荷とある。弘安十年（一二八七）枚聞社と新田八幡の薩摩一ノ宮についての相論、同年守護代である僧唯道の台明寺領に石築地割当の免判があり、御家人を窮乏化させた博多の蒙古警固役からのがれている。しかし宇佐宮、八幡宮造営料は免除されていない。

## 6、神領禪寢院の変遷

班田制の崩壊は人口の増加と田地の不均衡から、意外に早く訪れた。律令官僚の腐敗は政治を混乱させ、経済的基盤である土地と人民との結合を乱した。そのあとにおこつたものが、墾田を中心とする社寺領地・賜田・功田などの莊園である。莊園は天下をおおい、公領は立錐の余地もなくなり、無税地である不輸・不入の治外法権的地域が急速に拡大していった。一方地方に下向した官僚には左遷された者や大宰府の官人から転補されるものが多く、ただでさえ売官・成功の風潮がつよく遙任の多い国司にかわって、現地に下向執務する国司代・掾以下のものが、国政をろうじて断したことは想像にかたくない。十二世紀末島津忠久は攝関家・近衛家の家司（けいし）であった。

没収された平家の没官領も、追捕使、押領使、郡司、院司が残存し、解かれたのは職



正八幡御尊体注文目録（桑幡文書）



神舞面（止上神社蔵）

名だけで、所有地は存続した。今の規定では、中国である大隅は守一人、掾一人、目一人、史生三人となつてゐるが、保安二年（一一二二）権大掾建部頼清。天承元年（一三一）大介中原、権大掾建部・藤原目酒井。長承二年（一一三三）守中原信俊

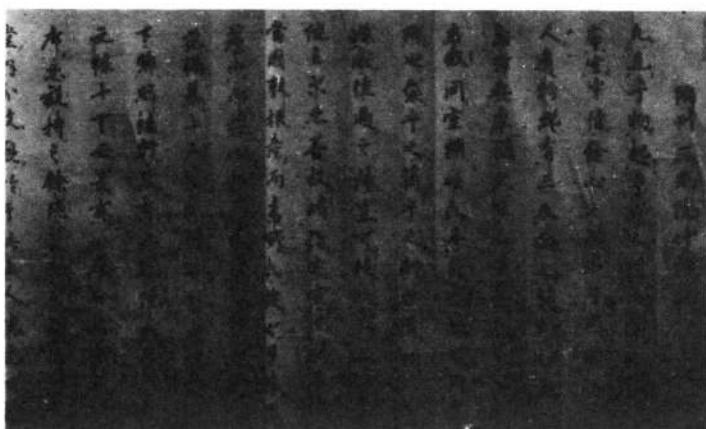
大掾建部清定・藤原輔平・目酒井忠末。保延四年（一一三八）国司代中原。平治元年（一一五九）権大掾紀・檜前・目大中臣。応保元年（一一六一）国司代勾当源・権大掾

檜前・建部目大中臣。などが文書に見えてゐる。大隅の掾は一人であるのに二人も名をつらねてゐるのは国人がしばしば補任されてゐると思われる。大介は国守同等の国政担当者であつたらしく、庄園関係の文書に多く見られる。大隅の建久図田帳に大判官代藤原・諸司検校散位大中臣・田所散位建部宿禰・税所散位藤原朝臣・目代源が連署連判し、さらに権大掾伴・権介清原・同藤原・同藤原・同伴・同小野氏祐・同大中臣・同平・同大中臣・同大神・同藤原朝臣・同秦惟康・同大中臣朝臣為則・同惟宗朝臣などが連署してゐる。このように十三人の権介がいつ出来たのか、何をしていたのか不明であるが、国府の実権はさらに下級の在庁官人の掌握してゐたことは想像にかたくない。在庁官人のなかに大判官代・諸司検校・田所・税所などがある。諸司検校として建久九年の御家人交名に、東郷郡司時房とある。この東郷は後世桑西郷・桑東郷に発展したが、郷はもともと郡の下についていたものである。連署に諸司検校大中臣時房・田所検校田所宗房・連署に田所検校建部宗房・税所検校は税所篤用とし、連署に税所検校藤原篤用と記載されている。諸司検校は古くは県宿禰姓で、のち大中臣姓となり、東郷郡司をかねてゐる。税所は古くは建部、のち藤原姓にかわり、曾野郡司も同族で、河俣新大夫・神主總大宮司姫木大夫なども同族と思われる。田所検校は古くは権大掾税所検校であつた建部氏で、岡田帳の連署には見えないが、本文中に権大掾近信を載せている。その他禰寝郡司・佐多氏・正八幡宮執行等、皆建部姓である。前に述べたように在庁官人は、一方では郡司・郷司をかね、同族に郡司・院司・郷司の者があつたことから考えると、郡司の家で、国府に出仕し、ついに在庁官人となつたものと考えられる。

諸社のなかで最有力であつた正八幡は、また社領においても最大であつた。建久岡田帳で大隅の社領一千二百九十六町三段小に

及んでいた。うち不輸租田が五百町五段小、輸租田が七百九十五町八段である。大隅の総田数三千十七町五段大であるので、一国の二分の一を独占していた。そして正八幡宮が石清水八幡を本家としているのに対し、新田八幡宮領は彌勒寺、即ち宇佐八幡の別当寺に対する関係よりも、石清水八幡の善法寺家を本家とした。新田八幡宮領には大宰府領は存在しなかつたが、正八幡宮には「府社五箇所、十六町、大府御沙汰」が含まれている。石清水八幡宮が朝廷の尊崇をあつめた例にならない、諸国國府が八幡社を勧請した例があるが、国分八幡は創建が古いので、兼ねていたわけである。正八幡宮には多くの社人がいる。天承二年（一一三二）の文書の連署に、執印大法師・権執印・座主大法師・御前検校大法師・御前検校兼政所法師・修理所検校酒井・御供所検校平朝臣・御馬所検校藤原・検校旱部祝部柒島・宮主法師三人（源逞・源芳等）・権政所（貞元）・権座主大法師等が見え、神人・僧侶なども多く、付属の武士もいた。これを宮方といい、国方とよばれる武士と相対するものである。明治維新当時の社家調書によれば、四家と呼ばれる神主・執印留守・田所・別当・十家または一社とよばれる修理別當・正宮鑰島別當・御供所別當・修理所・檢非違使所・衆徒十五坊と呼ばれる林鐘坊・智定坊・蓮寿坊・成顯坊・宗円坊・大円坊・大覺坊・香乘坊・講師坊・講代坊・田中坊・宗代坊・寺師坊・正優坊・岩下坊・殿守十二家、山伏法体行者職、四十七家、隼人十八家があり、総計一〇六家におよぶ大きな構成員になる。

この正八幡宮こそ最大の志料が存在すべき場所でありながら、皆無に近いぐらい文献がすくなく、わずかに国領中武安名について、禰寝氏がこれを領していたので、その一部を推測できる。まず平姓禰寝氏の系譜をかかげておく。延久元年（一一六九）散位藤原頼光寂念なる者が、その所領を諸子兄弟に譲与した。長子である頼経の譲与された所領は、禰寝院内大禰寝・浜田・大始良の三村とともに桑東郷内の田畠があつた。権大掾建部頼親があり、所領禰寝院などを嫡子親助に譲与した。頼親の時代の府官物と負物を弁済しかねたので、親助の伯父に当る掾建部頼清に対し相続書類を売り渡した。頼親は天永三年（一一一二）死去しているので、頼経からすれば子か孫にあたる。その所領は頼清寂禪の領知となつた。頼清には清貞・頼高の二子があり、そ



三光院什物記（日秀神社所蔵）

藤原頼光—頼経

平行道—忠家



子に処分するに当つて、桑東郷内武安名を娘心妙に与え、同じく娘西念には禰寝南侯内山本村名田を与え、べつに久安四年（一四八）讓状を檜前太子に与えて、夫妻の間柄ではあるが、一分の所領桑東郷内永谷村を処分した。この西念の夫に菱刈高平があり、西念の聟に垂雲房琳覚があつた。高平の一族はのちに建部氏と禰寝南侯の領地を争うことになる。禰寝院山本村の処分を受けた尼西念は不善第一の所行をもつて清貞の生前に家から出された。西念の所領も同時に失なうことになった。のち夫高平をたてて南侯（小根占）の領有を主張し、ついで母の未处分の所領であると称して、心妙に譲与されていた桑東郷永谷村を差押え、それに別の土地をもつけ加えた、本所に申請し、社家よりの許可にまかせて、その半分を領有しようとした。心妙はこのことを国衙に訴え、その結果、在庁官は承元四年五月（一二一〇）国の裁決を願つて、心妙の所領を確認している。心妙の所領はその後、禰寝清重の所知となり、さらに佐多氏の伝領するところとなつた。清重・清村・親村・親助・親清をへて親高に譲られた。親高はその所領を未処分にして死亡したので、幕府によつて、その子宗親・親綱はじめ子女たちへ、所領が配分された。長子宗親は桑東郷武安名五町七段大・狩倉十箇所を配分され、建長五年（一二五三）將軍家政所で所有を確認された。宗親はその所領を未処分のまま死去したので、子定親阿古丸と弟石王丸代親西等との間に訴訟めぐつて争われ、同じく幕府によつて分割配分された。武安名については、定親はその五分の三を、石王丸は五分の一を伝領することとなり、弘安四年（一二八一）にいたつて、これを確認した。弘安八年（一二八五）の定親の申状（下位の者から上位の者に対する文書）によれば、武安名の領知関係は半不輸国領六町田うち、三段は正八幡宮貢進田として国衙より正宮に寄進したもので、下地共に社家の占有、管理するところで、一町は正八幡宮浮免経田として、上分を一応国衙に弁済し、一段に一疋の割合の所當物を経講供料として、正宮に上進した。この一町三段の正宮関係の田地をのぞいて、あと二町八段は本名とし

れぞれ所領の処分を受けた。ここで清貞はその所領を男女の諸

く娘西念には禰寝南侯内山本村名田を与え、べつに久安四年（一四八）讓状を檜前太子に与えて、夫妻の間柄ではあるが、一分の所領桑東郷内永谷村を処分した。この西念の夫に菱刈高平があり、西念の聟に垂雲房琳覚があつた。高平の一族はのちに建部氏と禰寝南侯の領地を争うことになる。禰寝院山本村の処分を受けた尼西念は不善第一の所行をもつて清貞の生前に家から出された。西念の所領も同時に失なうことになった。のち夫高平をたてて南侯（小根占）の領有を主張し、ついで母の未处分の所領であると称して、心妙に譲与されていた桑東郷永谷村を差押え、それに別の土地をもつけ加えた、本所に申請し、社

家よりの許可にまかせて、その半分を領有しようとした。心妙はこのことを国衙に訴え、その結果、在庁官は承元四年五月（一二一〇）国の裁決を願つて、心妙の所領を確認している。心妙の所領はその後、禰寝清重の所知となり、さらに佐多氏の伝領するところとなつた。清重・清村・親村・親助・親清をへて親高に譲られた。親高はその所領を未処分にして死亡したので、幕府によつて、その子宗親・親綱はじめ子女たちへ、所領が配分された。長子宗親は桑東郷武安名五町七段大・狩倉十箇所を配分され、建長五年（一二五三）將軍家政所で所有を確認された。宗親はその所領を未処分のまま死去したので、子定親阿古丸と弟石王丸代親西等との間に訴訟めぐつて争われ、同じく幕府によつて分割配分された。武安名については、定親はその五分の三を、石王丸は五分の一を伝領することとなり、弘安四年（一二八一）にいたつて、これを確認した。弘安八年（一二八五）の定親の申状（下位の者から上位の者に対する文書）によれば、武安名の領知関係は半不輸国領六町田うち、三段は正八幡宮貢進田として国衙より正宮に寄進したもので、下地共に社家の占有、管理するところで、一町は正八幡宮浮免経田として、上分を一応国衙に弁済し、一段に一疋の割合の所當物を経講供料として、正宮に上進した。この一町三段の正宮関係の田地をのぞいて、あと二町八段は本名とし

て定親・石王丸の知行分であり、一町四段は桑東郷郡司義通の知行、三段は姫木大夫入道道西の知行分であつて、なお非御家人分として、正宮司所權執印法橋永円の三段、同所司序検校円秀の三段、屋加丸駿川房の三段、主神司調所恒久後家の木作六段があつた。すなわち正宮領一町三段をのぞいて私領六町の合計となる。桑東郷郡司義通は武安名内に一町四段（字阿宇毛内六段、河副八段）を知行したが、義通は建久団田帳の郡司大中臣時房の後裔であろう。その父を篤通といつた。弘安八年、この義通の知行分武安名六分の一の仏神事以下諸公事に関して、佐多定親の知行分に係争を生じ、定親は本名の公事済物について、再三陳状を出し、国衙の裁決を仰いだ。義通は定親の祖父親高のとき、一女子に処分した本名内一町の諸公事の弁済方を、便宜上郡司の支配の国作田二百四十歩の所當として、とりまとめて上進することになつてゐたと主張し、定親はこれに對して、当名に国作田の存在しないことを主張し、これに相當する国衙厨家田四段をあておかれているうちの三段は、武安名に一段あり、これは從來義通の知行するところであつて、年來弁済して現在にいたつてゐる。義通が国作田の存在するかのごとく強弁することの不法を陳述したのである。結局弘安九年（一二八六）、国衙は定親に対してもういう主張を認め、当名の諸公事六分の一を配分すべきことを下知している。定親の子は信親道智で永仁二年（一二九四）所領を譲与された。この定親の従兄に親治（親綱の子）があり、定親の処分後信親と武安名内古作並びに東迫に関して争い、一方においては当名内名主平山肥前房並びに生江代朝盛とも籠作東迫について係争を生じた。後者は正安元年（一二九九）双方和談し、前者は正安元年、両方和与状を出し、親治は朝盛との和与の結果えた古作内田地二段並びに東迫内水田二段・畠地三分の一のうちより、さらに古作田地一段・東迫三分の一畠地を信親の方に売渡して解決した。しかし信親は御家人としての重い課役にたえかね、嫡家である禪寢郡司清保に對して、その伝來の所領武安名五分の三、田畠・屋敷・山野を入質したが、正和四年（一三一五）ついに譲渡した。しかるに信親は嘉曆二年（一三二七）になつて、さきの売却を無視して、清保が横領したとして訴えた。鎮西探題北条英時は加治木政平に調査を命じた結果、翌年清保の知行を確認した。信親はひとり清保のみならず、元亨三年（一三二三）木房次郎に対しても、武安名内に五段の田地をも本物返（いつでも本錢を返せば、不動産を買ひもどせるもの）売却している。信親は清保の子息力寿丸を養子として迎え、正和五年（一三一五）にその所領および調度文書を譲与した。

島津荘の有力莊官、島津氏の存在が島津荘の一円領の確保に貢献する。寄郡（よりごおり）即ち田租の半不輸の地で勢力を拡大して行く。他の宇佐領、東寺領、興福寺領であつても雜役免が大半を占めている。寄進を受けた平家も莊園に次々と家人を送り込

んで莊園の拡大につとめる。本家、領家、預所、下司と云う構造が細分化される。特に現地役人の役職細分化が正八幡宮文書でも推定できる。石清水八幡を通じての北家藤原氏、師実、師通、忠実（別称知足院・富家殿）、関白忠実は道長以降の摂関領を挽回掌中に収めて行く。

大隅国在庁官人に税所藤原氏がいる。この建部氏は代々、権大掾を称し、在庁官人で、大隅正八幡の神人である関係で貫首あるいは御馬所検校と称し、所知の関係からは院司を称している。同じく在庁官人で禰寝建部氏のほかに権大掾建部宗信・田所建部宗房・権大掾建部近信・税所建部宗清等がいる。親助の時代のように国府の役人であり、一方神人であることは政治の紊乱をきたした。この南侯を頼清の嫡子清貞他に譲与した。清貞は前掾・税所・禰寝院司を称し、この清貞の娘聟が菱刈高平である。高平は承安三年（一一七三）ころより、兄である菱刈重妙と共に建部氏と禰寝氏の争いに巻込まれて行つた。清貞の嫡子清房は源為朝と共に三州を征服した薩摩押領使（地方の内乱や暴徒を鎮圧する官）阿多忠景の追討の宣旨（天皇の命を伝える文書）の使者に反抗して斬殺された。平家与党人の遺領は悉く没収された。南侯の領有は菱刈氏に帰し、清重はその一隅に余ぜんを保っていた。清房が父清貞より継承した正八幡宮の御馬所検校の地位も、加治木郡司であつた大藏吉平に改替されたことが、養和元年（一一八一）正八幡宮一命婦職補任状（藤原太子）の連名連署のなかにみられる。建久三年（一一九二）正八幡宮申文を以て、菱刈重信（重妙の嫡子）の南侯の地に対する競争を停止し、その地頭職を改替している。建久八年（一一九七）大隅国岡田帳には禰寝郡司欠、建部清重所知とある。清重は禰寝氏の祖とされ、平重盛の孫に当る六代丸（妙覺律師）の子である。清盛と重盛より一字宛とて清重とした。

養和元年一命婦職補任状の藤原太子とは久安四年讓状の檜前太子とは同一人物と思われる。女子の所領譲与は原則として一期分であり、本人の死後は原則として実家に吸収される慣行である。惣領制の大要は軍事権、公事権、氏神祭祀権を掌握するものとするが、弘安六年（一二八三）大隅守護千葉宗胤下知状禰寝佐汰村地頭親治と佐汰西方地頭定親との相論で、「所詮定親は各別の御家人で安堵下文を帶びている上は、警固番役は各別勤仕せよ」と裁可している。佐多本名の支配を離れて独自の行動を認めている。公事権では正和元年（一二一二）鎮西探題裁許状に「公事は惣領親治の支配を守り、先例を守り、分限にしたがい勤仕すべし」とある。祭祀権は正八幡宮文書に見られるように惣領の掌握下にある。庶家・庶子の所領が時代とともに惣領に集中接近していく傾向がある。禰寝氏に佐多氏、伊佐敷氏が接近していくのは孤立した地理的条件が作用しているのだろうか。経済的条件の変化から

禰寢氏に接近する要素が発生していったのだろうか、惣領分は庶子分をはるかに越えることが原則であるが、ここでは惣領分が庶子分より少ない。庶子分が多いことと生産性の高いことは必ずしも一致しないし、峻険な高台の水田の収穫量は期待されない。また女子の一期相続分として桑東郷、桑西郷、小河院を譲与していることも注目に価する。隼人町松永の武安名、永谷村がそれである。現在永谷という字名は消失している。

松永武安は天降川と松永川との合流点に位置し、西光寺川河口にも近い。国立霧島病院・鶴ヶ城が北側に、荒瀬城が西側に、日当山城・茶臼ヶ城・角井城が南側に、平熊城・湯之峰城・姫木城を東側に展望でき、距離的にも千メートル以内の重要な地点にある。現在古石塔四基が合流点に残存している。

大隅国田帳に「建部清重（禰寢氏の祖）所知」とある清重は地頭建部とも称し、その禰寢院南侯の地の郡本三十町は清重に代わって、菱刈重信が知行している。重信は菱刈郡の地頭もしくは郡司と見られる菱刈氏の祖である重妙の子重信（延）である。元暦二年（一一八五）に菱刈氏が南侯の知行権についての大宰府免判を得ているが、重信の死後、南侯の知行権は禰寢氏が回復している。

文治三年（一一八七）十一月の正八幡宮等解によると「南侯の地頭職は、大隅国在府の賴清が祖先より相伝する所、賴清死後、數子に处分し、先年當正八幡宮に寄進（半不輸領）した」とあり、菱刈高平らが謀計をかまえて大府宣を得、押領をはかったのは承安三年（一一七三）のころである。その甥である重信の押妨を停め、禰寢氏の知行権を再認したものである。

禰寢氏は在府官人の家系であり、賴清は御馬所検校職である。正八幡宮神人であつたことは当然社家の支援もあつたと思われる。

大隅国司の子であつた行賢の執印時代は社領拡大の時期でもあり、賴清の本地領回復もその一つである。保安年中の関白藤原忠実（知足院禪定殿下・富家殿）の「帖佐郷二百七十一丁大、正宮領御寄進」も莊園拡大の一環であり、国衙支配を脱し、私權拡大への願望が全国的に昂揚した時期でもある。



寺家公文所下文 (限元文書)